

第 2 編

G5水準の知的財産 サービス体系の構築

第1章 審査・審判サービスの高度化

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第5章 成果主義文化の内在化及び変化管理活動の推進

第6章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1章 審査・審判サービスの高度化

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許・実用新案の速急な権利化及び審査品質の向上

電気電子審査局 特許審査政策課 獣医事務官 イ・チュンホ
工業事務官 チョン・ジドク

イ.推進背景及び概要

最近知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼する件数が2006年735件から2011年15,716件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が増大しつつある。このような国際的特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としてのプレゼンスを高めるためには特許・実用新案の速急な権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるに連れ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業たちが特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社への牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、大企業の特許出願件数は2006年63,848件から、2011年47,409件へと多少減少したものの、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それによって審査品質に対する関心もいつもよりさらに高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処

理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があるといえる。同時に、これは国内外の出願人に速急な権利確保を支援すると同時に、先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるための計画である。

ロ.推進内容及び成果

1)優秀審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた品質能力の強化

イ)優秀人材の補充

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用した。2011年には70人の専門人材を補強し、持続的な増員を推進しつつある。このように増員された専門人材は体系的な審査官教育などを経て審査業務に投入されるため、審査生産性や審査品質の向上に大きく貢献している。2011年特許出願の1次審査処理件数は17万4,283件で2010年比38.7%増加し、審査終結処理件数は15万1,184件で2010年比37.0%増加した。また、審査請求した日より1次審査までかかった特許審査処理期間もまた主要国の中で最も速い16.8ヵ月を維持した。

ロ)審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行され

た。また、審査官の昇級に必要な資格要件及び昇級手続きを規定化し、2005年9月「審査官等級運営に関する規定」を制定し、2011年6月まで計9回にわたって改正を行った。それにより審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、先任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、先任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するために、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、先任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

一方、2011年6月改正された内容には審査官に昇級の機会を拡大提供し、充実した昇級教育運営を通じて実務能力を高めるために必修教育課程を多様化すると同時にオンライン教育課程を追加するなど昇級教育課程の改編が含まれている。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2011年12月末基準で首席審査官が68人で9.4%、責任審査官が99人で13.6%、先任審査官が263人で36.1%、審査官は298人で40.9%を占めている。

<表Ⅱ－1－1> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対

			程のうち1つ	応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長 登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知 など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
前任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知 など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ)審査パート制

審査官の増加により、効果的に審査品質を管理すると同時に類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務処理速度を向上させるため、技術分野別に7人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的に施行するようになった。

審査パート長は前任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官で優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、

審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

＜表Ⅱ－１－２＞審査パート制の構成状況

(2011年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
機械 金属 建設 (9課)	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械、建設機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品
	運搬機械	移送システム、物流システム、造船航空システム、陸上輸送
	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置、エネルギー装置
	精密機械	光学機械、計測機械、試験機械
	空調機械	空気調和、流体機械、冷凍機械、熱伝達
	金属	金属材料、製鋼、表面処理、金属加工
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設、土木構造
化学生命 (9課)	複合技術 1	微細特殊加工、ロボット・ゲーム、制御機械
	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析、生化学
	化学素材	有機化学、高分子応用、高分子合成、無機化学
	精密化学	素材工程、光化学、応用材料、ナノ材料
	環境エネルギー	エネルギー、水処理、大気、資源・廃棄物
	薬品化学	製剤・化粧品、合成医薬、天然物医薬、バイオ医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、繊維機械、生活用品
	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源生産、生物資源加工
電気電子 (6課)	複合技術 2	治療診断、セラミックス、粉体工程
	国際特許	新素材、バイオ、医薬、医療電子機器
	電気	電気機器、電気素子、電気エネルギー、電気制御、スマートグリッド

	電子	印刷回路、電子機器、電子応用、電子回路
	半導体	半導体露光工程、半導体配線・蒸着、半導体エッチング工程、半導体集積工程
	電子商取引	デジタルコンテンツ、ビジネスシステム、電子商取引システム、U-Health
	ユビキタス	光ネットワーク、デジタルホーム、無人認識、センサーネットワーク
	複合技術 3	医療機器、二次電池パッケージ、電子素子
情報通信 (7課)	通信	通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路、データ処理システム
	映像機器	映像素子、PDP、映像駆動
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリシステム、コンピュータインターフェース
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED、液晶表示素子
	デジタル放送	DTV、放送装備、画像処理
	ネットワーク	ネットワーク制御、スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送

2011年12月末基準で、審査課(チーム)別に3～5つの審査パートを運営し、特・実審査局の中で計119の審査パート(機械金属建設審査局34、化学生命工学審査局36、電気電子審査局24、情報通信審査局28)を運営している。

このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

ニ)特許審査分野における専門職位

特許審査分野における専門職位制度は特殊な専門性が求められると同時に苦情多発または社会問題として注目されることで業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野を専門職位として指定し、審査熟練度を高める基盤を整えるために2009年4月から導入された。

2011年12月現在、33の技術分野担当及び35のIPC分類担当職位に対して計68の専門職位(機械金属建設審査局18、化学生命工学審査局18、電気電子審査局17、情報通信審査局15)を指定・運営し、専門職位手当の支給及び人事上の加算点付与など様々なインセンティブを提供している。

このような特許審査分野における専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上が図れるものと期待される。

＜表Ⅱ－１－３＞特許審査分野における専門職位(計68)

区分	機械金属 建設審査局	化学生命 工学審査局	電気電子 審査局	情報通信 審査局
	9	9	7	8
特定技術分野における 専門職位	国防関連の出 願、変速機、半 導体移送装備、 無限動力など	細胞、OLED 素子、燃料電 池システム、 セラミックス など	LED、核工学、半 導体、金融シス テム、保安シス テムなど	無線ネットワーク、 フラッシュメモリ、 PDP、コンピュータ アーキテクチャーな ど
IPC分類担当 の専門職位	9	9	10	7
合計	18	18	17	15

2)審査ノウハウの共有拡大及び効率的な審査成果管理体制の整備

イ)審査品質履歴カード

2010年以後観点別審査評価の本格的な実施により審査品質履歴カードを改善して審査官に提供した。観点別審査評価は手続きの効率性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、拒絶理由の一貫性、顧客指向性など5つの評価観点別に細分化して評価を行う方式で、これを通じて審査品質の弁別力を高め、品質誘引機能を高めることができる。

これによって改善された審査品質履歴カードを通じて観点別審査評価結果を累積・管理することで、各審査官が評価観点別に審査能力を自ら判断し、弱点を分析・改善できるようにしているため、審査品質の向上に貢献できるものと期待されている。

ロ)審査官履歴管理カード

審査人員の増加で審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握することが難しくなったため、審査官別の審査結果を要約・整理して統合管理するため、2006年から審査官管理履歴カードを構築・運営している。審査官履歴管理カードは担当審査官以外にも管理者であるパート長、課長、局長が閲覧でき、内容が簡単に把握できるよう身元情報、審査評価、審査実績、審査品質、上司の意見などの項目で構成され、審決の細部履歴も参考資料として提供している。

特に、2010年には審査官のための自己診断機能の実現、管理者のための品質管理機能強化及びユーザー利便性向上のためのIPC別登録決定率の期間別照会機能の追加、審査官別業務処理タイプ情報の提供、審判関連情報リンクなどの改善策を講じて施行した。

これを通じて全体的な審査業務成果が簡単に把握でき、技術分野別に審査の安全性と信頼性が確保できると同時に、審査の責任性及び自負心を高め、審査品質の向上に貢献できると期待される。

ハ)審査業務管理カード

審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウの共有活性化のために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引継カード、知識管理カードを統合することで、より活用性及びアクセシビリティの高い審査業務ノウハウの共有体系を構築するため2007年12月に構築された。

担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技術文献目録、業務参考資料など他審査官と共有できる項目で構成されている審査業務管理カードは、他の資料では見ることのできない実務から直接体得した知識も記載されているため、実務中心の審査ノウハウ共有に重要な役割を果たしている。

このように審査業務と関連した多様な資料として活用できる審査業務管理カードは個人の経験・知識を蓄積・共有することで、特許審査品質向上への基盤作りはもちろん、後任審査官の審査業務適応度向上にも大きく寄与している。

ニ)審査報告書

最近審査官の審査処理量の増加により制度的に審査品質を高める必要性が増大したことで、2005年から審査報告書を導入した。出願番号など基本事項、先行技術調査文献、審査履歴、審査メモで構成された審査報告書は電算化作業を経て2006年から外部の先行技術調査依頼結果物がある案件に限って制限的に運営されたが、2007年からは全ての終結処理件を対象に全面的に施行された。

2008年10月からは管理者による審査品質管理の効率性を高めるために審査報告書に「検索履歴」欄を新設し、審査官が審査に着手する際に特許決定件又は記載不備とだけ拒絶理由を通知した件などに対して自由に検索履歴を記載するようにした。

このような審査報告書の活用を通じて、審査官が検討した先行技術目録などから審査の適切性が簡単に判断できるだけでなく、審査官の責任を強化すると同時に自負心

を高めることで審査の品質向上にも貢献している。

ホ)協議審査制度

技術の発達及び融・複合化の流れで複合技術の出願が増加していることから、2000年3月から関連技術分野を専攻した審査官間の協議審査を制度化して運営している。協議審査のプロセスを見ると、主審査官が協議審査の必要性を判断して副審査官を選定し、関連技術分野に対する審査を共同で遂行した後、共同名義で審査結果通知書を発送する形式で進められる。

最近の主要改正内容を見ると、2007年3月協議審査実績の換算点数を本審査遂行実績の20%から30%へと上方修正することで合理的な実績点数を付与し、2008年12月には技術分野別専門家DBを構築して審査の際に協議審査官目録を提供すると同時に協議審査の内訳記載を義務付けるなど制度運営を充実化した。また、2009年1月には審査業務の生産性向上のために協議審査実績の換算点数を調整し、協議審査の際に主審査官の換算点数10%を削減するようにした。2010年7月には外国先行技術文献の検索及び活用を促進するために協議審査の対象を拡大し、外国語諮問審査官との協議審査を施行した。

へ) 通知書の標準化

審査生産性や審査品質を高めるために特許・実用新案の出願に対する通知書の標準化作業を2010年から推進した。これを通じて模範通知書の引用文句をDB化し、審査官に通知書の標準文案集を提供することで審査能力を強化した。

3)対内外の審査協力拡大を通じた品質向上基盤の構築

イ)開かれた審査制度のパイロット・テスト実施

技術の発展により先行技術文献の量が日増しに膨大化するに連れ、特許庁審査官の

検索業務負担も益々増加しつつある。そこで、先端技術分野を中心に現業の技術専門家の最新資料アクセシビリティ及び技術専門性を審査に活用する開かれた制度の導入が検討されている。

開かれた審査制度とは、出願人が申請したり特許庁が選定した公開特許出願件を対象に出願技術をインターネット上に掲載した後、該当技術分野の専門家がレビューアーとして関連選考技術文献と意見を提示すると、特許審査官がそれを特許審査に活用する制度であり、現在米国、日本、オーストラリアなどで本格導入に向けて既にパイロット・テストが完了、もしくは施行中である。

<図Ⅱ－１－１>CPR(Community Patent Review)制度の運営プロセス



一方、2010年公開されたIT分野の出願50件を対象にパイロット・テストを実施した結果、43件に対して計136件の意見が提出され、審査着手41件のうち提出意見を引用した件は17件で意見引用率が41%に達した。2011年2次パイロット・テストではIT分野25件、BT分野25件を対象に実施した結果、32件に対して計101件の意見が提出され、

審査着手30件のうち提出された意見を引用した件が10件で引用率33%を記録した。

＜表Ⅱ－１－４＞開かれた審査制度パイロット・テストの実施結果

区分	実施期間	対象件	意見提出件 (審査着手件)	提出され た意見	登録レビューアー (参加レビューアー、参加率)	意見 引用件
韓国	2010(1次)	50件	43(41)件	136件	53(8,15%)人	17件 (41%)
	2011年(2次)	50件	32(30)件	101件	69(19,28%)人	10件 (33%)
米国	2007～ 2008(1次)	40件	36(36)件	173件	2,092(365,17%)人	13件 (36%)
日本	2008	39件	37(35)件	120件	253(22,9%)人	13件 (37%)
豪州	2009～ 2010	31件	30(30)件	106件	30(19,63%)人	11件 (37%)

ロ)国際的な特許協力体制の強化

2009年から先進5カ国特許庁(IP5：韓・米・日・中・EPO)間の相互協力が具体化したことで、国家間審査実務の共通点と差異に対する比較分析、審査官教育課程の交互参加、審査官合同ワークショップの開催などを通じて審査基準に対する国際的な調和と国家間審査結果に対する相互信頼を確保するために取り組んでいる。

また、韓・中・日の特許審査専門家が実務者協議体を構成し、3国間の特許協力を図っている。2010年には3国間の進歩性判断基準を相互比較し、共同で報告書を発刊した。また、2011年には仮想事例に対する3国間の進歩性判断結果を比較研究して審査基準と実務の差を総合的に検討を行い、審査結果を相互活用するための基盤を構築

している。

ハ.評価及び発展方向

以上のように、優秀人材の効果的な管理、品質管理体制の持続的な改善、対内外における審査協力の拡大などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供できる確実な基盤作りに成功した。

今後、審査官等級制は教育要件の現実化を通じて審査官に昇級のチャンスをより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するメリットを拡大していく予定である。そして審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専門担当パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画である。また、パート長の責任及び権限強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。また、特許審査分野における専門職位制度は業務生産性向上及び審査専門性向上のためにフレキシブルに運用する予定である。

審査業務管理カードは形式的な記載を避けるとともに審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別ウィキ方式の形態で構築する予定である。また、審査報告書はIP5情報化分野基盤課題(「検索戦略の共有及び文書化」)との連携など今後の活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を持続的に発掘していく計画である。同時に、協議審査制度に対しても協議件数の推移及び協議の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完していく予定である。

開かれた審査制度に関しては、対象技術分野を拡大するとともに開かれた審査専用システムを構築することで制度を国内に本格導入する計画である。同時に、国家間特許相互協力もまた強化しIP5特許庁及び韓・中・日間の様々な共同研究などを通じてグローバル水準の審査能力を持続的に確保していく予定である。

2. 特許・実用新案審査のインフラ改善

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 チェ・ジョンユン
 電算事務官 アン・ジョンファン
 工業事務官 キム・ギルス

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援すると同時に特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

＊注：2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が先行技術調査専門機関の指定取消を自ら要請してきたため、専門機関の指定が取消される。

特・実出願に対する先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングが行われている。2011年には約221億ウォンを投入して81,50

0件をアウトソーシングとして依頼した。

＜表Ⅱ－１－６＞特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～ 2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
審査処理件数	1,207,491	180,432	240,665	143,554	109,328	105,508	137,940	192,236
アウトソーシング件数	286,290	78,824	80,825	74,432	78,593	59,782	64,484	81,500
アウトソーシング比率(%)	23.7	43.7	33.6	51.8	71.9	56.7	46.7	42.4
執行額 (百万ウォン)	51,554	16,316	17,021	16,897	17,711	15,836	17,540	22,168

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

同時に、2008年には先行技術調査専門機関間の調査品質競争体制を強化するため、調査品質による調査量の差等配分比率を拡大し、国際出願先行技術調査のアウトソーシングを推進するための根拠となる規定を設けるなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2008-20号)した。

2009年には特許及び実用新案先行技術調査報告書の文献に対する一部活用の際は評価点数を調査文献活用件数によって差等適用し、不良調査評価項目を審査官満足度項目で管理できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2009-45号)した。

さらに、2010年度には未公開出願書及び当該先行技術調査報告書内容の流出を防止するための根拠規定の整備及び先行技術調査報告書品質評価基準を合理化するために品質評価報告書に間接活用項目を新設するなど「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2010-18号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進

し、2011年度には約43億ウォンを投入し、6,870件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－7＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
審査処理件数	国内	2,902	3,630	4,462	5,802	6,148	5,699	7,281	9,201
	外国	11	19	292	2,478	6,788	11,169	13,529	13,785
アウトソーシング件数		※ 国際出願先行技術調査事業は					5,672	5,200	6,870
アウトソーシング比率(%)		2009年から外国PCT国際調査の依					50.8	38.4	49.8
執行額(百万ウォン)		頼件に対して遂行					3,222	3,266	4,314

※注：アウトソーシング比率＝(アウトソーシング件数÷外国PCT審査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすとともに効率を高め、2011年度審査処理期間を16.8ヵ月に短縮することに貢献した。今後も先行技術調査専門機関の管理監督及び教育訓練を徹底することで先行技術調査の品質をより高める必要がある。

ロ.国際特許分類事業

国際特許分類(IPC、International Patent Classification)とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼すること

ができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用中である。

これにより、国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2011年には約24億ウォンあまりを投入し、新規出願分類191,422件及び再分類67,014件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－8＞国際特許分類事業の年度別推進状況

区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
新規付与	件数	174,006	177,500	188,000	225,310	206,226	194,097	196,093	191,422
	単価(ウォン)	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270	※参照	
	金額(百万ウォン)	1,436	1,509	1,632	1,998	1,866	1,799	1,937	1,886
再付与	件数	—	56,500	33,883	—	92,680	77,602	78,192	67,014
	単価(ウォン)	—	6,550	6,760	—	7,050	7,226	7,370	7,370
	金額(百万ウォン)	—	370	229	—	653	558	576	494
執行額(百万ウォン)		1,436	1,879	1,861	1,998	2,519	2,357	2,513	2,380

※特許出願は9,500ウォン、PCT国際出願は13,200ウォン(2010年から特許とPCT単価を差等化)

IPC分類の一貫性を確保しつつ、審査の質レベルを高めるために、特許庁職員で構成されるIPC検証班を運営している。このように高くなった品質を基に2009年からは米国特許文献再分類を代行するために二回にわたって韓－米特許庁間のMOUを締結

(第1次MOU(2009年～2010年)：1万7千件あまり、単価17\$；第2次MOU(2011年～2012年)：34千件あまり、単価22\$)し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後知的財産輸出の基盤作りに取りかかっている。

ハ.審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めることで最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び実習中心の審査官向けオーダーメイド型教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－1－9＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座)	700

	及び複合技術3つの講座を運営)	
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677

2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大化した。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年度には現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を実施した。

3. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベッムン
工業事務官 キム・テス

イ.PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人

が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2011年基準で計17の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

＜表Ⅱ－1－10＞国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

ヨーロッパ特許庁(1978)、米国(1978)、日本(1978)、スウェーデン(1978)、オーストリア(1978)、ロシア(1978)、オーストラリア(1980)、中国(1994)、スペイン(1995)、大韓民国(1999)、カナダ(2002)、フィンランド(2003)、インド(2007)、ブラジル(2007)、ノルディック(2008)、イスラエル(2009)、エジプト(2009)

* ()は施行年度で、ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2011年には前年比13.0%増加した25,666件の依頼を受けた。このうち15,716件は外国出願人から依頼されたもので、9,950件は国内出願人からの依頼である。

＜表Ⅱ－1－11＞PCT国際調査の依頼状況

区分		2007	2008	2009	2010	2011
国内	英語	2,079	2,619	1,818	2,065	1,949
	韓国語	3,992	4,546	5,272	6,765	8,001
外国		2,853	11,653	13,978	13,877	15,716
計		8,924	18,818	21,068	22,707	25,666

2011年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国は米国、インドネシア、シンガポールなど合計13カ国であり、特に米国のグローバル企業からのPCT国際出願に対する国際調査依頼が中心となっている。

＜表Ⅱ－1－12＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009 予定)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)

国際調査要請の多い外国企業はインテル、マイクロソフト、3M、グーグルなどグローバル企業が大半を占めているが、これは世界的な企業が韓国特許庁の審査能力を認めているという意味で解釈でき、世界的な企業の先導技術を理解できるくらい韓国の技術レベルが高くなっているという証拠でもある。

このような外国PCT国際調査業務は韓国特許庁の必須業務である国際調査を通じて習得した知識と審査環境を活用して外国PCT業務を行うもので、追加的な税金負担なく高級雇用が創出できると同時に、韓国の先導技術を先行技術資料として提供することで国内企業の海外紛争予防の効果がある。

ロ.国家間審査結果の相互活用

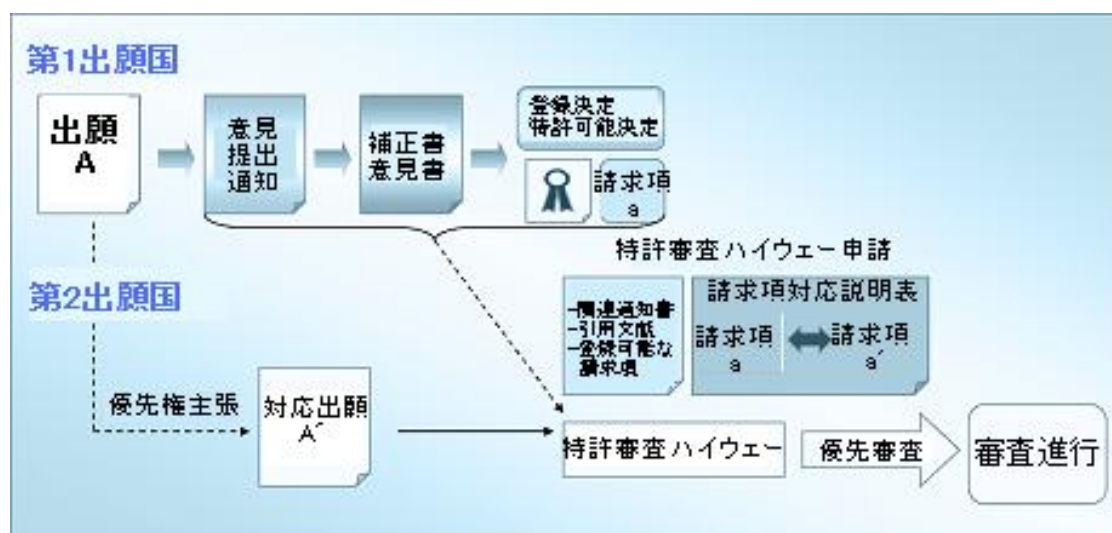
全世界の特許出願が着実に増加しているが²、特許出願の増加は特許庁の立場からすると業務処理の負担が増えると同時に審査処理が遅くなり、発明家の特許権取得を遅延させる原因となる。

² 全世界の特許出願は1,201,042件(1998年)から1,907,915件(2008年)へと59%が増加(出処：WIPO統計資料)

このような問題を解決するために主要国特許庁は世界特許出願の中の相当数が複数の国家に共通的に出願されている点³に注目し、特許庁が相互の審査結果を活用すれば審査品質を高めると同時に審査速度も速くなり、発明者はより迅速かつ少ない費用で特許が取得できるということに着目し、国家間特許審査結果の活用を積極的に推進している。

国家間で特許審査結果を相互活用するために様々な方法が議論されているが、現在韓国、日本、米国など主要国特許庁は「特許審査ハイウエー」を特許制度の一部として反映して施行中、もしくは試験的に実施している。

＜図Ⅱ－１－２＞特許審査ハイウエーの概要



特許審査ハイウエー(Patent Prosecution Highway、PPH)は両国に共通して申請された特許出願に対し、先に特許を出願した国から特許可能という審査結果が出た場合、もう一方の国はその審査結果を活用して該当する特許出願を他の出願より速く審査(優先審査)する制度である。

韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウエーを実施中であり、米国とは2008年1

³ 実例として2008年度全世界の特許出願約190万件のうち、約84万件(44%)が外国人出願、外国人出願の大半は優先権主張を伴う重複出願と推定される。(出处：WIPO統計資料)

月から1年間試験的に実施した後、2009年に韓一米特許審査ハイウェーを全面実施へと転換して施行している。

2009年にはデンマーク(2009.3)、イギリス(2009.10)、カナダ(2009.10)及びロシア(2009.11)の順に特許審査ハイウェーのパイロット・プログラムを施行し、2010年にはフィンランド(2010.1)及びドイツ(2010.7)を、2011年にはスペイン(2011.7)を対象国に追加することで特許ハイウェー対象国が計9カ国に拡大された。

また、PCT国際審査の段階で肯定的な判断を受けた場合、これを特許審査ハイウェーの対象として認める国際特許審査ハイウェー(PCT-PPH)を導入し、2011年7月から米国と施行している。

このように韓国特許庁は国家間の特許審査結果の活用を通じた業務協力及び審査品質向上のために特許審査ハイウェー対象国を拡大している。今後も特許審査ハイウェーを始めとする国家間特許審査結果の活用に関する議論はより活発に展開される見通しである。

特に、韓一米の間では特許審査ハイウェーのみならず、両国の審査官が相互協力して特許審査を行う戦略的迅速審査(SHARE⁴)⁴というパイロット・プロジェクトを2009年9月から施行することで、米国との戦略的パートナーシップをより強化すると同時に両国間の審査協力を拡大していくための基盤を整えた。

ハ.共同先行技術調査プログラム

共同先行技術調査プログラム(Joint Prior Art Search Program)は各国に共通して出願された案件に対し共同で特許審査を行うことで、特許庁間の審査品質に対する信頼を確保し、今後審査結果を相互認定するための基盤を構築するプログラムである。

⁴ SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination, 戦略的審査処理): 国家間審査協力制度の中の一つで、両国に共通して同じ特許が申請された場合、先に出願された第1国がまず特許を審査し、後で出願された第2国は第1国の審査情報を活用して該当特許を審査する制度

共同先行技術調査プログラムに参加する審査官は両国に共通して出願された件に対して事前に特許を審査した後、両国の特許庁を相互訪問し、審査結果に対して比較及び討議を行う一方、相手国の審査制度及び実務などを経験することで他国の審査制度及び実務に対する理解を深めることができる。

韓国は2000年から日本との共同先行技術調査プログラムを始めとして、中国(2003年)、ドイツ(2006年)、オーストラリア(2007年)などと共同先行技術調査プログラムを施行している。

2009年から米国及びイギリスと、2011年からスペイン及びロシアと共同先行技術調査プログラムを新たに推進し、両国の審査官が特許制度及び審査実務全般に対して交流できるきっかけを設けた。

＜表Ⅱ－1－13＞共同先行技術調査プログラムの施行状況

年度	韓-日	韓-中	韓-ドイツ	韓-イギリス	韓-米国	韓-オーストラリア	韓-ロシア	韓-スペイン
2000	(PDP)							
2001	(化合物)							
2002	(半導体)							
2003	(自動車)	(医薬)						
2004	(商取引) (電池)	(無線通信)						
2005	(医療・衛生) (半導体)	(機械) (化合物) (LCD) (商取引)						

2006	(ロボット) (半導体)	(調理機具) (車両部品) (接続装置) (半導体)	(コンピューター) (LCD)					
2007	(放送) (建築)		(ディスプレイ) (半導体パッケージング)			(医薬品) (無線通信)		
2008	(洗濯機) (医薬品)	(空気調和機) (電気通信技術)	(内燃機関) (化学素材)					
2009	(LCD) (発電機) (燃料電気)	(半導体) (医療機器)	(冷凍) (酵素) (LED) (無線)	(高分子化合物) (デジタル情報伝送符号化)	(燃料電池) (半導体)			
2010	(電界発光光源) (コンピュータインターフェース)		(エンジン) (遺伝子) (金属) (無線)		(燃料電池) (半導体)			
2011	(印刷回路) (スタジオ)	(燃料電池) (デジタル通信)	(車両) (薬品) (半導体) (記憶)				(光学) (化合物) (電気測定)	(掃除) (化合物)

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ハン・ヒョソク

イ.推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いため迅速な審査処理を通じた権利化が何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

＜表Ⅱ－1－14＞主要国における商標・デザインの審査処理期間(ヶ月)の状況

区分	韓国(2011)	米国(2011)	日本(2010)
商標	9.98	3.1	5.3
デザイン	8.8	-	6.5

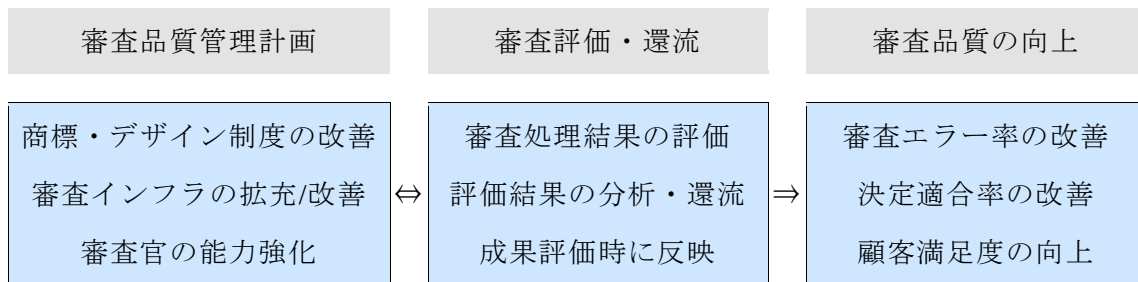
そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの努力を通じて2011年度の商標審査処理期間は9.98ヶ月、デザイン審査処理期間は8.8ヶ月を達成し、2010年に比べて審査処理期間を商標0.62ヶ月、デザイン1.2ヶ月それぞれ短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するため特許庁は「高品質の審査サービスの提供」を審査パラダイムとして定め、顧客を提出した出願書を審査している。2011年度には商標及びデザインの審査品質を高めるためのこれまでの努力が実を結ぶようにする一方、迅速かつ正確な審査処理サービスを提供するために様々な方案を講じて推進した。

審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能

力の強化が同時に実現されてこそ可能である。特許庁では2011年度にこれら3要素を全て盛り込んだ「商標・デザイン審査品質管理計画」を樹立・推進した。そして、審査処理の結果を評価し、その結果を成果評価に反映するなど審査品質の向上に向けた好循環の体系を構築・推進した。

＜表Ⅱ－1－15＞2011年商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ．推進内容及び成果

1)商標・デザイン審査品質管理計画の樹立・施行

イ)推進概要

2011年も商標・デザイン分野の審査品質を高めるために審査インフラの最適化、効率的な審査品質管理、審査官審査能力の強化など3つの分野25課題で構成された商標デザイン「審査品質管理計画」を樹立・施行した。

＜表Ⅱ－1－16＞2011年商標・デザイン審査品質管理計画推進課題の状況

推進分野	細部推進課題	備考
審査インフラ	ロカルノ分類制度の構築に向けたデザイン検索ガイドの発刊	
	商標/サービス業分類体系の改編及びDBの整備	

の補強 及び審 査支援 (9)	商標制度改善事項などを反映した商標審査システムの改善
	デザイン制度改善事項などを反映したデザイン審査システムの改善
	商標審査支援のための調査分析及び分類事業品質の向上
	デザイン審査支援のための調査分析及び物品分類事業の推進
	商標・デザイン審査処理計画の樹立・施行及び審査モニタリングの実施
	商標・デザイン審査品質責任制の実施
	商標・デザイン審査品質自己診断制の実施
商標・ デザイ ン制度 のグロ ーバル 化 (7)	シンガポール条約加盟に向けた商標法の改正
	規制緩和などのためのデザイン保護法令の改正
	商標5庁(韓・米・OHIM・中・日)の協力強化
	デザイン国際出願制度の導入(ヘーグ協定加盟)の推進
	審査の客観性及び一貫性の強化のための商標審査基準などの改正
	グローバル水準のデザイン審査基準の改正
	代理人のいない出願人のために拒絶理由別の対応分析事例集の発刊
審査官 の審査 能力強 化 (9)	商標・デザイン専門審査官の特別採用
	デザイン物品別の部分名称説明書の発刊
	韓・中・日デザインフォーラム及びヘーグ協定関連のセミナー開催
	商標フォーラムの開催
	商標審査官の専門性を高めるための教育強化
	デザイン審査官の専門性を高めるための教育強化
	商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催
	音・匂い商標及び証明標章の米国・ヨーロッパ審査基準解説集の発刊
	商標取消差戻し審決事例集の発刊

ロ)推進体系

商標・デザイン審査品質管理計画は「課題選定→計画樹立→履行実績の点検及び分析→総合評価及び還流」など4段階の管理体系を整え、四半期ごとに推進実績を点検・分析した後、不十分な課題に対しては廃止または修正・補完する日没制方式で推進した。

＜表Ⅱ－１－１７＞2011商標・デザイン審査品質管理計画の推進体系

1段階	2011 審査品質管理計画推進課題の選定(1～4月) ✓ 意見収集(審査官、出願人、多出願企業、弁理士など) ✓ 2010年度審査品質管理計画推進実績の分析及び還流 ✓ 2011年度商標デザイン審査局の核心推進業務への反映など
2段階	2011 審査品質管理計画の樹立(5月) ✓ 課題別に管理番号付与、担当者の指定及び細部推進計画の樹立 ✓ 2011商標・デザイン審査品質向上総合管理計画の樹立
3段階	課題別履行実績の点検及び分析(四半期別) ✓ 四半期別に推進課題の履行実態及び推進実績を点検 ✓ 推進実績が不十分な課題の分析→補完または廃止
4段階	2011 審査品質管理計画の総合評価及び還流(2012年1月) ✓ 2011年度審査品質管理計画推進実績の総合評価及び分析 ✓ 審査品質向上基盤の造成に必要な課題選別→継続推進

ハ)2011審査品質管理計画の主要推進内容

(1)商標・デザイン制度の改善に向けた法令改正

2011年度商標分野における大きな問題の一つは「韓-EU及び韓-米FTA」妥結に備えた関連制度への反映に向けた商標法の改正であった。当初韓-EU FTA商標法改正案の国会通過は第3四半期を目標としていたが、政府のFTA早期発効に向けた速急な立法推進方針に応えるため、利害関係者に対する追加懇談会、立法調査官及び国会専門

委員への説明などを経て、6月臨時国会で処理できるようにし、韓-EU FTA履行商標法が公布(2011.6.30)された。

韓-米FTA商標法改正案は2011年年内処理が不透明な状況下で議員発議に備えた修正案を用意するなど年内処理に向けて積極的な措置を取り、商標法改正案が電撃的に国会本会議を通過(2011.11.22)した後、法公布日である12月2日に合わせて下位法令を改正するなど環境変化に迅速に対応した。

また、デザイン権利保護のための制度改善を持続的に推進し、無審査対象物品の拡大(10→18分類)を通じて迅速な権利化を図った。また、デザイン出願時の提出図面数の縮小(7→1以上)を通じた出願人の利便性向上、有名キャラクターを真似た模倣デザインの登録を防止するための審査基準などを強化した。

一方、NICE第10版及び取引現状を反映した商品・サービス業分類体系である類似群体系の改編で審査の品質及び正確性を高めた。また、商品間の類似判断基準を弾力的に運営すると同時にデパートなど総合小売業をサービス業名称として認めるなど審査の正確性と出願人の利便性を高めるために制度改善に力を入れた。

(2)商標・デザイン審査インフラの拡充及び改善

高品質の商標・デザイン審査サービスを創出するためには審査インフラの最適化が必要である。2011年度は類似判断の範囲が広い卸・小売業、修理業、特殊加工業などのサービス業と商品類似群の細分化を推進し、先出願及び先登録商品・サービス業DB(140万件あまり)の整備を完了した。

また、より進んだデザイン審査システムを構築するためのデザインDBの整備及び指針書を作成するとともに、最近注目を集めている「有名キャラクター」に対する保護策を迅速に提供して模倣出願に対する創作性の適用要件を強化するきっかけを作った。同時にデザイン制度の国際化を図るためにロカルノ協定に加盟し、それによる実務指針書の作成及び検索システムの電算設計などを推進した。

一方、商標法及びデザイン保護法など上位法の改正事項を反映し、審査処理過程で現れた問題点を補完するため、商標及びデザイン審査基準と審査事務取扱規程を改正することで審査処理の一貫性を図った。

そして、審査官の審査負担を減らすために図形商標など商品及びデザイン物品の分類事業、先行商標・デザイン調査分析事業、商標・デザイン審査システムの改善などの審査支援事業も推進した。

(3)効率的な審査品質の管理

商標・デザイン審査処理業務を効率的に運営することで審査品質を高めると同時に審査処理期間を短縮させるために上・下半期別に審査処理計画を樹立・施行した。そして、審査対象の商品類及びデザイン物品類別に審査難易度を分析し、審査実績の点数に差をつけるなど審査実績を公正に管理するために努力した。

また、審査パート別審査評価の結果を審査パート長の成果評価に反映する「審査品質責任制」を実施し、半期別に局、審査課及び審査官別の審査処理結果を分析して提供した後、審査官自ら審査品質を診断できるようにする「審査品質自己診断制」を施行するなど、顧客に高品質の商標・デザイン審査サービスを提供することで顧客満足度を高めるよう取り組んだ。

(4)審査官の審査能力の強化

審査品質は審査処理業務を直接行う審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、商標デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催、研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、審査参考資料の発刊など様々な方策を講じて施行した。

審査争点/ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点又はノウハ

ウを発表させることで審査官間における審査情報の共有・拡散という効果を狙ったもので、これを各四半期ごとに定例化し、審査官の能力を高める契機を作った。

＜表Ⅱ－１－１８＞2011年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	優秀事例として褒賞されたテーマ	備考
第1四半期 4.4(月)	ハングルのみでできた標章、変形された英語単語の標章、識別力の弱い結合商標などの性質表示判断事例	商標2審査化課 シン・ドンダル事務官
第2四半期 7.11(月)	他人の業務と係わる物品と混同を招く恐れのあるデザイン審査及び判例の検討	デザイン1審査課 イ・ミョンスク事務官
第3四半期 10.6(木)	商標法第7条第4項第1号規定に対する再検討	商標3審査チーム イ・ミオク事務官
第4四半期 12.13(火)	図形の識別力判断に対する審・判決事例の研究	商標3審査チーム イ・ビョンド事務官

一方、企業のCEO、弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計26回開催した。

＜表Ⅱ－１－１９＞2011年商標分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
2.15	外国の異議申立制度の検討	イ・ドッジェ 弁理士 (特許法人ファウ)
3.15	INTA's Trademark Office Practices Benchmark Database	Neil A. ROOT (ナム&ナム弁護士)

4.12	著作権法と商標法によるキャラクターの保護とその限界	イ・チョルナム 教授 (忠南大学法務大学院)
5.13	NAVERの商標及び著作権問題に対する対応戦略	ユン・ヨソン 室長 (NHN(株)法務グループIP戦略室)
6.15	ドメインの理解及び国際的なドメイン政策の変化	チン・チュンヒ チーム長 (韓国インターネット振興院)
7.14	ヨーロッパと米国における結合商標の識別力判断基準の検討	チョン・テホ 教授 (円光大学ロー・スクール)
8.4	インターネットにおける商標の使用	ペク・ガンジン 高等裁判所判事 (ソウル高等裁判所)
9.15	品種保護制度と名称審査	イ・スンイン 審査官 (国立種子院)
12.20	日本商標法上の商標使用意思確認制度	イ・ウンジン 弁理士 (特許法人ウイン)

＜表Ⅱ－１－２０＞2011年デザイン分野における外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
3.18	ユーザーが望む真の経験とは？	イム・サンヨン 責任 (現代自動車電子センターUXパート)
4.12	グローバル自動車メーカーのデザイン経営の現状と展望	ク・サン 教授 (ハンバツ大学デザイン科)
6.9	デザイン審査効率化のための知能型検索システムの動向	キム・ジョンテ 代表 (Odd Concepts)
6.14	インテリアデザインの現状及び最新動向	キム・チャンヒョン 弁理士 (ユミ特許法人)
6.21	書体デザインの実際と最近の動向	クオン・ソッキョン 首席デザイナー (サンドルコミュニケーション)

11.24	デザイン実務に関する争点及び建議事項	キム・ウン 弁理士 (リ&モク 特許法人)
-------	--------------------	--------------------------

そして、審査官の専門性を高めるため、2回の商標フォーラムを開催した。

＜表Ⅱ－1－21＞2011年商標フォーラムの開催状況

日付	場所	発表テーマ	発表者
6.13	韓国知識センター19階	インターネット上の商 標紛争問題	キム・ビョンイル 教授など8人
11.24	グランド・インターコンチネン タルホテル	国家競争力強化のため の商標管理戦略	イ・ジャンウ会長 など5人

国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊し、審査官が活用できるようにした。

＜表Ⅱ－1－22＞2011年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	発表テーマ	備考
1.17	デザイン保護範囲の拡大による影響分析及び解決案に関する研究報告書の発刊	
1.25	商標取消差戻し審決事例集の発刊及び配布	
1.27	物品分類誤分類事例集の発刊	
3.21	代理人にいない商標出願人のための拒絶理由別対応事例集の発刊	
3.31	物品の区分表(デザイン物品分類区分に関する告示)の発刊	
9.27	音・匂い商標及び証明標章の米国・ヨーロッパ審査基準解説集の発刊	
11.30	『日本特許庁意匠審査基準』冊子の発刊	

12.06	『米国デザイン特許審査基準』冊子の発刊	
12.14	2011デザイン制度研究会発表集の発刊	

ニ)2011商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

3つの分野25の課題で構成された2011年度商標・デザイン審査品質管理計画を推進した結果、22の課題は計画通り推進完了し、「シンガポール条約加盟に向けた商標法の改正」など法令課題は国会日程により2012年度に繰り越して推進する予定である。

＜表Ⅱ－1－23＞2011年商標・デザイン審査品質管理計画の推進実績

分野別	推進課題	推進実績			備考
		推進完了	繰越推進	推進不十分	
審査インフラの補強/審査支援	9	9	-	-	
商標デザイン制度のグローバル化	7	4	3	-	
審査官能力の強化	9	9	-	-	
計	25	22	3	-	

2)商標・デザイン審査処理結果の評価及び還流

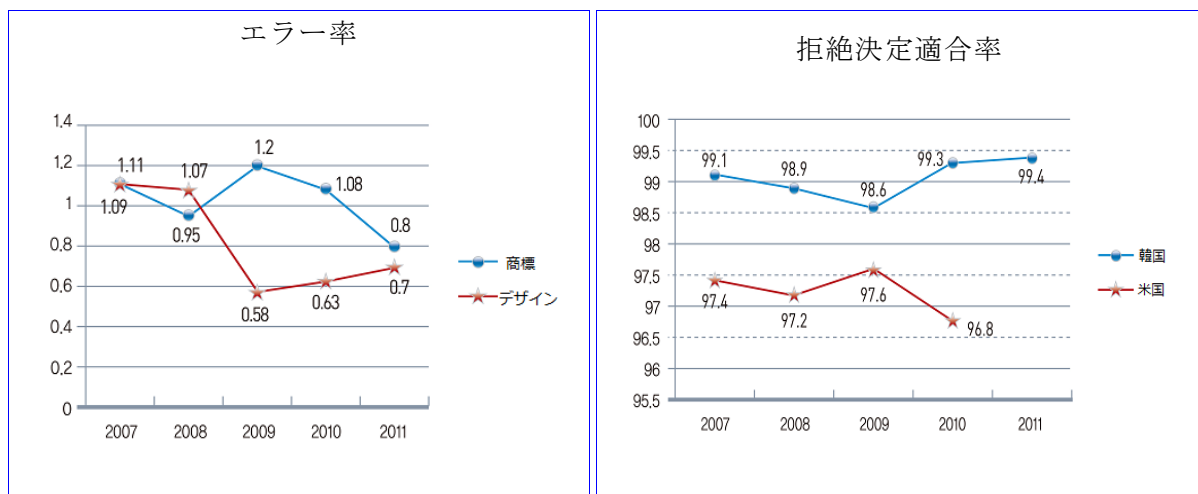
特許庁は独自に審査品質水準を測定し、その結果に対する対処策を講じて審査品質を向上させるため、審査処理結果に対するサンプリング評価を実施している。2011年度商標・デザイン分野の審査評価は審査品質担当官室の評価官が審査評価対象件数の2.00%である3,495件を評価し、審査課長が0.30%である530件を評価した。

＜表Ⅱ－1－24＞2011年商標・デザイン審査評価件数の状況

評価者	評価件数	評価対象件数	評価比率	備考
評価官	3,495	174,573	2.00	
審査課長	530	174,573	0.30	
計	4,025	174,573	2.30	

2011年度審査評価の結果、商標・デザイン審査エラー率は0.80%で前年(0.86%)より多少低くなり、最近5年間商標・デザインのエラー率は1%以下を記録し、徐々に低くなる安定化傾向を示していることが分かった。

＜図Ⅱ－１－３＞2007～2011年商標・デザイン審査エラー率及び拒絶決定適合率の状況



特許庁は審査品質が多少低い審査事例を分析し、審査官に還流させるなど審査評価を通じた審査品質の向上を図っている。

ハ.評価及び発展方向

特許庁が独自に2010年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度調査を行った結果、審査分野の総合満足度は上昇したが、顧客が感じる記載事項の理解し易さは70.56%で総合満足度(74.13%)より低いことが分かった。このような現象は審査制度改善及び

インフラ拡充と審査官能力の強化を通じた内部的な審査品質向上体系はある程度定着しつつあるが、総合満足度より低い満足度項目は持続的な改善が必要であり、通知書の作成内容など顧客が直接体験する審査処理結果物に対しては特許庁の更なる努力が必要であるといえる。

＜表Ⅱ－１－２５＞2011年度顧客満足度調査結果(審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の 理解し易さ	関連法規適用の 正確性	審査官の 審査専門性	審査過程 の公正性	審査官の 親切さ
下半期	74.13	70.56	75.32	73.38	75.97	77.04
上半期	69.24	63.35	69.91	69.36	70.23	70.92

特許庁では2012年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そして還流体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、顧客が理解し易く通知書を作成するなど高品質の商標・デザイン審査サービスを提供し、顧客が肌で感じる審査品質満足度を高めるために努力を傾ける計画である。

2. 商標・デザイン審査インフラの改善

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	チョウ・ウォンソク
		行政事務官	イ・ジョング
		行政事務官	チャン・レウィ
	デザイン審査政策課	行政事務官	コ・ジェホン
		行政事務官	キム・ジフン

イ.商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

1)推進背景及び概要

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

2011年度には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により、協定付属書に登載された地理的表示を保護するために当該地理的表示と同一・類似した後出願商標に対する拒絶規定を設けた。また、企業の自由な経済活動を保障するため、法人が他法人の名称で商標を出願した場合、他法人の名称が一般需要者間で周知の名称又は商号でない場合には登録可能になるよう商標審査基準を改正した。そして、審査の一貫性を高めると同時に出願人の予測可能性を確保するために先登録商標が審判や訴訟係留中である場合、後出願商標を審査保留できるよう商標・デザイン審査事務取扱規程を改正した。また、商標紛争の早期解決のために、利害関係人も出願中の商標に対して優先審査が申請できるよう商標登録出願の優先審査申請に関する告示を改正した。

また、デザイン保護法下位法令の改正事項を反映し、「分かり易い法令」整備基準に合わせるため2011年2回にわたってデザイン審査基準を改正した。主な改正内容は、①模倣出願を防止するための創作性要件の強化、②デザイン類似判断の基準及び新規性適用要件の明確化、③公共機関の標章に対する不登録事由の緩和、④図面作成方法の要件緩和、⑤審査保留手続きの改善及び⑥3Dモデリング図面審査基準の具体化などである。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化するため、審査官の審査実務早期適応のための職務教育を実施した。審査エラー発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるために国際知識財産研修院の新規審査官課程に商標デザイン審査基準の解説課程を新設した。また、新規審査官課程及び中堅審査官課程に意見提出通知書及び拒絶決定書の作成事例練習を強化することで審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ)審査品質向上に向けた審査システムの改善

2011年には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により協定付属書に登載された地理的表示を保護するため、審査システムの開発及び商標法に改正によって新設された拒絶理由に対する標準拒絶文句などを通じて審査の迅速性及び利便性の向上に向けた商標審査システムの改善を行った。また、意見提出通知書など各種通知書の文書編集機能強化、審査点検表の機能改善及び異議申立審査画面の機能改善を通じてより迅速かつ便利な検索システムを構築することで審査品質及び正確性を高めた。

また、2011年上半期にデザイン制度改善公募を実施し、デザイン審査の効率性を増進できる方策を採択してデザイン審査システムに反映した。その主な内容は①3Dモデリング図面のファイル形式の拡大、②動的画像アイコンデザインの場合は参考図を動画ファイルで提出可能、③デザイン審査メモ及び通知書作成メニューの改善などである。

ニ)全面的な商品・サービス業分類体系の改編

これまで維持してきた商品・サービス業分類体系はその類似範囲があまりにも広く設定されていたため、実質的に非類似した商品及びサービス業に対しても商標登録が不可能で、出願人からは商標選択範囲の縮小で不満が出たり、審査官からは過剰な検索件数で審査負担が増えるなどの副作用が存在した。

このような問題点を解消するため、2012年1月1日から施行予定であるニース分類(NICE Classification)10版の改編時期に合わせて、産業発展の現状に合うように類似範囲(類似群)を細分化及び調整することで、商品取引現状との乖離を解消するとともに類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系の改編作業を推進した。

2)推進内容及び成果

イ)商標・デザイン審査基準などの改正

第一、「商標審査基準」の改正内容は以下のとおりである。韓-EU FTA協定付属書に登載されたEUの162個と韓国の64個の地理的表示を保護するため、当該地理的表示と同一・類似する後出願商標が同一、若しくは同一と認識される指定商品に出願される場合は拒絶するようにし、同地理的表示が商標構成に表現されたり付記的に構成された場合及び地理的表示を英語に翻訳、ハングル・英語・ローマ字表記法などに音訳したり～種類、～類型、～様式、～模倣品などのような表現で構成された場合にも拒絶するよう規定した。また、企業の自由な経済活動を保障するために法人が他法人の名称で商標を出願した場合、他法人の名称が一般需要者間で周知の名称又は商号でない場合は登録が可能になるよう改正し、商標法第6条第1項第1号の通常使用する方法及び図形(模様)商標の識別力判断基準などを改正した。

また、商品審査の手続きを簡素化し、審査官の負担を減らすために先登録商標の商品との同一・類似判断を商品分類政策事務官との協議を通じて類似群コードとは異なる判断ができるように商標審査基準を改正した。

第二、審査の一貫性を高めると同時に出願人の予測可能性を確保するため、先登録商標が審判や訴訟係留中である場合は後出願商標を審査保留できるようにし、無審査処理期間を2ヶ月調整するなど商標・デザイン審査事務取扱規程を改正した。また、商標権侵害による紛争を早期解決するため、出願人のみならず利害関係人も出願中の商標に対して優先審査が申請できるよう商標登録出願の優先審査申請に関する告示を改正した。

2011年改正されたデザイン審査基準の主な内容を見ると、①漫画やゲームなどのキャラクターが放送などに周期的に登場する場合は広く知られた形象として看做す、②公共機関が自己名称や主なマーク(シンボル)以外の標章を出願する場合は登録可能、③部分拡大図を図示した場合は拡大された部分が何処なのか明確に分かる場合には基本図面でその表示が省略可能、④先出願デザインが秘密デザインである場合は図面など実体的な事項が掲載された公報の発効日以後に拒絶理由を通知、⑤3Dモデリング図面で複数デザイン登録出願をする場合は各デザインごとに3次元モデリングファイル形式で提出などである。

ロ)商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1)転入審査官に対する教育の強化

2011年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を早期に培養させることで審査エラー率を最小化し、一定水準以上の均質な審査品質確保に寄与できるよう、転入審査官の職務教育(OTL)を実施した。

＜表Ⅱ－１－２６＞商標・デザイン分野の審査実務関連教育の実施状況

区分	局内部	研修院	特許審判院
対象別教育	転入審査官及び新規採用審査官の職務教育(OJT)*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	商標フォーラム	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育 (2つの課程)

*教育実績：転入審査官の職務教育(5回、37人)

(2)審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現実の多様化・複雑化による審査関連法令の持続的な変化に対応するため、実務中心の商標・デザイン制度研究会を開催して審査官の関連法令に対する認識及び審査品質の向上を図った。

地理的表示、ドメイン名、著作権法と商標法によるキャラクターの保護と限界、結合商標の識別力判断など知財権関連の法令及びその他専門分野に対し、企業のCEO及

び外部専門家を招いて教育を行った。また、最近の商標・デザイン分野における技術発展と話題となっているテーマに対して商標フォーラムを開催するなど、新しい政策及び制度変更事項を審査官間で共有することで審査実務に役立てるようにした。

＜表Ⅱ－1－27＞2011年商標・デザイン分野制度研究会の運営状況

日付	発表テーマ	発表者
1.18	商標審査基準など改正案の説明	チョ・ウォンソク 事務官
2.10	特許法改正案の主要内容	イム・ヒョンソク 書記官
2.15	外国の異議申立制度の検討	イ・ドッジェ 弁理士
3.18	ユーザーが望む真の経験とは？ デザイン物品の区分に関する告示一部改正案の説明	現代自動車電子センターUX パート イム・サンヨン責任 アン・ビョンオク 事務官
3.15	1) INTA's Trademark Office Practices Bench-mark Database 2) 韓国・EU FTA協定履行による商標法改正事項の説明	Neil A. ROOT チョ・ウォンソク 事務官
4.12	著作権法と商標法によるキャラクターの保護とその限界	イ・チョルナム教授(忠南大学)
4.12	グローバル自動車メーカーのデザイン経営状況と展望 デザイン保護法下位法令改正事項の教育	ハンバツ大学 ク・サン教授 アン・ビョンオク 事務官
5. 2	工業上利用可能性など改正デザイン審査基準の説明	アン・ジュンヨン 事務官
5. 3	改正デザイン審査基準の説明会	アン・ジュンヨン 事務官
5. 1	NAVERの商標及び著作権問題に対する対応戦略	ユン・ヨソン 室長 (NHN(株) 法務グループIP戦略室)

6.9	デザイン保護法改正案の主要内容の説明 デザイン審査効率化のための知能型検索システムの動向	キム・ジメン 書記官 OddConceptsキム・ジョンテ 代表
6.14	インテリアデザインの現状及び最新動向	韓国インテリアデザイナー協会(KOSID)、ユミ特許法人 キム・チャンヒョン 弁理士
6.15	ドメインの理解及び国際的なドメイン政策の変化	チン・チュンヒ チーム長 (韓国インターネット振興院)
6.21	書体デザインの実際と最近の動向	サンドルコミュニケーション クオン・ソッキョン 首席デザイナー ハンヤン情報通信 キム・ジュン 理事
6.30	韓・EU FTA付属書の地理的表示保護関連の商標審査基準改正(案)の説明	チョ・ウォンソク 事務官
7.14	デザイン法令改正反映のための韓国建築家協会との懇談会	建築家協会/弁理士/情報院/特許庁
7.14	ヨーロッパと米国における結合商標の識別力判断基準の検討	チョン・テホ教授(円光大学)
8.4	インターネットにおける商標の使用	ペク・ガンジン 判事 (ソウル高等裁判所)
8.30	デザイン史の理解(西洋と韓国)	産業財産経営支援チーム キム・ジョンギョン 事務官
9.15	品種保護制度と名称審査	イ・スンイン 審査官 (国立種子院)
9.26	ユーザー中心デザインの理論と実際	キム・ジフン 審査官
10.21	有名キャラクター模倣デザインの審査方案	カン・ギョンホ 課長
11.2	韓・米FTA履行のための商標法令改正案の説明及	チョ・ウォンソク 事務官

	び意見収集	
11.24	デザイン実務に関する争点及び建議事項	リ&モク 特許法人 キム・ウン 弁理士
12.19	デザイン審査基準の改正事項及び意見収集	アン・ジュンヨン 書記官
12.20	日本商標法上の商標使用意思確認制度	イ・ヨンジン 弁理士 (特許法人ウイン)

ハ) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査システムの改善

(1) 審査品質の向上に向けた審査システムの構築

2011年には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により協定付属書に登載された地理的表示を保護するため、審査システムの開発及び商標法の改正によって新設された拒絶理由に対する標準文句などを通じて、審査の迅速性及び利便性を高めるために商標審査システムを改善した。また、意見提出通知書など各種通知書における文書編集機能の強化、審査点検表の機能改善及び異議申立審査画面の機能改善などを通じてより迅速かつ便利な検索システムを構築することで審査品質及び正確性を高めた。

(2) 顧客満足度の向上に向けた通知書の改善

出願人が意見提出通知書だけで拒絶理由が簡単に理解できるように標準文案に改善した。また、出願人に分かり易い拒絶決定書を作成するために出願人アンケート調査及び主要国の拒絶決定書を参考にして拒絶決定書を簡素化すると同時に、他の通知書も分かり易い用語に改善して顧客満足度を高めた。

(3) 商標デザイン検索システム機能の高度化

商標検索システムの検索結果に消滅した商標の消滅原因を表示することで審査官が関連規定の適用状況を速やかに判断することができるようにした。また、検索システ

ムの検索結果エラーを防止するために英文字の大・小文字入力方式を改善するとともに、商標の標章及び観念分析のために各種辞書(フランス語、ドイツ語、イタリア語など)をシステムに搭載して審査業務の利便性及び正確性を高めた。

2011年デザイン審査システム改善の主な内容を見ると、①3Dモデリング図面で出願する場合に使用できるファイル形式にIGESファイル形式を追加し、②動的画像アイコンデザインを出願する場合にデザインの特徴を説明する上で必要な参考図に限って動画ファイルで提出できるようにし、③出願人の便宜を図るために意見提出通知書の案内文欄に図面作成要領などが自動的に記載されるようにする機能を新設した。

(4)デザイン分類体系の整備

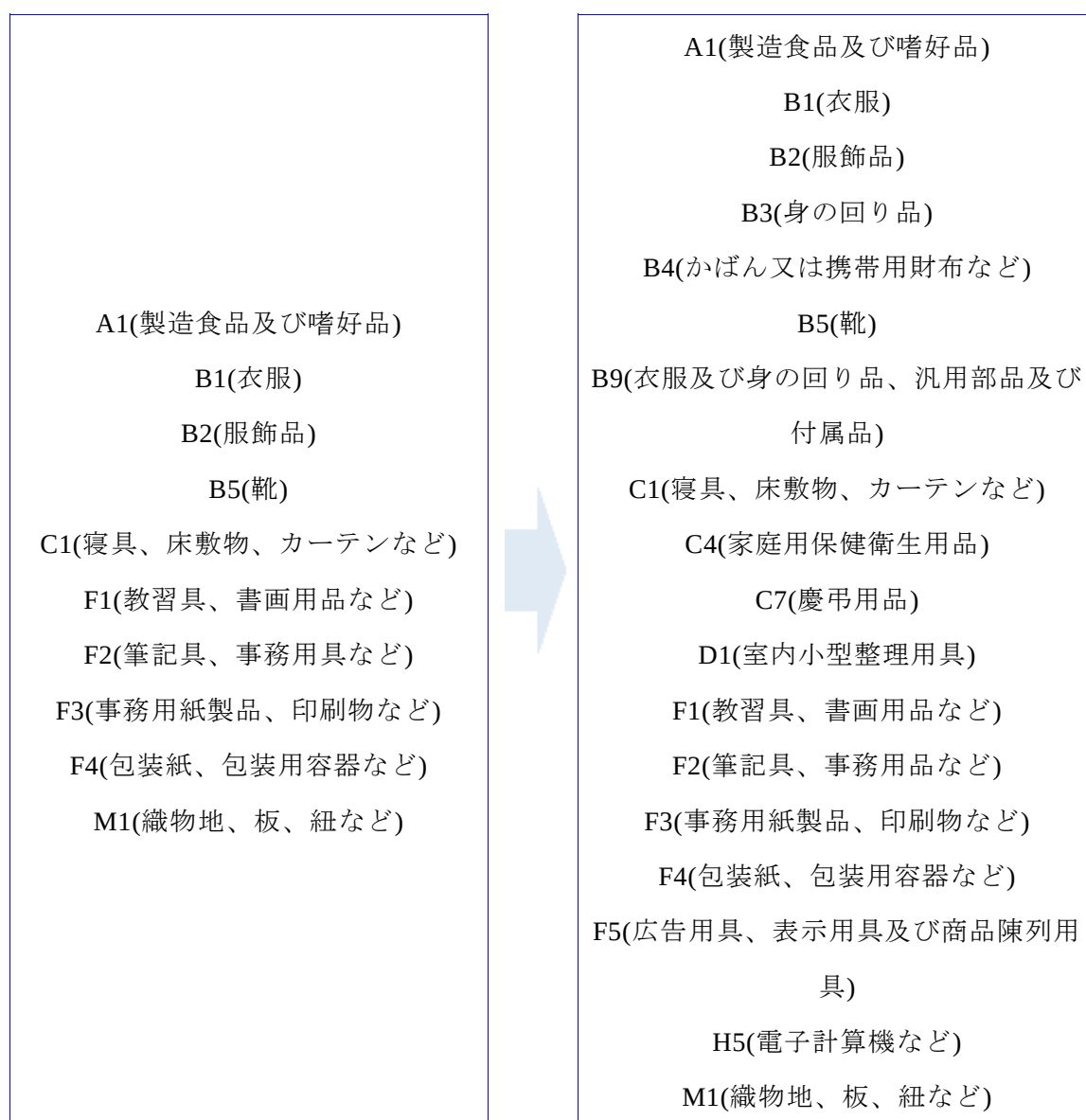
ロカルノ分類と韓国分類の調和のため①韓国分類全体1万6千あまりの物品に対して対照表を作成し、②ロカルノ分類と韓国分類の構造的な違いを分析して韓国分類約7,125物品に対する分類指針を設け、③デザインDBのうち分類が消滅したデータを整備し、④デザイン分類業務の品質を高めるために誤分類事例発表会を定期的に運営した。

(5)デザイン無審査登録出願対象物品の拡大

デザイン業界の要求を反映するとともに世界的に無審査物品を拡大する流れに対応するため、「デザイン物品分類区分に関する告示」を改正して無審査対象物品の範囲を拡大した。ライフサイクルの短い物品及び新規性などによって拒絶される比率の低い物品などの選定基準を適用し、B3(身の回り品)、B4(かばん又は携帯用財布)など8つの分類を無審査対象物品に追加した。

<表Ⅱ－1－28>無審査対象物品の拡大内訳

従来(10つの分類)	改正(18つの分類)
------------	------------



(6)商品・サービス業分類体系の改編

(イ)推進経過

商品分類体系改編事業は3カ年事業(2009～2011)として推進し、2009年5～10月にはサービス業細分化研究委託事業を推進し、2010年3～10月には商品細分化研究委託事業を推進した。

このような研究委託事業の結果を基に2011年5月には商品・サービス業分類体系改

編報告を行い、商標法施行規則類似商品・サービス業審査基準及び商品・サービス業告示目録の改正に向けた実務的な検討作業に入り、2011年11～12月には立法措置を完了し、2012年1月1日から新しい商品・サービス業分類体系を施行することとなった。

(ロ)推進成果

商品・サービス業分類体系の改編で諸品・サービス業の類似範囲(類似群)が324から504に大幅細分化され、類似範囲が180増えたことで従来に比べて55.6%増加した。具体的には商品の場合、類似範囲が277から301に[24増加]増加し、サービス業は47から203に[156増加]増え、従来に比べて大幅細分化されたことで実際の取引現状を最大限反映する改編作業を完了した。

同時に、類似商品・サービス業審査基準の総則を前面改正し、商品・サービス業審査を強化した。また、同審査基準の指定商品名称表記方式をハングルと英文名称を併記し、商品・サービス業に対する国際分類(ニース分類)名称に対する理解を高める作業も並行して行った。

3)評価及び発展方向

2011年度には韓-EU FTA履行に向けた商標法の改正により、協定付属書に登載された地理的表示を保護するために当該地理的表示と同一・類似した後出願商標に対する拒絶規定を策定するとともに商品審査を簡素化するなど審査基準を改正した。また、審査の一貫性を高めると同時に出願人の予測可能性を確保するために審査保留規定を新設し、デザイン無審査出願処理期間を2ヶ月に合理的に調整するなど審査事務取扱規程を改正した。また、商標紛争を早期解決するために出願人のみならず利害関係人も出願中の商標に対して優先審査を申請できるよう商標登録出願の優先審査申請に関する告示を改正した。

一方、審査官の対内外的な専門知識を涵養するために知財権関連の法令教育を行い、商標・デザイン分野への転入審査官及び新規採用審査官の業務適応及び審査実務能力

を早期に培えるよう審査官職務教育(OJT)を実施した。また、最近の商標・デザイン分野における技術発展と話題となっているテーマに対して商標フォーラムを開催するなど、それなりに審査品質を向上させるための制度・手続き上の努力を傾けた一年であったと評価できる。

また、2011年度は実際の取引現状との乖離を解消し、類似判断の正確性を高めるための商品・サービス業分類体系を大幅改編して立法化する措置を完了したことで、審査の正確度、ユーザーサービスの質を高めるために努力した。

2012年には商標先進4庁(G4)正式メンバーとして国内商品分類制度の国際的基準の適合性及び正確性を確保し、国内人の海外出願が集中する米国、ヨーロッパ、日本及び中国の商品分類制度を比較・研究して各国の商品分類制度の特徴及び正式商品名称のハングル翻訳本を提供することで海外出願の正確性及び利便性を一層高めていく予定である。

ロ．商標・デザインの審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ジョング
デザイン審査政策課 行政事務官 キム・ジフン

1)推進背景及び概要

イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標、そして出願商標と同一・類似してはいないが関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項、「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる」という規定に基づき実施されている。

ロ)国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003.1.10)により、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と英文指定商品の分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、国際商標審査業務が迅速かつ効率的に行われるようにしている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた手動翻訳を意味する)し、専門調査機関が翻訳した英文指定商品を分類した後、指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などに表記することで商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を向上させ、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基づき分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部であるデザイン資料検索を外部専門調査機関に依頼することで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じた出願人の利便性の向上、長期的にはデザイン審査品質の向上に貢献するため、2008年度にパイロット・事業として初めて導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第25条の2第1項、「特許庁長はデザイン登録出願審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

公知デザイン審査資料の収集・整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で利用できる電子イメージに変換する方式に転換した。

この事業の主な目的はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを迅速に確保することで新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することである。

へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定(Locarno Agreement Esta

blishing an International Classification for Industrial Designs)であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2011年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など52カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などヘーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

2)推進内容及び成果

イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年、「韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に商標検索に必要な専門人材・文献・装備などの備え状況を審査して、民間では初めて「㈱WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

特許庁は同事業の品質を高めるため、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方案を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的に実施した。その結果、事業の満足度を示す品質評価点数が2008年83.4点、2009年84.71点、2010年86.38点、2011年92.13点と右肩上がりの点数を記録している。

<表Ⅱ－1－29>商標調査分析事業における品質点数

区分	2008年	2009年	2010年	2011年
品質点数(点)	83.4	84.71	86.38	92.13

特に、事業品質をより強化すると同時に事業の効果を高めるため、2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数削減制度を導入・運営している。また、2009年12月長期的な事業推進方向やこれまでの実績を客観的に評価するために外部専門評価機関による本事業の財政成果評価を行った。

2010年9月には審査官－サーチャーのマッチング制度を導入し、審査官－サーチャー間の双方向コミュニケーションを通じて事業品質が大幅向上した。また、2010年からは課業対象範囲を拡大し、文字だけで構成された商標のみならず、図形商標(純粋図形及び文字図形の複合商標)を商標調査分析事業に含めた。図形商標検索は文字商標に比べて類似判断に対する熟練知識の要らない比較的単純業務であるにも係わらず、審査官が同一類似した図形を探すために多量(文字商標の約5倍)の図形を検索するのに多くの時間が費やされるため、審査官の業務負担が増える要因となっていた。そこで、それに関する負担を減らすことで全体的に審査品質の向上を図った。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2009年度にマドリッド国際商標登録出願DB構築事業を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の調査分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで国際商標1次審査処理期間の目標を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

また、事業を効率的に運営すると同時に品質を高めるために2009年から「(財)韓国特許情報院」の他に「(株)WIPS」を商標調査専門機関として新たに参入させることで本事業を競争体制で運営している。

英文指定商品翻訳事業の誤訳率を見ると、競争体制の導入初年度である2009年度には2008年度の0.09%に比べて大幅減少した0.03%を記録し、2010年には多少増加した0.07%を記録したが、2011年度は再び0.02%に減少した。

英文指定商品の分類事業における誤分類率も2009年度に3.20%を記録したが、2010

年度には0.38%、2011年度には0.35%と誤分類の事例が大幅改善されている。

＜表Ⅱ－1－30＞マドリッド国際商標登録出願の品質点数

区分	2008年	2009年	2010年	2011年
誤訳率(%)	0.09	0.03	0.07	0.02
誤分類率(%)	-	3.20	0.38	0.35

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は2009年新たにスタートさせた商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と調査機関サーチャー間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有すると同時に審査官とサーチャー間の意見交換や円滑なコミュニケーションを図ることで、誤分類件や誤分類率を徹底的に管理した。

このように事業の品質を高めるために特許庁と調査機関間で共同の努力を傾けた結果、事業導入の初年度である2009年度の商標(商品)分類事業の誤分類率は1.0%を記録したが、2010年には0.22%と大幅減少し、2011年度には0.40%と小幅上昇した。図形商標分類事業の誤分類率も2009年度は6.09%を記録したが、2010年には2.77%と大幅減少し、2011年度には2.96%へと大幅上昇した。

＜表Ⅱ－1－31＞商標(図形商標)分類事業の品質点数

区分	2009年	2010年	2011年
商品誤分類率(%)	1.00%	0.22%	0.40%
図形商標誤分類率(%)	6.09	2.77	2.96

ニ)デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標及び専門調査機関の指定に関する運営要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで該当年度の下半期からデザイン調査分析事業を実施した。

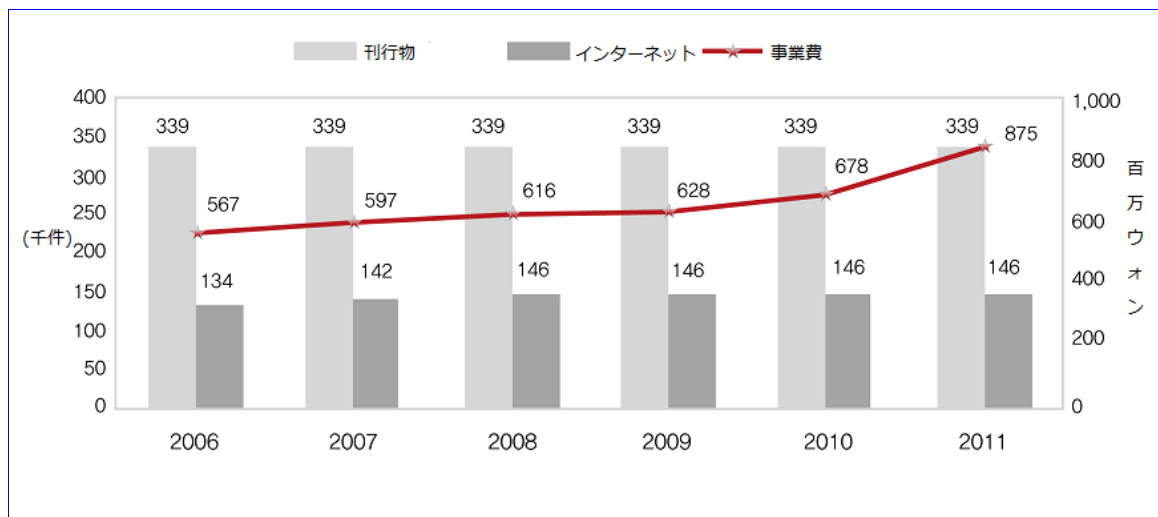
この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関との委託契約を通じて年間事業量を配分する方式で進めた。

事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成にあり、そのためにデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャーター間の討論会の開催、審査品質向上を目指した半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーターの業務能力を高めた。同時に、報告書の評価基準や方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、依頼した報告書の品質に対する満足度が2009年86.2点から2010年度には94.3点に上昇し、2011年度には93.6点を記録するなどデザイン審査品質の向上に貢献している。

ホ)公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は最新の公知デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにデータとして構築する事業であり、それに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となっているデザインは、第一、インターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOのデザイン登録・公開公報に収録されるデザインなど、大きく3つで構成される。2012年度はこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインもDBに搭載し、審査参考証拠資料収集の幅を拡大する予定である。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

＜図Ⅱ－１－４＞公知デザイン審査資料の収集・整備の状況



へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は行政的性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、第一に、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、新ヘーグ協定加盟に備えるためのものであり、この協定に備えてロカルノ分類体系に転換するためである。第二に、デザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適しているためである。第三に、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。

3)評価及び発展方向

イ)商標調査分析事業

商標審査の品質を向上させると同時に審査業務の負担を減らすために始めた商標調査分析事業は、審査官の商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年99.5%、2010年99.5%へと持続的かつ安定的な傾向が見られ、事業のメリットを直接享受する商標審査官たちの業務に大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅱ－1－32＞商標調査分析報告書の活用率

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
活用率(%)	96.8	98.4	98.7	98.8	99.69	99.9	99.5	99.5	99.7

特許庁は審査人員の増員には限界があるため、アウトソーシング物量を審査処理物量の約30%水準で維持させながら、2015年には50%まで拡大していく計画である。また、報告書の品質を高めるための品質管理及び評価体系の改善に向けた努力も続けていく予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を軽減させ、マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を向上させることにその目的がある。そのような目的を達成するために、審査官の水準に合った翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための多角的な努力で誤訳率及び誤分類率をさらに減らせるよう管理していく予定である。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確に商標を分類しつつ、分類業務を速やかに遂行して審査業務を迅速かつ円滑に行うことである。このような目的を達成するため、特許庁は理論及び実務教育を持続的に実施することで分類人材の能力を強化し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと類別(商品類/図形商標分類)のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、商品分類及び図形商標分類は専門調査機関に100%アウトソーシングした業務であり、調査機関内に分類専門家を育成し、国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安全管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に整備して専門調査機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安全管理にも万全を期している。一方、2012年度には調査分析報告書の品質を高めると同時に活用度を最大化するため、デザイン専門調査機関のサーチャーにも未公開先出願DBに対する検索権限を与える方を推進中であり、審査処理期間の短縮とデザイン審査官業務負担の軽減のために調査分析事業のアウトソーシング規模を2011年の6,514件から10,228件まで拡大する計画である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業の目的は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、迅速に特許庁の審査官に提供することである。したがって、2010年度の事業は

デザイン出願の推移を考慮して物品別に審査資料の収集量を決めた後に毎月納品した。審査官の満足度は73.9%、納品データの検収搭載率は98.6%であることが分かった。

2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させ、KOTRA、駐韓外国公館などとの業務協力を通じて外国で公開されているデザイン資料の収集能力を大幅強化する一方、持続的に重複データを取り除く作業を通じて公知デザインDBの健全性維持に取り組んでいる。2011年末現在デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－1－33＞2011年デザイン審査資料の保有状況

区分		数量(千件)	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	1,069,960	1960～	随時
	実用新案公報	461,279	1999～	随時
海外	日本公報	1,251,711	1960～	週1回
	WIPO公報	119,136	1998～	月1回
	OHIM公報	490,754	2003～	年5回
	米国公報	190,999	2002～	年5回
	ドイツ公報	128,806	2006～	年5回
	過去の外国公報	676,892	～1999	
その他	カタログ、インターネット	3,921,117	1980～	年5回
	画像デザイン	159,452	2003～	年5回
	字体	29,931	1999～	年5回
計		8,500,037	8,500,037	

へ)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はロカルノ協定に加盟するため、2011年1月17日WIPOにロカルノ協定案を寄託し、3ヶ月後である2011年4月17日付で協定が発効した。関連政策としては、デザイン

物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノー韓国分類対照表を発刊した。また、新ヘーグ協定加盟に備えてデザイン分類体系を整備するなどシステムを構築しつつある。

3. 商標・デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ウグン

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

1) 推進背景

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は属地主義に基づいて審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きくなかったためである。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始めた。

2) 推進内容及び成果

このようなトレンドの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の声を反映させ、韓国出願人の海外出願の

際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟への必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4カ庁(TM4)体制の発足に成功した。韓国は2011年第1回TM4会議に出席して共通認定商品・サービス目録構築事業、ユーザーグループとの連席会議に積極的に参加し、2013年第3回TM4会議をソウルで開催することで合意した。

同時に商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も開催した。専門家会議を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。

3)今後の推進計画

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM4会議に積極的に参加する予定である。また、TM4会議には政府代表団だけでなくユーザーグループ代表が出席して外国の制度改善点に対して直接意見を開陳できるため、ユーザーたちの活発な会議参加を積極的に奨励する計画である。

また、TM4会議の正式会員ではないものの世界最大の商標出願国として商標分野の国際議論に影響力を発揮している中国とも緊密な関係を維持していく予定である。韓国は2011年11月商標分野の韓中長官会合で合意された内容をもとに中国と専門家会議を開催し、中華商標年会に参加して中国の商標制度の動向に対する情報を収集する予定である。

ロ．デザイン分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

1)Design Law Treaty(DLT)

イ)推進背景

WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会」は全世界のデザイン法及び実務の統一化のために、「産業デザイン法及び慣行に関する会議文書」を2007年から2009年まで手続きや規定に関して数年間の協議を経て、2010年にデザインの単純化と統一化に向けた会議文書の草案を取りまとめた。

このような会議文書は今後のデザイン法条約のための事前的な文書であることを考えると、韓国はこれに積極的に参加して総合的かつ体系的に対応できる制度基盤の土台を事前に作っておく必要性が提起された。

ロ)推進内容及び成果

WIPO事務局は会議文書の背景説明において、産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を導入し、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザインプロセスを導入しようとするもので、商標法条約、特許法条約などと類似していると説明している。

この条項は出願、代理人、出願日、新規性例外条項、創作者名義での出願、出願の分割、公告延期、交信住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権の申請、実施権の修正・取消、実施権の未登録、実施件の表示、名義変更、名前・住所の変更などの法21条、規則15条で構成されている。

このような条項の中で出願、出願日、創作者出願、出願分割、公告延期、交信住所、申請書類、更新、期限の救済、権利回復などの条文は既に韓国のデザイン保護法に反映されている。特に、出願日に影響を与える瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するための法改正案(国会係留中)を通じて出願人保護により力を入れている。

但し、新規性喪失の例外、実施権の申請、実施権の修正・取消、名義変更申請に関する条項は出願人に対する手続きの簡素化よりは権利関係の客観性及び法的安全性などを考慮すると、より多くの議論が必要な規定であると見られる。

ハ)今後の推進計画

現在まではデザイン法条約(DLT)議論に対して先進国と途上国の間で異見があったため議論を続けるかどうかが不透明であったが、デザイン法と実務に対する実質的な議論を続けることで合意し、DLT採択に向けた外交会議の開催可能性も高くなっているため、韓国の意見を積極的に反映する必要がある。

特に、次期会議からはデザイン法及び実務に対する議論が主な議題になるものと見られるため、韓国も同案件に対して代理人及び出願人の意見を積極的に取り入れて議論に積極的に参加しなければならない。

2)ヘーグ協定ジュネーブ法加盟

イ)推進背景

貿易規模1兆ドル時代を迎え、韓国企業の競争力あるデザインを海外で簡単かつ速やかに保護する必要性が高まっている。2008年多出願企業人1,000人を対象に行われた商標デザイン制度の改善方案に対するアンケート調査で66.3%がヘーグ協定加盟に賛成し、2009年国政監査でも特許、商標のようなデザイン部門の国際出願システムの導入が急がれるという点が指摘された。

ロ)推進内容及び成果

ヘーグ協定は一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の指定国に出願する効果があるデザインの国際登録に関する条約であり、1966年法と1999年法で構成されている。韓国は実体審査を行う国家であり、審査国家の加盟を容易にするため様々な宣言を可

能にした1999年ジュネーブ法への加盟を確定した。

特許庁は2009年デザイン審査課、出願課、登録課、情報企画課などの担当でヘーグ協定の導入に向けたTFを構成し、国際デザイン出願システムを導入するためのアクション・プランを設け、それに基づいて法令改正案草案の構想及び協定加盟に向けた宣言事項の発掘を完了した。

2010年3月にはヘーグ協定に対する審査官と一般企業の理解を深めるため、世界知識所有権機関(WIPO)の専門家を招いて国際セミナーも開催すると同時に、ヘーグ協定文及び出願ガイドの英韓対訳本も発刊・配布した。

2011年には外交部にヘーグ協定加盟の依頼を完了し、WIPOとの会議を開催して条約加盟と関連した両側の立場と問題事項を把握し、両側が今後も積極的に協力していくことで合意した。デザイン分野の産・学・官委員会を通じて学界及び産業界を対象に制度に関する広報も着実に展開した。同時に、9月国会にヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案を提出し、協定加盟のための基盤を整えた。

ハ)今後の推進計画

協定加盟に向けた大きな枠組みはヘーグ協定を反映したデザイン保護法改正案で設けられたが、手数料納付及び書式整備などの細部的なプロセスは今後下位法令の改正を通じて取り纏める必要がある。

また、実際制度を活用する産業界においてその効用性を最大にするためには制度に対する理解が先行されなければならない。特許庁では今後も多出願企業を対象にヘーグ協定に対する説明会、セミナー開催を通じて制度の広報を続けていく計画である。

同時に、条約加盟の効果を最大化するため、韓国が多く出願しているが未だに協定に加盟していない日本、中国、米国などとも協定加盟に対する各国の関連情報を交換し、加盟過程において必要な協定内容の修正などで共同対応していく計画である。特

に、日本、中国とはデザイン専門家会議及びデザインフォーラムなどのチャンネルを通じて緊密に協定加盟と関連する議論を続けていく予定である。

第3節 審判分野

1. 審判を通じた知財権の速急な紛争解決

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ムン・ソンフッパ

イ. 推進背景

最近サムスンとアップル間で引き起こった特許紛争(2011年4月)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011年6月)など韓国グローバル企業を対象にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU FTA発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の通関保留措置が強化されたことで知財権紛争は持続的に増加すると見られ、国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた最近急激に増加している。

＜表Ⅱ－1－34＞知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2007年	2008年	2009年	2010年
侵害 1審	70	74	129	184
侵害 2審	25	28	41	54
最高裁判所	6	8	14	14

* 出 処：最高裁判所司法年鑑(<http://www.scourt.go.kr> ⇒ 情報広場 ⇒ 司法年鑑(統計)
⇒ 当該年度民事PDFファイル)

また、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所でそれが判断できないという立場を堅持してきたが、最近には一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が長く遅れる場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を

待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

一方、IP5主要国は知財権紛争を速急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間目標を2010年24.5ヶ月から2011年19.5ヶ月に短縮することで審判の競争力確保を図っている。また、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加した特許紛争事件の処理のために審判官の増員を持続的に推進している。その反面、韓国の場合は2009年グローバル経済危機の影響で審判請求が一時減少したが、景気回復及び審査処理量の増加によって再び増加(2010年13,872→2011年14,430)している。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させるため企業の競争力はもちろん国家競争力まで弱くする結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを踏まえて、審判処理期間を年平均10ヶ月以内に提供するため、様々な政策を樹立・施行している。

ロ．推進内容及び成果

知財権を巡る紛争が激しくなるに連れ、特許審判を通じて紛争を解決しようとする需要が持続的に増え、審判請求件数は2010年13,872件から2011年14,430件へと4%増加した。

<表Ⅱ－1－35> 最近5年間の審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
審判請求件数 (増加率)	特許	11,703	13,144	11,389	9,829	10,137
	実用新案	(11.6%)	(12.3%)	(△13.4%)	(△13.7%)	(3.1%)

	商標 デザイン	5,897 (17.9%)	5,720 (△3.0%)	4,194 (△26.7%)	4,043 (△3.6%)	4,293 (6.2%)
	合計	17,600 (13.6%)	18,864 (7.2%)	15,583 (△17.4%)	13,872 (△11.0%)	14,430 (4.0%)

しかし、2007年以後審判官の定員は88名で凍結され、審判処理期間は2007年5.9ヶ月水準から2010年9.9ヶ月へと大きく遅延している。

＜表Ⅱ－1－36＞審判官の定員と審判処理期間

区分		2007	2008	2009	2010	2011
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	65	65
	商標・デザイン	23	23	23	23	23
	合計	88	88	88	88	88
審判処理期間(ヶ月)		5.9	5.7	8.0	9.9	9.5

* 2010年主要国の特許審判処理期間(決定系/当事者系)：日本24月/7月、米国7.7月/10.3月

このような厳しい状況の中で特許審判院は特許紛争に関するリーダーの役割を強化するため審判の早期処理を最優先目標と定め、年平均審判処理期間を前年比0.4ヶ月短縮された9.5ヶ月に設定した。

短縮された審判処理期間の目標を達成するため、審判官経歴係数1当たり24点を基準に審判処理実績目標を120%超過達成するようにするとともに、審判官の年平均欠員率(審判院88名に対する経歴係数損失比率)を最小化し(2010年11%→2011年7.7%)、口述審理及び説明会の加点などあらゆる実績加点の縮小及び廃止を通じた追加的な努力(経歴係数5.32追加確保の効果)を並行し、審判処理期間を短縮するための努力を惜しなかった。

このような審判長及び審判官の献身的な努力の結果、2011年末審判官1人当たり審判処理実績を目標比126%水準で超過達成した。また、審判官の審決件数もまた10,570件で前年比(9,274件)14%程度大きく増加し、2011年年平均審判処理期間は当初の目標である9.5ヶ月水準で達成し、前年比0.4ヶ月短縮できた。

ハ．評価及び発展方向

以上のように対内外的に厳しい審判環境の中でも特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供できるようになった点、2010年までは審判処理期間を年末1ヶ月を基準に算定したが、2011年から全体審判処理件に対して年平均概念を導入することで紛争需要者が肌で感じる処理期間と事実上差がなくなった点などは肯定的に評価できる内容である。

しかし、拒絶決定不服審判のような決定系審判事件と無効審判のような当事者系審判事件別に審判処理期間を区分すると、2011年年平均審判処理期間は決定系審判事件の場合10.3ヶ月、当事者系審判事件の場合7.7ヶ月で前年比各々0.6ヶ月程度短縮できた水準で、一般民事裁判の仮処分事件の平均処理期間が5ヶ月未満であることや法定処理期間が5ヶ月以内である点を踏まえるともう少し短縮する必要があると思われる。

但し、審判官1人当たり審決件数の場合は主要国に比べて多少高い水準であり(2007年12月6シグマ6次ウェーブ「審判官1人当たり適正審判物量算定」の最終結果)、口述審理も民事裁判水準に拡大施行(2007年161件→2011年757件)したことで審判官の負担が日増しに増加していることを考えると、まず審判官の増員を持続的に推進するとともに1人当たり審判処理件数も適正な水準に調整する必要があると言える。

2. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 行政事務官 チェ・ジョンテ

イ．推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の核心的な要素と認識されつつあり、核心的な知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の公正かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標になる。これまで特許審判院は適正な審判処理期間の維持とともに審判品質を高めるための審判制度の改善及びインフラ拡充などに大きな努力を傾けた。

2011年には審判品質と連携した評価及び補償システムを強化し、審判品質の向上に向けた活動を積極的に推進した。特に、審判便覧改正検討会議(46回)、最高裁判所判例読会(38回)、審決文読会(23回)などを通じて審判実務のプロセス及び審判基準に関する再定立を行い、その結果審判便覧の全面改正、最高裁判所の判例分析集などを発刊してそれを活用できるようにした。

ロ．推進内容及び成果

1)審判品質向上のための評価及びフィードバックシステムの運営

イ)審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子など5つの分野別に構成される。分野別に首席審判長が委員長、審判官4人が委員として参加し、四半期毎に1回開催される。特許裁判所が審決取消を宣告した事件は全て即時評価対象にし、審決が取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされている。同時に、分野別評価委員会が評価した事件を再検証するために審判院長が主宰する品質評価検証委員会を運営し、品質評価の公正性及び客観性を高めた。審判品質評価委員会は2011年計199件の取り消された審決の原因を分析し、品質向上方案を議論した。

四半期毎の審判品質評価とともに分野別に優秀審決文を選定して褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、審判官評価団の評価を通じて分野別に最終候補を選定し、優秀審判文選定委員会が優秀審決文を最終決定し、2011年計18件(商標・デザイン分野6、機械分野6、化学分野4、電気分野4)が選定された。

ロ)優秀判例評釈の公募

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じた審判品質の向上を目的として特許庁の全職員を対象に判例評釈を公募した。審査官及び審判官が計19件を提出し、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から最優秀1編、優秀1編、奨励3編を最終選定した。選定された優秀判例評釈に対しては庁内掲示板での掲載、発表会の開催、「判例評釈集発刊」を通じて庁内外で知識を共有している。

<表Ⅱ－1－37> 2011年判例評釈公募の結果

等級	発表テーマ	所属	作成者
最優秀	商標の類似判断の時、全体観察と分離観察の基準及び判断方法に対して	審判3部	イ・ビョンヨン
優秀	結合発明の進歩性判断に関するアプローチ方法の変化及び問題点	機会金属 建設審査局	チョ・ジフン
奨励	消極的な権利範囲確認審判において当事者間で争いがない場合確認の利益	審判7部	キム・ビョンピル
奨励	結合発明における進歩性判断の基準	電気電子 審査局	イ・スンジュ
奨励	特許が受けられる権利を譲渡した発明者の地位考察	情報通信 審査局	ボク・サンムン

ハ)裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加するよう裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所15名、最高裁判所6名、ソウル中央地方裁判所2名、検察庁3名が派遣されている。特許審判院はこの裁判所勤務者らが特許庁に復帰した後、実際に取り扱った事件の争点及び解決過程に対するノウハウが審査官・審判官に十分に伝えられるよう、裁判所勤務結果発表会を2011年3月に開催した。多くの関心と参加の中で裁判所復帰者11名のうち、書類審査を通じて最終的に選ばれた6名が発表し、優秀者3名を選定して褒章を実施した。

＜表Ⅱ－1－38＞2011年裁判所勤務結果発表会の開催結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	特許侵害訴訟の実務事例	特許裁判所	チェ・スンサム
優秀	特許権侵害に対する特許権者の保護	特許裁判所	コ・テウック
奨励	侵害訴訟の概要を中心に	最高裁判所	イン・チボック

2)審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ)審判便覧の改正

特許審判院は審判便覧の全面的な検討を通じて裁判所水準の審理が可能になるように便覧内容を大幅補強し、審判実務における審判便覧の実用性を最大化した。

審判便覧を改正するために特許審判院長の主宰の下で各審判部別の選任審判官及び審判政策課職員が5ヶ月の間、毎週2回(1回当たり2時間以上、計46回)の深みのある改正検討会議を開催した。また、毎回テーマ別の改正案を発表し、十分な議論と討論を通じて最終案を導き出した。

今回の改正は審判関連法令及び訓令の改正内容のみならず、審決文の書式、主文記載方法、口述審理及び証拠調査などが大々的に補強され、再審判例の追加及び判例不備事項の補完など便覧内容における大幅な改善が行われた。

ロ)審決文読会の実施

特許審判院は審決文品質向上の一環として経歴審判官の審判処理ノウハウを共有・学習するために審決文読会を実施した。2011年3月から毎週1回系23回(46件)の審決文読会が開催されたが、該当主審審判官の審決文全般に対する十分な事前検討及び発表とともに、特許審判院長を始めとする各分野の審判長たちが積極的に参加して審決文の形式及び体系、作成時の留意事項、審決文の法理適用などに関して助言を惜しまなかった。

ハ)『最高裁判所判例分析集』及び『商標・デザイン判決文要旨集』の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性及び正確性を高めるため、これまで特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析して各種の判例集を発刊してきた。

2011年10月に発刊された『最高裁判所特許判例分析集』及び11月に発刊された『最高裁判所商標・デザイン判例分析集』は2008年から2010年まで最高裁判所で本案判断した特許実用新案182件と商標・デザイン102件を対象に5ヶ月(2011.4～2011.9)にわたって行われた特許審判院長主宰の最高裁判所判例検討会議(計38回)の結果物であり、各事件毎に審判段階から特許裁判所及び最高裁判所に至る事件の履歴を順次に整理し、事件の経緯及び主要争点を比較して把握しやすくした。この本が発刊されてから特許庁のみならず関係機関及び弁理業界からも多くの関心や問合せが寄せられている。

また、審査・審判の活用のために2010年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集(XII)』及び『デザイン判決文要旨集(VII)』を発刊した。

ニ)商標判決における類似判断事例に関する細部分類体系の構築

商標の類似判断は商標審査及び審判業務の核心争点であると同時に最も頻繁に議論される事項であり、その判断及び判断方法に対する精巧な基準定立は迅速・正確かつ一貫した審判サービスを提供する上で何よりも重要である。

そこで特許審判院ではこれまで最高裁判所及び特許裁判所の商標判例を中心に商標類似判断事例の全般に対する細部的な分類体系を構築し、細部分類別の判断事例を提示するよう政策研究課題を遂行した。

争点別分類体系を①単一商標と結合商標、②全体観察、分離観察、要部観察に大きく分類し、類型別判断事例によって下位分類に細分化した。また、細部分類別に該当判決に対する概要を作成することで審査官・審判官が簡単に争点判例が探せるようにし、審査・審判の品質及び業務能率性を高めると同時に教育資料及び判例調査研究に活用できるようにした。

3)審判官の養成及び教育課程の充実化

イ)審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させると同時に審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を設けた。指導審判官との1:1マッチングで、教育対象の審判事件を選定し、審判合議体における合議のための合議要旨書の作成補助及び合議後の審決文の作成補助を中心に教育が行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させた。本教育は年1回の課程として運営され、計41名が履修した。

ロ)審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

審決文読会、自習学習、セミナーなど学習方法に関係なく毎月4回以上各審判部が

自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営した。学習実行の後は審判情報共有フォルダー「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部の選定などの基礎資料としても活用することでそれらを活性化させた。本学習は2011年1年間622回実施された。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を実施することで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果、最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を四半期ごとに実施した。

ハ．評価及び発展方向

2011年には審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したと評価される。

一方、2011年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2010年より多少高い水準である。また、特許裁判所で審決が取り消される比率は2010年と類似する水準であるが、最近当事者たちの権利に対する認識向上や対応力向上で新しい証拠の提出など状況の変化によって審決が取り消される比率が増加しつつあることを考えると、審判官の帰責による審決取消率がその分低くなったと考えられると同時に、これは特許審判院の審決正確度が高くなったことを意味する。

＜表Ⅱ－1－39＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2007	2008	2009	2010	2011
----	------	------	------	------	------

審決取消率(%)	23.4	23.4	23.6	21.3	22.6
提訴率(%)	18.9	18.8	15.2	15.7	17.3

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営方式を改善して審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また審判処理加点の現実化を通じた審判品質向上活動を強化するなど審判品質の向上に向けてより実質的な方策を講じて積極的に推進する予定である。

また、審判の能力強化のため、新規審判官教育を審決文作成方法及びミスしやすい部分などに集中することで審決文の品質を高めた。同時に、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例を中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化した。また、毎年実施する判例評釈の応募資格を既存の庁内職員から弁理士、ロースクール学生など外部に拡大すると同時に、判例評釈のプレゼンスを高めつつ参加を誘導するために褒賞勲等を特許庁長賞から長官賞に格上げする計画である。

3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 キム・ワンス

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人合議体の審判部の前で口述攻防をさせることで争点を早期に整理する審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件理解度を高め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えて口述審理を拡大実施している。特に2011年には口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方策を講じて推進した。

ロ．推進内容及び成果

1)口述審理の基盤作り及び口述審理施行の拡大

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室(大田4、ソウル1)まで拡充して運営している。また、口述審理の支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2011年口述審理開催件数は計757件で、前年度の開催実績(647件)より17%以上増加した水準で口述審理を拡大施行した。

2)口述審理の進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判関連の人及び審判官のために口述審理進行プロセス及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を発刊・配布し、これを改正審判便覧にも反映した。同時に、口述審理を撮影して口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象にそれを教育・広報することで口述審理の進行プロセスが簡単に理解できるようにした。

3)口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

審判顧客の利便性を高めるため、特許庁ホームページに口述審理公開傍聴予約システムを構築し、審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、審判関連の口述審理調書及び速記録などをオンラインで閲覧できるシステムを構築した。

ハ．評価及び発展方向

2011年は口述審理を本格的に実施してから2年目になる年で、裁判所からは特許審判院での口述審理が技術争点に対する専門性が高く、裁判所とは違って速記録が提供されるために口述審理において議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的な評価を得ている。また、リラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、審判当事者にとって多く役立っているとマスコミにも報じられている(2011.12.28付け連合ニュース、アジア経済など)。また、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっただけでなく、実質的な第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

今後も特許審判院は当事者・代理人及び見習い弁理士を対象に訪ねていく口述審理教育を拡大する予定である。また、口述審理調書及び速記録を「特許路」を通じて提供するなど顧客の利便性を高める一方、早めに争点を整理するため当事者に尋問する事項を口述審理前に予め通知することで争点に対する集中審理を実現するなど口述審理の効率を最大化していく予定である。また、口述審理優秀事例動画及び口述審理マニュアルを活用して代理人及び見習い弁理士などを対象に持続的に教育を実施するなど口述審理の効率化を図る予定である。

第4節 審査品質管理制度の運営

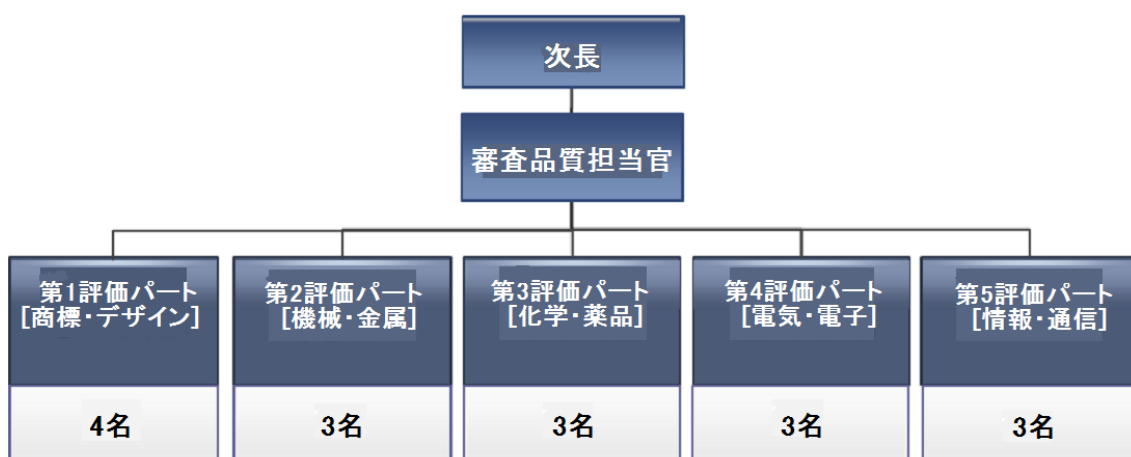
1. 審査評価制度の運営

審査品質担当官 放送通信事務官 ハン・チュンヒ

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務及びPCT国際調査業務に対する自主評価を実施して不十分な審査を防止し、補完事項を発掘・改善することで高品質の審査サービスを提供するために導入された。審査評価を常時施行するため、2000年8月に審査評価チームが発足し、2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するために経営革新本部所属から次長直轄の審査品質担当官室へと所属と名称を変更した。2011年には審査評価官1名を増員し、審査品質担当官室の審査評価官は計16名となった。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官室の組織図



＜表Ⅱ－1－40＞主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	・ 評価組織は庁レベルの評価組織(OPQA:Office of Patent Quality Assurance)と審査局内の評価組織(TQAS:Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・ 審査官が処理した最終決定(登録、拒絶)件と審査が進行中である件に対してランダムサンプリングを通じて評価した後、その結果を審査官と審査課長に通知 ・ 評価結果は教育資料として活用され、審査官個人及び審査課長の成果評価に反映
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	・ 庁長直属の内部監査局内に品質監査課(DQA:Directorate Quality Audit)を設置し、独立的に評価 ・ 登録特許件及び先行技術調査報告書に対してランダムサンプリングして評価 ・ 評価結果は審査制度、審査組織及び教育の改善資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	・ 品質監理官室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・ 品質監理官室は審査品質管理及び統計を担当し、品質管理委員会の評価官が内国出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は審査基準や審査指針の改正など審査プロセスの改善に活用
中国 特許庁 (SIPO)	・ 審査品質管理政策業務を担当する品質統制処と評価業務を遂行する品質評価組で構成 ・ 審査評価監理班の評価官が内国出願及びPCT出願の審査終結件をランダムサンプリングして評価を実施 ・ 評価結果は組織成果評価と教育及び制度改善などに活用

ロ．推進内容及び成果

1)審査評価

審査評価は審査品質担当官室の審査評価官による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価指針に基づいて評価が行われる。

審査評価の結果は審査部署の組織成果評価に反映され、審査官の出来高給と昇進評価に直・間接的に影響を与えている。

イ)審査評価官による審査評価

特許・実用新案の場合は単独審査官が半期別3件、共同審査官は2件を、商標・デザインの場合は単独審査官が半期別20件、共同審査官は9件をサンプリングして評価した。特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断と審査プロセス全般の適正性に対して評価している。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダムサンプリングする。

2011年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は522名の審査官を対象に1,494件、商標・デザインの場合は87名の審査官を対象に1,699件、PCT報告書は729件を評価した。また、下半期の評価は特許・実用新案の場合537名の審査官を対象に1,538件を、商標・デザインの場合は92名の審査官を対象に1,796件を、PCT報告書は835件を評価した。

＜表Ⅱ－1－41＞2011年度審査エラー率の状況

区分	評価件数(件)	エラー件数(件)	審査エラー率(%)
特許・実用新案	3,032	27	0.9
商標・デザイン	3,495	27	0.8
PCT報告書	1,564	23	1.5

2)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査終結した件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別1件をサンプリングして評価した。商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価した。

サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録及び拒絶決定書を発送し、審査が完

了した件を電算でランダムサンプリングする。

2011年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は522人の審査官を対象に524件、商標・デザインの場合は87人の審査官を対象に254件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合537人の審査官を対象に538件を評価し、商標・デザインの場合は92人の審査官を対象に276件を評価した。

2)総合審査品質指数

総合審査品質指数は審査品質と関連する主要要素を抽出した後、その各要素の目標比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値であり、2000年度に初めて導入された。2011年度は審査環境の変化に応じて審査品質測定の正確性を高めるために一部の要素と加重値を修正した。

総合審査品質指数を算定するための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率、請求項削減率、拒絶理由受容度など計5つの項目で構成される。

このうち最も比重の高い要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価を行った後、その結果を計量化した審査評価点数に対する平均として55%の加重値を与えた。また、残りの要素はその重要性によって各々異なる加重値を与えた。

一方、総合審査品質指数を構成する各要素の目標値は審査品質の全般的な上昇傾向を踏まえて最近2年間達成率の平均値として設定し、測定の結果2011年審査品質指数は目標値より1.1%超過達成した101.1点を記録した。

＜表Ⅱ－1－42＞2011年度総合審査品質指数

構成要素	加重値(%)	2011年の目標	2011年の結果(点)
審査評価表の平均得点	55	99.53	99.63
審査品質満足度アンケート調査の結果	15	71.07	71.43
拒絶決定不服審判の取消差戻し率	10	25.48	28.30
登録決定件に対する請求項削減率	10	14.84	13.82
拒絶理由の受容度	10	19.04	24.43
総合審査品質指数	-	100	101.1

3)審査評価規定及び指針の改正

優秀事例の選定基準を合理的に改正するなど審査評価の公正性及び信頼度を高め、ポジティブ評価を通じて審査品質向上に向けた基盤を整えた。

他審査課長評価の客観性及び公正性を高めるために優秀または欠缺事項に対して他審査課長1人の単独評価制から他審査課長3人の協議評価制への変更を骨子とする審査評価規定を改正した。

審査評価指針の場合、特許・実用新案の審査評価において先行技術調査報告書または国際調査報告書に記載された適切な先行技術を引用したとしても通知書及び決定書作成の充実度によって奨励類型として評価を受けることができるように審査評価指針を改正した。また、商標・デザインの場合、審査官の不要な努力を減らすために「審査メモ」に審査官決定の根拠となる理由が簡潔かつ明確に記載された場合でも優秀事例として選定されるように評価指針を改正した。

4)審査着手評価制度の施行及び審査品質警報システムの構築・運営

リアルタイムで審査品質動向を把握するため、毎月審査に着手した件に対してサン

プリング評価を2011年試験的に施行した。半期別に施行する定期評価は審査が終結した件に対して施行するが、一方の着手評価は初めて審査に着手した件に対して施行するものである。毎月着手件の1～2%に対してサンプリング評価を行い、評価基準は審査評価指針に基づく。

毎月審査着手件に対する評価を通じて欠陥率の動向を把握して欠陥率が一定の水準以上増加する場合、その程度によって管理警報または危険警報を発令し、欠陥増加の原因分析と対策を樹立することで審査品質の早期安定化を図っている。

＜図Ⅱ－1－6＞審査品質警報システムの概念図



ハ．評価及び発展方向

2011年度特許・実用新案分野の審査エラー率は0.9%で、2010年度の1.2%に比べて0.3%P減少した。また、商標・デザイン分野においても2011年度は0.8%で2010年度の1.1%に比べて0.3%P減少し、全般的に特許庁の審査品質が2010年に比べて向上したものと評価される。

他審査課長評価時に協議評価制度を導入・施行することで他審査課長評価の公正性と客観性を高めた。また、審査評価優秀事例の類型を拡大し、ポジティブ型評価体制を定着させることで審査官が自発的に審査品質を高めるようにした。

今後特実分野に適用している観点別審査点検表をさらに細分化・具体化し、商標・デザイン分野の審査評価にも適用するなど審査評価制度の客観性と一貫性を高めるた

めに評価制度を整備する計画である。

また、PCT報告書に対する外部顧客の満足度調査を実施して審査品質改善計画に反映することでPCT報告書に対する審査品質と顧客満足度の向上を図る計画である。

2. 審査品質向上のための審査能力開発支援

審査品質担当官 放送通信事務官 ハン・チュンヒ

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急激に増加するにつれ、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的としてPPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許庁間の協力関係を拡大している。

知的財産権分野で国際的な協力関係を維持するためにはグローバル水準の審査品質を確保することが重要である。競争力のある審査処理期間とともにグローバル水準の審査品質を達成するためには審査評価結果のフィードバック機能の強化、審査能力開発支援などを通じて持続的に品質向上に向けた努力が必要である。

ロ. 推進内容及び成果

1)審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会

審査パート制は2000年から審査局別に試験的に運営され、2005年に審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで審査パート制が本格的に施行された。また、審査パートは審査品質管理のための基礎単位であり、審査品質を高める上で重要な役割を果たしている。

審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パート別の審査品質分析及び審査官－審査評価官間の対話を通じて審査品質を効率的に管理し、審査能力開発を支援するため2011年に初めて施行された。

＜表Ⅱ－1－43＞2011年度審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会の開催結果

審査局	上半期			下半期		
	審査パート 数	申請パート 数	申請率 (%)	審査パート 数	申請パート 数	申請率 (%)
商標デザイン	21	5	24	23	9	39
機械金属建設	28	15	54	28	19	68
化学生命工学	26	8	31	30	18	60
電気電子	22	18	82	22	19	86
情報通信	24	13	54	24	21	88

2)審査品質チェックポイント集の発刊

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず特許関連法令の解釈と適用、通知書の作成など審査実務に関する知識と能力が極めて重要である。

そこで特許庁は審査効率性及び審査品質を高めるために2007年から2011年まで5年間の審査欠缺事例の中で頻繁に発生する審査欠缺を類型別に分析し、審査欠缺発生防止のためのチェックポイントを提示した『特許実用新案及びPCT報告書審査品質UPチェックポイント集』を発刊・配布した。

ハ．評価及び発展方向

2011年に初めて実施した審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会は審査パー

ト別の審査能力の強み及び弱点の分析情報を提供し、審査評価結果のフィードバック機能を強化することで審査品質の向上に貢献したものと評価されている。

また、審査パート別オーダーメイド型品質診断説明会を定例化して審査能力の開発を持続的に支援し、説明会を通じて発掘された電算関連改善事項は単純な欠缺防止レベルでシステムを改善していく計画である。

特許・実用新案及びPCT報告書に対するチェックポイント集は審査部署に配布され、審査過程で頻繁に発生する審査欠缺を防止すると同時に、審査官の学習または教育資料として活用している。

今後、商標・デザイン分野に対してもチェックポイント集を発刊・配布することで審査品質を高めるための審査能力開発を支援する計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

顧客協力局 出願課 行政事務官 クォン・オデ
 登録課 行政事務官 クォン・イングック
 国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

方式審査処理期間目標制の施行によって2011年受付書類の99.98%を期限(6日)内に方式審査を完了した。そのために出願登録方式審査のプロセスを持続的に改善し(2011年61件の改善事項を発掘)、新規転入者に対する1:1密着指導、方式審査事例集の発刊など持続的に努力した。

<表Ⅱ－1－44>方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
合計	1,670,139	1,669,846	99.98%
出願	1,036,742	1,036,686	99.99%
国際出願	27,908	27,905	99.99%
登録	605,489	605,255	99.96%

また、方式審査の正確性・一貫性を高めるために出願分野ではワンストップ書式作成システムの構築、段階別エラー通知サービス及び提出書類見本案内制度を施行した。また、2011年産業財産権法令の改正事項を反映した「出願方式審査指針書」を修正・発刊し、方式審査担当者の実務能力と専門性を高めるための努力も並行した。登録分野においても申請人の主な苦情事項に関する審査基準を明確に整備し、同一内容の申請件は同一担当者に集中配分して効率性と一貫性を高めた。また、方式審査研究会の活性化を通じて方式審査担当者の実務能力と専門性を強化した。

第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

1. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 アン・ウファン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標にして、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。また、政府レベルで知的財産政策を円滑に推進するため、関係省庁及び自治体公務員を対象に知財権一般教育と業務に適用可能な実務教育を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営しているが、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるため、事例中心の教育と討論方式の授業を行っている。

その他にも特許と商標デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施する一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)の講師比率を拡大して教育に投入する

など基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施して教育品質を高めるため似努力を傾けている。

＊外部専門家の活用比率：(2010)85/377名(23%)→(2011)104/396名(26%)

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授要員の拡充、法律教育のサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に応じたグローバル知財権核心リーダー養成のために関連する専門教育を拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程の運営を通じて職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の多い職員に対する専門課程を新設するとともに教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

＜表Ⅱ－1－45＞教育訓練の状況(2011年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育日数	修了者数
新規審査官(37期)	20	74
新規審査官(38期)	20	35
新規審査官(39期)	20	93
中堅審査官(29期)	10	69
中堅審査官(30期)	8	38
審判訴訟制度	10	22
審判官	55	55
商標法基礎(10期)	6	39
特許法基礎(13期)	6	71

商標法高級	6	23
特許法高級	6	62
デザイン保護法	5	30
デザイン審査・審判実務	3	33
民法Ⅰ(5期)	10	32
民法Ⅱ(4期)	10	86
民事訴訟法(5期)	5	27
知的財産権(22期)	5	37
明細書及び請求範囲解釈	2	26
先行技術調査	3	16
デジタルカメラとフォトショップ	3	33
エクセル	3	35
パワーポイント	3	23
知財権実務者	5	32
職務能力課程	1	44
知的財産権(23期)	5	26
PCT審査(基礎)	2	38
特許審査事例研究(高級)	2	40
民法Ⅰ(6期)	10	22
民事訴訟法(6期)	5	29
知的財産権(24期)	5	26
商標権特別司法警察課程	3	21
商標法基礎(11期)	6	22
知的財産権指導要員	5	30
計		1,289

一方、他部署公務員を対象にする正規教育の場合、知的財産権制度全般に対する理

解を深めるための知的財産権課程と知的財産権保護業務に従事する公務員の業務能力を強化するための知的財産権指導要員課程を運営した。知的財産権課程の運営を通じて各省庁公務員の知的財産権に対する認識を高め、国家知的財産政策の施行を積極的に支援できる基盤を整えた。また、知的財産権指導要員課程の運営を通じて取締り業務に従事する警察、自治体担当公務員が取締り現場で実際適用できる模倣品取締り要領及び事例など実務教育を強化した。

また、自治体公務員の地域ブランド創出及び管理に関する戦略的マインドを根付かせるためオーダーメイド型知的財産教育を積極的に拡大し、安東市役所、達西区役所など7つの機関、326名の公務員を対象に自治体別特性に合った知財権教育を実施した。

ハ．評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例や討論中心の実務教育、そして法律専門性を高めるための知財権法律教育などの様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化すると同時に現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

同時に、他省庁及び自治体公務員教育は業務担当者を対象にした知財権一般教育と実務教育を実施することで公共部門における知財権に対する認識拡大を図ったが、今後は政府各省庁及び自治体を対象に国家知的財産基本計画の政策目標及び基本方向の共有、段階別推進戦略の理解を通じた知的財産政策の円滑な推進のために幹部公務員に対する教育に重点を置いて推進する予定である。

2. e-ラーニングを活用した全国民向け知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教授課 行政事務官 ノ・ヒョンシク

イ．推進背景及び概要

韓国の知的財産政策方向を決める知的財産基本法が制定され、第1次知的財産基本計画(2012～2016年)が樹立され政府と公共機関を中心に知識基盤社会の礎を築くための具体的な実行計画を推進している。それに歩調を合わせて知的財産に関する教育がその一軸を担っているが、特に最近サムスンとアップルの特許訴訟をきっかけに社会全体に知的財産に対する高い関心と呼び寄せている。韓国政府も2015年まで少・中等教育にデジタル教科書を導入するなど急変する知的財産社会に対応している。

特許庁は知的財産分野の核心人材を養成するために中小企業など実務中心の知的財産教育の拡大、知的財産で創造性を発揮する新鋭(小・中・高)の育成、需要者オーダーメイド型コンテンツ開発を通じた知的財産情報の供給など低費用・高比率のe-ラーニングを活発に推進している。

急増する教育ニーズに効率的に対処しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供するためにはスマートフォンなどデジタル媒体を活用した教育サービスのみならずインターネット基盤のオンラインコンテンツとライブ放送を結合したe-ラーニング常時学習体系の構築が急務である。

ロ．推進内容及び成果

国際知識財産研修院では知的財産教育が必要な8つの分野に優先的に無料教育を支援している。創意力中心の青少年、実務人材中心の企業と大学生、発明教育を指導する教員、発明の拡散を図る必要のなる特許関係機関、審査・審判の専門性が必要な特許庁公務員及び中央・地方自治体公務員など生涯周期別の生涯教育を実施している。

フラッシュアニメ及び動画で作られた計187のコンテンツを中心に300人まで同時アクセス可能なインターネット基盤のライブ放送を結合したオンライン教育を実施する

とともに事例中心の実習が必要な明細書作成などは集合教育を並行している。

同時に、知的財産に強い中小企業を支援するために「中小企業IPリーダー5千人」を2015年まで養成し、「中小企業特許能力深化教育」を通じて業種別に特許に強い中堅企業を支援している。

また、小学生から高校生まで一貫した創意活動が必要な青少年のために発明記者団を運営している。体験活動と発明品に関する作文を通じて発明記者に論理的思考を持たせる機会を提供している。このような発明記者団の活動はほぼオンラインで実施されているので大規模で様々な教育が行えるというメリットがある。

一方、発明教師の職務教育は30時間と60時間課程など「遠隔職務研修」を通じて行われるため、必要な単位を気軽に取得できる。最近発明教育のためには必須履修課程として認識され始め、発明教師の中では大変人気の高い課程である。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のために進度率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供して計436の機関を対象に団体教育(B2B)を実施し、オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツを貸すことで知的財産教育を拡大している。2011年には中小企業研究員など計393千名を教育し、企業と公務員教育機関などを中心にオンライン中心の教育需要が毎年6万名ずつ増加している。

ハ．評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪である中小企業の教育を支援するため、オーダーメイド型知的財産e-ラーニングを提供し、特許に強い中小企業研究員を養成している。また、青少年発明記者団の運営を改善して2011年度発明記者の規模を1,000名に拡大し、彼らが作成した1,562件の発明記者は年6回にわたって発明新聞に掲載することで創意的な知的財産若手の育成に向けた基盤を構築した。

発明教員の遠隔職務研修の効率性を改善して年5,500名を教育した結果82%の高い修了実績を達成し、青少年対象の「私がまさに特許マイスター」というコンテンツを開発し、小・中・高の学生たちの発明教育に活用している。

アプリケーションの開発、教育管理システム(LMS)及びライブ放送システムの構築でスマートラーニングとインターネット基盤のe-ラーニングを同時に提供するなど、全国民が時間と場所に囚われず知的財産教育にアクセスできる環境を構築した。

特に、様々な階層が参加できるe-ラーニング常時学習体系を構築して中央・地方公務員と弁理士義務教育など関係機関を対象に知的財産教育を推進するなど、知識基盤社会に対応できる社会的能力を高めるのに一翼を担っている。

今後はインターネット放送を組み合わせることで中小企業の現実を考慮した実務・事例中心に中小企業に対する知的財産教育をさらに拡大し、大企業の特許管理・創出ノウハウが共有できるよう中小企業に対する教育機会を拡大していく計画である。

また、2015年小・中学校におけるデジタル教科書の導入に合わせて拡張現実の体験などコンテンツの変化が求められているが、それだけでなく需要者を中心として知的財産情報が生産・共有できるよう知的財産ポータルアクセシビリティを強化し、創意活動の教育課程として認められている発明記者団の規模を大幅拡大して青少年の発明活動と作文能力を高めるように記者団の管理能力及び教育課程開発などシステム構築に力を集中していく計画である。

また、弁理士義務教育など関係機関の職務教育をさらに専門化し、中央・地方公務員のe-ラーニング教育課程を拡大して公共分野における知的財産に対する認識を持続的に高めていく方針である。

＜表Ⅱ－１－４６＞知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程の形態	運営方式	受講者数 (2011年基準)
1.企業	B2 C	一般人	開かれた教育	知的財産の認識向上	15,351名
		中小企業	中小企業 IPリーダー	基礎、混合課程	750名
	B2 B	中堅企業	特許能力 深化教育	中級、オーダーメイド 型教育	486名 (企業12社)
		大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	9,953名 (企業52社)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	4,548名 (企業166社)
		公共機関	団体教育	基礎、企業職務教育	72,971名 (22機関)
2.関係 機関	B2 B	関係機関の職員	団体教育	先行技術調査機関教育	2,351名 (7機関)
3.弁理 士	B2 B	弁理士及び職員	団体教育	(見習)弁理士職務教育 と連携	4,676名
4.大学 生	B2 B	理工系	団体教育	単位課程と連携	27,235名 (148講座)
		デザイン	団体教育		788名 (11講座)
		教育大/師範大	団体教育		722名 (21講座)
		法大/経商大	団体教育		1,359名

					(9講座)
5.青少年	B2 C	青少年	開かれた教育	自律受講	14,175名
	B2 B	小学校	団体教育	学生生活指導と連携	114,506名 (学校67校)
		中学校	団体教育		60,079名 (学校90校)
		地域教育庁	団体教育4		45,271名 (46教育機関)
6.発明 記者	B2 C	青少年	開かれた教育	発明体験の記事作成	1,000名
7.発明 教員	B2 C	小学校	個別職務研修	年5期数、単位取得	2,950名
		中学校			1,684名
		幼稚園など			898名
	B2 B	小学校	教育庁団体教育	年1期数、職務教育	147名
		中学校			93名
		その他			43名
8.公務 員	B2 C	特許庁	個別教育	年5期数、職務教育	11,142名
	B2 C	中央/地方	個別教育	職務教育(中公教共同)	420名
計		教育対象8、コンテンツ187(3年経過68個)			393,598名

* 知的財産e-ラーニング：オンラインコンテンツ＋インターネット放送＋課題実習
(例：61＋4＋5)

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 パク・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出し、国家を豊かにする知識基盤経済社会では知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードしていく創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質の両方面から持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野に亘って知的財産専門家が必要であるという認識が社会からも共感を得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様かつ革新的な試みや努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産教育支援を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めてWIPO公式知財権教育機関として指定を受け、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「世界IP教育機関長シンポジウム」などに参加し、知財権教育発展に向けた協力を強化すると同時に、シンガポールIP ACADEMY、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、ブラジル特許庁、ベトナム科学技術部研修院(MTI, Management Training Institute)、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、教材相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ.推進内容及び成果

国際知識財産研修院は2011年にWIPOと共同でブラジル、エジプト、インドネシアなど世界各国の特許審査官を対象に特許法・特許実務教育課程を運営し、KOICAと共同でASEAN地域の知財権関連公務員及び専門家を対象に韓・ASEAN知財権教育課程を運営するなど、計13回、183名を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,123名の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

世界各国(計9カ国)の特許審査官16人が参加したWIPO特許法・特許実務教育課程は4月5日から14日まで運営され、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程、KOICA協力のチュニジア公務員に対する知財権教育課程、韓－ASEAN FTA経済協力の一環として設けられた韓－ASEAN知財権教育課程が運営された。これを通じてアジアを始め、様々な地域の特許審査官及び大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展の様子を経験してみる機会を提供した。

外国人教育課程意外にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。11月1日から3日までは中国、インド、ベトナム、タイ、フィリピンなどア・太地域の16カ国の知的財産権政策担当者及び関係者30人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「特許庁の人的資源開発の挑戦及び対応」をテーマにしたセミナーを開催した。IP機関の社会的役割や人的資源の開発と関連する戦略を共有する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家知的財産戦略の樹立など知的財産専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関連する有用な情報を提供した。

11月22日から24日までは中国、ラオス、ミャンマーなどアジア・太平洋地域11カ国の知財権専門家20人、WIPO関係者、国内知財権関連従事者が出席した中で、「知的財産と共同体基盤社会の発展(Intellectual Property and Community-Based Development)」というテーマでワークショップを開催した。

国際知識財産研修院は世界主要知的財産教育機関との協力も拡大している。8月23日から25日までの3日間、米国のジョージアに位置する米国特許商標庁研修院でWIPO主管の第5回IP教育機関長シンポジウムに参加した。本シンポジウムを通じてIP教育訓練発展に向けた技術的補完と技術移転、IP教育訓練発展に向けた持続可能な経費確保・協力的なパートナーシップ、IP教育訓練の技術的補完のためのグローバル問題と挑戦など7つの推進課題について議論が行われた。このような共同セミナーの結果を第6回世界IP教育機関長シンポジウムで点検・発展させていく計画である。

また、11月16日韓・中・日の研修機関長が集まって第2回研修機関長会合を開いたが、会合を通じて3国の人材養成機関が教育訓練に関する情報及びノウハウを共有する一方、知的財産分野人材育成に関するシナジー効果創出の必要性に対する共通認識の下で今後協力活動推進に向けた2大原則に合意した。また、e-ラーニング発展方案を模索するための共同セミナー、PCT共同セミナーなど共同協力活動のための提案を共有し、2012年第3回研修機関長会合で3機関の協力活動を具体化していく計画である。

国際知識財産研修院は日本、中国などと二国間協力も強化している。日本工業所有権情報研修館(INPIT)とは2010年締結した業務協力協約をもとに2011年5月26日具体的な情報意見交換に向けて国際知識財産研修院で実務会議を開いた。また、11月15日には日本東京で日本知財権関係者を対象に韓国の知財権に対する理解を深めるセミナーを開催した。中国の場合、2007年から中国知識産権培训中心(CIPTC)と国際知識財産研修院が交互に主管する共同セミナーを開催しているが、2011年には6月8日ソウルで「中国における商標権侵害に対する行政的救済手続き及び保護戦略」をテーマにした第4回セミナーの開催に成功した。12月6日には中国北京で両研修機関間の業務協力のための会議を開き、e-ラーニングコンテンツ交換に対する協議、e-ラーニング事業の推進状況及びノウハウ共有などe-ラーニングを中心にした協力強化方法に関して議論した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2011年にベトナム特許庁

から要請を受け、ベトナム特許庁の特許審査官及び商標審査官を対象にした委託教育課程を実施した。5月17日から20日の間にはベトナム特許庁の商標審査官11名を対象に韓国の商標制度及び審査システムに対する課程を運営し、9月27日から30日までベトナム特許庁特許審査官10名を対象に韓国特許法及びガイドラインに対する課程を運営した。また、タイ商工部の要請を受け、タイ商工部公務員6名が参加した中で国際商標制度とマドリッドシステムに対する理解を深めるための委託教育課程も開催した。

＜図Ⅱ－1－7＞2011年知的財産教育分野における国際協力

世界各国を対象にした知財権教育課程	WIPOワークショップ
	

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はIP5特許庁体系構築の主役として、国際的に知財権分野の先進国として、その能力が認められている。しかし、それはその分国際的な責任や義務も果たさなければならないという意味である。

2011年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産教育支援の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めると同時に、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力していく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく。また、IP5特許庁研修機関との協力を強化し、2012年開催される予定の第6回世界研修機関長シンポジウムでこれ

まで議論されたアクションプラン実行課題の履行状況の点検及び新規協力課題の発掘を主導的に推進していく計画である。

＜表Ⅱ－１－４７＞2012年国際セミナー及び外国人対象の教育計画

区分	推進内容	細部日程
第一四半期	WIPO特許審査官課程の運営	3月
	KOICA ASEAN知財権課程の運営	
第二四半期	WIPO商標審査官課程の運営	4月
	ベトナム特許審査官課程の運営	5月
	IP5審査官共同教育課程の運営	5～6月
	WIPO Summer School課程の運営	6月
	第5回韓・中研修院共同セミナー	6月
第三四半期	中東(GCCPO)特許審査官課程の運営	8月
	第6回世界IP教育機関長シンポジウム参加	
	ベトナム商標審査官課程の運営	9月
	KOICA途上国知的財産制度課程の運営	
	第3回韓・中・日研修機関長会合に参加	
第四四半期	WIPOアジア・太平洋地域セミナーの計画及び運営	10月

第2章 グローバルIP規範を反映した知的財産制度の構築

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許法・実用新案法の国際的な調和及び顧客利便性の増進

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 イム・ヒョンソク

イ. 推進背景及び概要

各国の特許制度の統一化・単純化を目標にする特許法条約(Patent Law Treaty)が2000年6月に妥結、2005年4月に発効し、イギリス、フランス、オーストラリア、ロシアなど計29カ国(2011年12月基準)が加盟するなど全世界的に拡大しつつある。そこで、今後の特許法条約加盟に備えて特許法条約の内容を特許法・実用新案法改正案に反映する作業を推進した。

一方、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」(以下本節では「韓-米FTA」とする)の合意事項を反映するため、設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入、公知例外適用期間の延長(6→12ヶ月)、特許権取消制度の廃止、特許侵害訴訟における秘密維持命令制度の導入を内容とする特許法・実用新案法の改正を行った。また、上記設定登録遅延による特許権の存続期間延長制度の導入と関連する出願人による遅延期間及び過料の加重・減輕基準を具体的に定義する特許法・実用新案法下位法令を改正した。

その他にも審査効率性及び明細書の品質を高めるために出願人に背景技術を明細書に記載するよう義務付ける内容の特許法・実用新案法の改正(ノ・ヨンミン議員代表発議)を行った。

ロ. 推進内容及び成果

特許法条約は特許取得及び維持手続きを国際基準に合わせ、出願人のミスによる特許の拒絶・取消を最小限に抑えることで国民の特許獲得の機会を拡大するものであり、特許法条約の主要内容を反映して特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正案を構築した。

＜表Ⅱ－2－1＞特許法条約の主要内容

区分	主要内容
出願日の認定	出願形式を大幅自由にし、論文や外国語でも出願可能
権利救済	期限未遵守によって消滅した権利が回復できる制度の導入
代理人	在外者も国内代理人無しで出願できるよう要件を緩和(出願後の手続きは除く)
優先権の主張	優先権主張の訂正・追加・回復機会の拡大

特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正案は特許法条約内容の反映と同時に、国内外の環境変化に対応した法改正へのニーズに応え、難しい漢字でできた法律用語を理解しやすいハングル表現に替え、長く複雑な文章を簡潔・明確にする、いわゆる分かりやすい法令作りを推進した。

特許法・実用新案法の改正案を設けるために2010年1月から5月まで特許法改正推進団を運営し、数ヶ月にわたり審査官の意見を収集した。また2010年から2011年にわたって庁内関連部署懇談会計3回、外部専門家懇談会計4回及び地域別巡回説明会計3回(ソウル、大田、釜山)などを実施し、出願、審査、審判、訴訟など実務に与える影響と予想される問題を様々な視点から検討した。2010年11月29日及び2011年7月22日には国民公聴会を開催して特許法・実用新案法の改正に対する国民の理解を深め、2011年8月立法予告を実施した。

一方、韓-米FTAの合意事項を反映するため、2011年12月2日公布された改正特許法(法律第11117号)・実用新案法(法律第11114号)では特許権存続期間の合理的な保障のた

めに出願人の責任でない事由で基準日⁵より遅れて特許登録された場合はその遅延期間分だけ存続期間を延長する登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入(特許法第92条の2～5新設)、特許侵害訴訟で営業秘密を知るようになった当事者などには裁判所が秘密を維持するよう命令する秘密維持命令制度の導入(特許法第224条の3～5、第229条の3新設)、出願人が特許出願の前に論文発表などを通じて自分の発明を公開したとしても公開日より6ヶ月以内に出願すれば拒絶理由から除外する公知例外期間を12ヶ月に延長し(特許法第30条第1項改正)、特許権者の合理的な権利保護のために単純に特許発明の不実施だけを理由として特許権を取り消していた現行制度を廃止する(特許法第116条削除)改正を行った。韓-米FTAの合意事項を反映するための特許法・実用新案法は韓-米FTA発効日(2012年3月15日)より施行される予定である。

その他にも審査効率性及び明細書の品質を高めるために出願人に背景技術を明細書に記載するよう義務付ける内容の特許法・実用新案法の改正(ノ・ヨンミン議員代表発議、法律第10716号・第10502号)を行い、2011年7月1日施行後行われる出願から適用された。

特許法・実用新案法の下位法令(施行令・施行規則)の改正は計11回行われた。2011年2月22日公布(2011年4月1日施行)された改正特許法施行令では代理人が2人以上である場合は送達を受ける者を指定すればその代表代理人に通知書を発送する書類送達代表代理人制度及び審決または決定の謄本を情報通信網を通じて送達受けられるようにする審決文電子送達制度を導入した。また、2011年2月25日公布(2011年4月1日施行)された改正特許法・実用新案法の施行規則では審査猶予申請の拡大及びUN公用語での特許証発給対象の拡大などを通じて出願人及び代理人の便宜を図った。

また、2011年6月23日公布(2011年7月1日施行)された改正特許法・実用新案法施行規則では特許法・実用新案法の改正(ノ・ヨンミン議員代表発議)による明細書への背景技術記載の義務付けと関連する規定及び別紙書式を改正し、2011年9月28日公布(2011年9月30日施行)された特許法・実用新案法施行規則では特許協力条約(PCT)規則改正事項及び個人情報保護法(法律第10465号)の制定と関連する個人情報収集時の同意規定

⁵ 出願日後4年または審査請求日後3年のうち遅い日

新設などを反映した。

韓-米FTA履行のため、2011年12月2日公布(2012年3月15日施行)された改正特許法・実用新案法施行令及び施行規則では登録遅延による特許権の存続期間延長期間から除外される意見提出通知によって意見書提出期間のような出願人による遅延期間を定義し、違反回数、違反程度などによる過料加重・減軽基準を具体的に規定した。

<表Ⅱ－2－2> 2011年改正された特許法施行令の主要内容

区分	改正内容	公布日(施行日)
書類送達代表 代理人制度	2人以上が特許に関する手続きを踏む場合、書類送達代表者を選定して申告すればその代表者に送達	2011.2.22. (2011.4.1.)
審決文電子 送達制度	出願人が電子文書利用申告をした場合、審決または決定の謄本を情報通信網を利用して送達	
出願人による 遅延期間	登録遅延による存続期間延長期間から除外される意見書提出期間、再審査請求期間、請求で延長された期間など出願人による遅延期間の定義	2011.12.2. (2012.3.15.)
過料加重・ 減軽基準	違反回数、違反程度などによって過料を加重したり、減軽する基準を具体的に規定	2011.12.2. (2012.1.1.)

ハ．評価及び発展方向

2012年には特許制度先進化に向けた特許法・実用新案法の改正のために法制処の審査など立法手続きを経て特許法・実用新案法の改正案を国会に提出する予定である。

一方、特許法条約の反映によって特許管理人がいなくても在外者が踏むことのできる手続きなど特許法・実用新案法改正案で下位法令に委任した事項及びPCT規則改正事項を反映し、電子文書利用申告と関連する手続きなどに関する改正事項を含む特許法・実用新案法施行令及び施行規則改正案を設けて特許法・実用新案法改正案の公布

及び施行に合わせて改正する予定である。

2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の改善

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は「一律的な特許審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」するための特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に補完している。

ロ. 推進内容及び成果

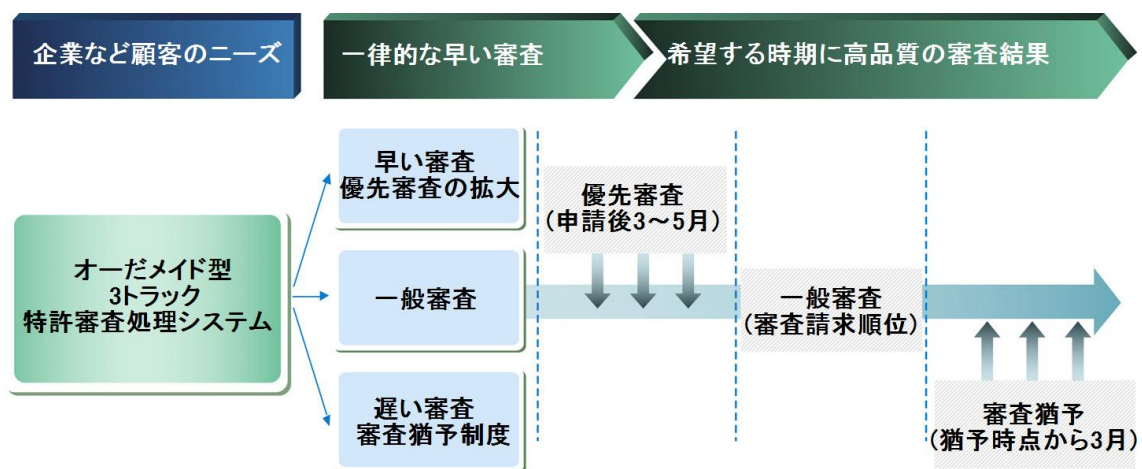
オーダーメイド型3トラック特許審査制度は速い/一般/遅い審査の3種類のサービスの中から出願人が自分の特許戦略に従って審査処理時点を直接選択できるようにする制度である。出願人は速い審査を通じて速やかに特許権を獲得し、独占的な地位を先占することができる。一方、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

速い審査は専門機関に先行技術調査を依頼した優先審査を通じて誰でも利用することができる。即ち、ベンチャー企業の出願など特定出願として制限された従来の優先審査対象に含まれなくても、特許庁が指定した先行技術調査専門機関⁶に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう要請さえすれば、誰でも速い審査サービスを受けることができる。

⁶ 特許庁が指定した先行技術調査専門機関：韓国特許情報院、(株)WIPS、IPソリューション(株)

一般審査は審査請求の順位によって審査結果を提供しているが、平均審査処理期間を18ヶ月内外(2011年基準)で維持している。遅い審査は開発された技術の事業化時期や市場性調査などで一般審査より遅く審査を受けようとする特許出願人を配慮したものであり、審査猶予希望時点を書いて申請すればその時点から3ヶ月以内に審査サービスを受けることができる。

＜図Ⅱ－２－１＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図



2011年オーダーメイド型3トラック特許審査制度の運営状況を見ると、専門機関先行技術調査依頼優先審査申請は8,095件で全体審査請求(161,591件)の5.0%、審査猶予申請は147件で全体審査請求の0.1%を占めた。

＜表Ⅱ－２－３＞オーダーメイド型3トラック特許審査制度の利用状況

(単位：件)

		＜3-Track制度 施行以前＞		＜3-Track制度施行以後＞			
区分		2007年	2008年 (1～9月)	2008年 (10～12月)	2009年	2010年	2011年
申	優先審査	12,792 (8.2%)	11,897 (10.6%)	4,301 (9.1%)	20,317 (13.7%)	20,896 (13.4%)	22,190 (13.7%)

請	先行技術 調査依頼	-	-	210 (0.4%)	2,685 (1.8%)	7,622 (4.9%)	8,095 (5.0%)
	一般審査	142,820 (91.8%)	100,486 (89.4%)	41,982 (89.1%)	126,276 (85.2%)	134,128 (86.0%)	139,254 (86.2%)
	遅い審査	-	-	858 (1.8%)	1,698 (1.1%)	946 (0.6%)	147 (0.1%)
	全体審査請求	155,612	112,383	47,141	148,291	155,970	161,591

特許庁は国家産業の発展、出願人の権益保護などを考慮し、緊急処理の必要性が相対的に少ない拡大された専門機関先行技術調査依頼優先審査の処理期間を従来の申請後3ヶ月から5ヶ月に延長(2011年1月施行)した。また、遅い審査の申請期間を審査請求日から6ヶ月以内から9ヶ月以内に拡大(2011年4月施行)することで出願人の遅い審査利用における利便性を高め、審査請求料を猶予希望時点2ヶ月前まで納付すれば済む審査請求料納付猶予制度(2011年1月施行)を導入することで出願人の金銭的な負担を緩和した。

一方、先行技術調査専門機関の優先審査用先行技術調査報告書に対する品質評価は行われていたものの、品質評価を活用して個別件に対する品質担保方案は不十分であった。このような先行技術調査管理体系を改善するための方案として、審査官が先行技術調査報告書に対して「未活用」と品質評価した場合、その結果を出願人に通知し、出願人が調査料の一部払戻しまたは追加依頼件の調査料に対して割引サービスが受けられるようにした。

また、優先審査補完指示を出す場合は出願人以外の専門機関にも同時に通知し、報告書未提出など専門機関に帰責自由がある場合には専門機関が直接対応できるように制度を改善した。一方、各専門機関は2011年から先行技術調査料の手数料体系を機関別に多様化し、出願人に選択の自由を与えた。

ハ．評価及び発展方向

出願人はオーダーメイド型3トラック特許審査制度を利用し、自分の特許戦略に基づいて「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の3つのサービスのうち一つを選択することで特許審査時期を自由にコントロールできる。今後も特許庁は制度の利用状況や顧客からのニーズを持続的に把握し、オーダーメイド型3トラック特許審査制度をさらに発展させていくための努力も続ける予定である。

3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 クォン・ソンホ

イ.推進背景及び概要

グリーン技術超高速審査制度とは、出願人がグリーン成長国家発展戦略の各種支援政策によって研究・開発したグリーン技術特許出願に対して超高速審査を申請した場合、特許庁が該当出願を迅速に審査して1ヶ月以内に審査結果を提供する制度である。同制度の施行のために特許法施行令・施行規則・優先審査告示など関連法令を改正して2009年10月1日から施行した。

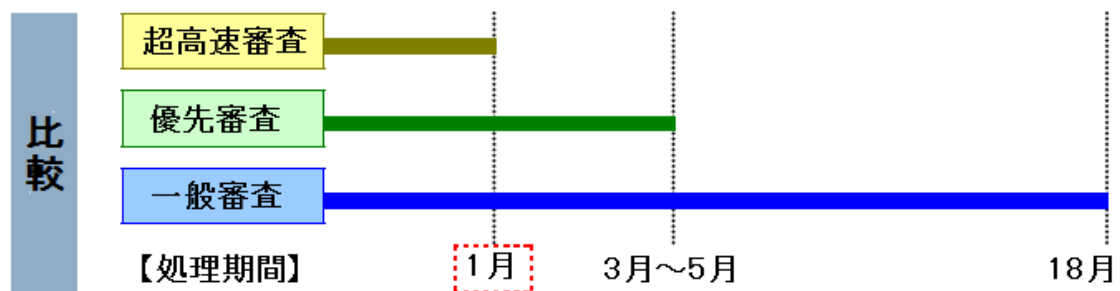
ロ.推進内容及び成果

2010年4月「低炭素グリーン成長基本法」の施行により、グリーン技術として上記法令に基づいた各種支援政策関連の特許出願も超高速審査の対象に含まれるよう、グリーン技術超高速審査の対象を拡大した。これを通じてグリーン技術認証、グリーン専門企業の確認、グリーン産業投資会社の投資などグリーン成長に向けた政府の各種支援政策と直接関連する特許出願も超高速審査を受けることができるようになった。

超高速審査が申請された出願は申請日基準から見ると全体の処理期間が最長28日

(1ヶ月以内) になるよう制度が設計された。一般審査の場合は平均審査処理期間が18ヶ月内外(2011年)であることを考えると超高速審査が申請された出願が如何に迅速に処理されているのかが分かる。

＜図Ⅱ－2－2＞超高速審査の期間短縮効果の比較



ハ.評価及び発展方向

超高速審査の申請状況を見ると、制度施行2年3ヶ月間(2009年10月～2011年12月)計479件(2009年52件、2010年230件、2011年197件)が申請され、そのうち362件(2009年39件、2010年173件、2011年150件)が超高速審査の要件を全て満たして超高速審査を受けた。審査処理期間の面では申請要件を補完する場合など特別な事由がある場合を除いて全て申請後1ヶ月以内に審査結果が提供され、最も速い特許決定は申請から11日後に結果が出た。また、超高速審査を利用した早期権利化のメリットが大きく、一度超高速審査を利用した出願人が再度利用するケースも徐々に増加している。

外国の優先審査制度と比較してみても、申請後1ヶ月以内に審査結果が提供されるという点で全世界で最も速い審査制度と評価されている。今後も特許庁は「グリーン技術の早期特許権利化支援」という政策目標を充実に達成できるよう、グリーン技術超高速審査制度を拡大・発展させていく計画である。

4. 世界的水準の特許・実用新案審査基準への改正

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 パク・ギソク

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる高品質の審査のためには優秀審査人材及び審査支援のインフラ拡充とともに具体的かつ明確な審査基準の整備が不可欠である。また、特許先進5カ国特許庁(I P5：韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)間でも審査結果の相互活用を促進するため、共通の特許審査基準の構築を基盤課題の一つとして推進している。

このような状況に逸早く対応し、韓国の審査環境に適するグローバル水準の審査基準にアップグレードするため、2009年特許要件部分の審査基準改正に引き続き、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査手続き全般に関する審査基準の改正作業を行った。

一方、2011年7月には改正特許法・実用新案法を反映して明細書背景技術記載に関する審査基準を新設し、その他優先審査及び審査手続き関連の審査基準を補完した。

ロ. 推進内容及び成果

2011年1月審査基準改正の際、先進5カ国特許庁間の特許手続き審査基準及び審査実務に関する比較研究結果などを反映して47の主要項目を含む全体審査基準のうち39%に対して新設及び改正を行い、目次体系及び叙述体系を改編するなど2002年以後8年ぶりに審査指針書を全面改正した。また、審査指針書のうち既に英文化された特許要件項目の他に特許手続き項目を追加で英文化して外国出願人及び代理人などに提供するなど、国際協力時代に適した審査基盤を構築するために努力した。改正された特許審査基準の全文及び英文特許審査基準は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)の「情報広場>刊行物>審査指針、基準、マニュアル」からダウンロードできる。

2011年1月審査基準の主な改正事項としては、明細書記載要件に関して特許法施行規則で規定する必須記載項目別に詳細な説明の記載方法要件に対する審査基準を詳細に作成し、審査実務上頻繁に発生する事例を挙げて具体的な運用方法を提示した。また、現行法令体制に従って詳細な説明の記載要件を「実施可能要件」及び「記載方法要件」に分けて審査方法を詳細に記述した。また、詳細な説明に欠缺がある場合の拒絶理由通知方法を明確にし、請求項に記載された発明が簡単に実施できるのであれば記載方法の要件に違背したとしても拒絶理由を通知しないよう規定した(以上審査指針書第2部第3章)。また、審査効率性の向上に向けて単一性審査手続きを具体的に細分化し、単一性有無による審査対象請求項の確定方法を明確に提示した(第2部第5章)。そして、最新の最高裁判所判例を反映して新規事項に対する判断原則を改善し、分割・変更出願の場合、新規事項追加判断の対象はその出願で最初に添付された明細書・図面であり、原出願の明細書でないことを明確化(第2部第6章、第4部第2章など)する一方、周知慣用技術が補正によって追加される場合の判断方法を新設した(第4部第2章)。

その他の主要改正事項は以下のとおりである。

＜表Ⅱ－2－4＞2011年審査基準の主要改正事項

2011年審査基準の主要改正事項
①指定期間、法定期間による期間の延長可能の可否、延長可能な期間などを一目瞭然に整理(第1部第3章4.1－4.4)
②発明者の訂正に関する具体的な運用基準の設定(第2部第1章2.)
③発明の名称が不適合である場合の取扱方法の新設(第2部第2章4.)
④パラメーター発明など特殊な発明の実施可能要件の新設(第2部第3章2.3.2)
⑤特許法施行令第5条第1項、第2項及び第6項に関する審査基準の追加(第2部第4章6.)
⑥請求範囲提出猶予制度の利用可否の判断基準の新設(第2部第4章7.)
⑦微生物関連出願の審査基準の再整備：微生物寄託時期、新規事項の追加判断基準な

ど(第2部第6章)

- ⑧公知例外主張関連証明書類の明確化(第3部第2章5.5.1)
 - ⑨国際特許出願の公知例外主張審査基準の新設(第3部第2章5.5.3)
 - ⑩国際特許出願における先願の地位審査基準の改正：特許法第201条第6項を反映し、翻訳文記載発明に先願の地位を認める(第3部第5章4.1)
 - ⑪競合出願が設定登録された場合の協議可能判断規定の新設(第3部第5章5.)
 - ⑫特許法第81条第3項を参考して出願継続に関する定義規定の新設(第4部第1項3.1)
 - ⑬特許法第51条第1項括弧規定の解釈基準の新設(第4部第3章2.)
 - ⑭取消差戻しされた出願において補正却下と関連する審査基準の新設(第4部第3条4.)
 - ⑮IPC確定分類手続きを審査実務に合わせて具体化(第5部第1章3.5)
 - ⑯拒絶理由を再び通知せず、拒絶決定できる場合に関する審査基準の補完(第5部第3章5.2)
 - ⑰再審査請求において差し戻さなければならない場合を明確化(第5部第4章2.2)
 - ⑱分割・変更出願の公知例外主張、優先権主張の適法否判断基準の明確化(第6部第1章4.)など
-

また、国民が審査基準により接しやすくするため、e-審査基準など需要者にやさしいウェブサービス(特許庁ホームページ>特許広場>権利別情報案内>特・実審査基準)を構築してアクセシビリティを高めると同時に顧客参加方案も拡大した。特許顧客であれば誰でも特許審査基準ウェブサービスにアクセスして審査基準資料などをダウンロードしたり、審査基準に対する意見も提示できるようになった。

一方、2011年7月には明細書に背景技術の記載を義務付けた改正特許法を反映し、背景技術記載要件に対する審査基準を新設し、韓-米PCT-PPH優先審査、新規性/進歩性拒絶理由通知時の注意事項、周知慣用技術の証拠資料などに関する審査基準を補完するなど顧客を配慮した高品質審査を目指す基準確立のために努力している。

ハ．評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善・

施行されることによって、企業など特許顧客に便利な特許制度の基盤が整えられ、それによる特許顧客からの好評も増えつつある。また、知的財産権のグローバル化時代を迎え、特許・実用新案の審査基準も先進国水準に引き上げ、国際協力時代に問題なく備えることができた。

今後も国際規範を反映した特許法・実用新案法の改正など特許制度の国際調和に積極的に参加する一方、顧客が便利に手続きを踏んで大切な知的財産が守られるよう特許制度を改善していく予定である。また、このような制度改善を支えるため、顧客を配慮した世界的水準の特許・実用新案の審査基準の維持・補完に向けた努力も続けていく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 オ・サンジン

イ. 推進経過

特許庁は韓・米FTA(2007.6.30正式署名)を履行するため、音・匂いなどの非視覚的な商標と証明標章を導入し、商標専用使用权の登録義務を廃止する一方、法定損害賠償制度と秘密維持命令制度を導入するなどを内容とする商標法の一部改正案を作成し、同改正案は2011年11月22日国会本会議通過の後、12月2日付で公布された。

一方、上記の改正案には商標法で準用していた特許法条文(74)を商標法に直接規定する内容が含まれているため、今後は国民が「商標法」だけでも商標制度を簡単に理解できるようにすることで多くの不便が解消された。

その他に2010年10月国会に提出された韓-EU FTA履行に向けた商標法一部改正案は2011年6月23日国会本会議で修正可決された後、同月30日付で公布され、7月1日付で施行された。

ロ.韓-米FTA履行に向けた商標法一部改正案(2012年3月15日施行予定)

1)非視覚的な商標(音・匂いなどの商標)の保護

近年IT技術及びマーケティング手段の発展によって音・匂いなど視覚的には認識できないものも市場で商標として使われているケースが増えている。このような時代の変化に対応するため、特許庁は音・匂いなど視覚的には認識できないものも商標登録

を許容する根拠規定を設けた。商標法第2条の定義規定に音・匂いなど非視覚的な商標に対する定義を新設し、非視覚的な商標を商標法上の保護対象に含めた。このような非視覚的な商標として幾つか例をあげると、音商標は「インテルの効果音」や「MGMのライオンが吠える音」などがあり、匂い商標としては「レーザープリンターナーのレモンの香り」などがある。

2)証明標章制度の導入

証明標章とは証明標章権者から使用許諾を得た第三者がその標章が使用される商品・サービス業の品質、原産地などを証明するために使用する標章を指す。証明標章は商品の品質保証機能を強化するとともに消費者に正しい商品情報を提供することで、最善の選択が可能になり、結果的に消費者の満足度を高めることができる。また、公共団体や民間団体が既存の認証表示を証明標章として登録を受けた場合、知的財産権として保護されるため財産権性が高まる効果が期待できる。

3)商標専用使用権登録を効力発生要件から第三者対抗要件に変更

従来は商標専用使用権を登録した場合のみ専用使用権として効力が発生したが、今は専用使用権を登録しなくてもその効力が発生できるようにした。即ち、専用使用権の設定は当事者間の契約で自由に決める事項であるため、登録しなかったとしてもその効力を否定することは不合理である点を改善するためのものである。但し、商標使用権者が保護及び善意の第三者を保護するための補完措置として専用使用権の登録を第三者対抗要件に変更した。

4)偽造商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入

偽造商標侵害に対する法定損害賠償制度とは商標権者が偽造商標による実際の損害を立証できなくても、法令で定めた一定金額または一定限度の金額を損害として認定できる制度を指す。これを通じて商標権者の権利がより強く保護され、知的財産権の特性による損害額立証の難点を補完する制度的措置が整備された。

5) 訴訟手続きにおける秘密維持命令制度の導入

従来は商標権侵害訴訟の過程で原告が損害を立証するために必要な書類の提出を要求した場合、被告は当該書類が営業秘密に該当するという理由で拒絶できたため損害立証が困難であった。このような問題を解決するため、侵害訴訟において裁判所が秘密維持命令を下し、それを違反した場合は刑事罰が賦課できるように根拠規定を新設した。即ち、訴訟手続き上の準備書面・証拠調査などを通じて営業秘密が公開された場合、訴訟当事者の申請によって裁判所は当該営業秘密が訴訟遂行以外の目的で使用・公開されることを禁止するように命令できる。

6) 特許法準用規定の解消による体制字句及び文句の修正

商標法で準用していた特許法条文(74)を商標法に直接規定した。これを通じて国民が商標法をより簡単に理解できるものと期待される。

ハ. 韓-EU FTA履行に向けた商標法一部改正案の施行(2011年7月1日)

2011年6月30日付けで公布された商標法一部改正案では韓-EU FTA合意事項を反映するため、協定によって保護される他人の地理的表示と同一もしくは類似する商標の登録を拒絶する根拠を新設し、商標権または専用使用権の侵害行為に対する没収対象品目に侵害物の製作に使用された材料を追加する一方、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間を明示するなど現行制度の運営上頭になった一部不備な部分を改善・補完した。

ニ. 評価及び発展方向

韓・EU FTAの履行過程で、属書書に登載された地理的表示と同一・類似する後出願商標を拒絶するようにして権原のない者が商標登録受けることを防止して権利の安定かを図った。また、韓-米FTA履行のための商標法は商品などの取引現状を商標法に

反映する方向の改正が行われたが、企業の商標選択範囲が広がって企業の競争力向上に寄与する一方、民事訴訟過程で提出された書類に含まれる営業秘密に対する保護が強化されたことでより進んだ国際商標秩序を構築するチャンスができたことに意義がある。したがって、これをきっかけに韓国企業の商標の価値を高めるのはもちろん、現地に適したブランド管理戦略を使って米国市場に対する攻略策を講じることが求められる。

2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎えてグローバル一流企業は革新的なデザイン、創造力溢れるブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

しかし、このようなデザインの重要性に比べて現在韓国のデザイン保護制度は50年前初めて制定された「意匠法(現在のデザイン保護法)」と大きく変わらない。特に、製品デザインを前提とするデザインの保護対象、出願書に記載された物品に限定される狭いデザイン権の保護範囲、世界で最も厳しい図面要件審査などは急変しつつあるデザイン市場を支えることができず、むしろ足を引っ張っているのが現状である。

そこで、特許庁はデザイン団体、企業、学界及び法曹界など様々な人からの意見や批判を聞き入れ、デザイン保護対象や保護範囲の拡大などを主な内容とするデザイン保護法改正(案)を整え、2010年7月国会に提出した。

また、特許庁はデザイン分野の国際出願システムである「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定(ジュネーブ法)」に加盟するため、デザイン保護法改正(案)を追加で作成し、2011年9月国会に提出した。ヘーグ協定を利用する場合、一つの手続き

で複数の国家に出願する効果が得られ、登録後もデザイン権の一元的な管理が可能になる。ヘーグ協定への加盟は国際出願方式において出願人にとって選択の幅が広がる効果が得られるものと期待される。

ロ．推進内容及び成果

1) デザインの保護対象の拡大

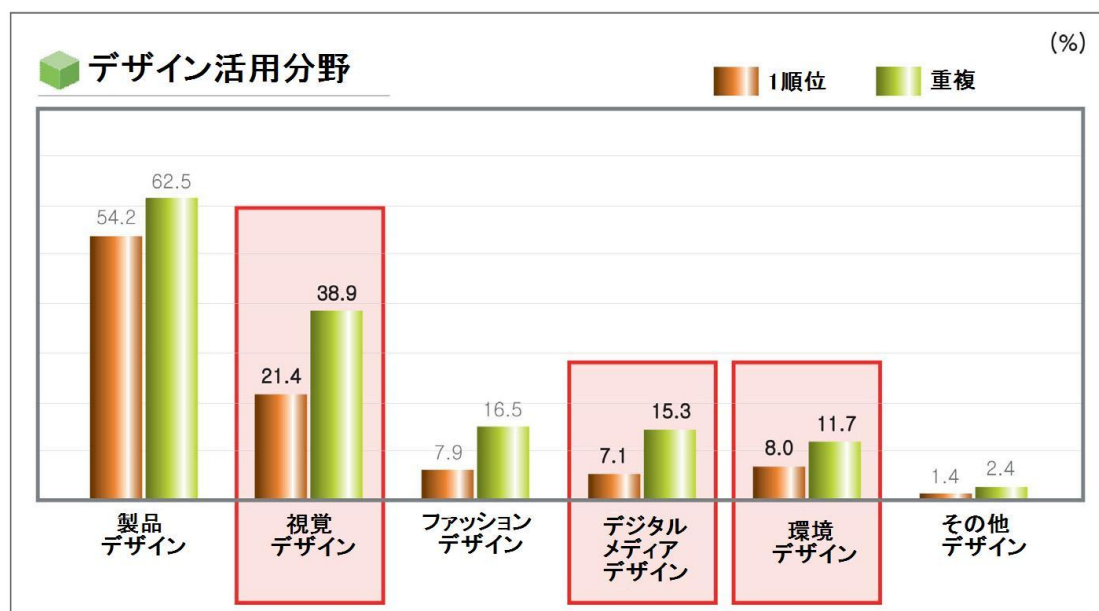
現在、デザイン保護法は画像デザイン、フォントデザインなど産業界からのニーズを持続的に反映してきたが、根本的に「製品デザイン」を中心に保護されている。

しかし、デザイン環境がアナログからデジタルに変化したことでデザインの保護対象も変化が求められる。特に、「グラフィックシンボル、ロゴ、アイコンなど」模様と絵柄を強調するデザイントレンドによって、デザイン保護対象の拡大に対するニーズがデザイン業界を中心に増大しつつある。

このようなデザイン保護制度とデザイン環境とのギャップはデザイン制度の活用度を必然的に低下させざるを得ない。2009年韓国デザイン振興院が発表した韓国のデザイン活用分野などを考慮すると、デザイン保護法上の保護対象の拡大は必然ともいえる。

デザイン保護対象と関連して国際的な動向を見ると、「グラフィックシンボル」など2次元平面デザインはヨーロッパ、米国などでは既にデザイン権として保護されている。また、「産業デザインの国際分類制定に関するロカルノ協定」でも正式物品名称として許容しているなど、デザインの保護対象の拡大は当然なこととして認められている。

<図Ⅱ-2-3> デザイン活用分野



出処: 知識経済部、韓国デザイン振興院/産業デザイン統計調査総括報告書 2009. 39ページ

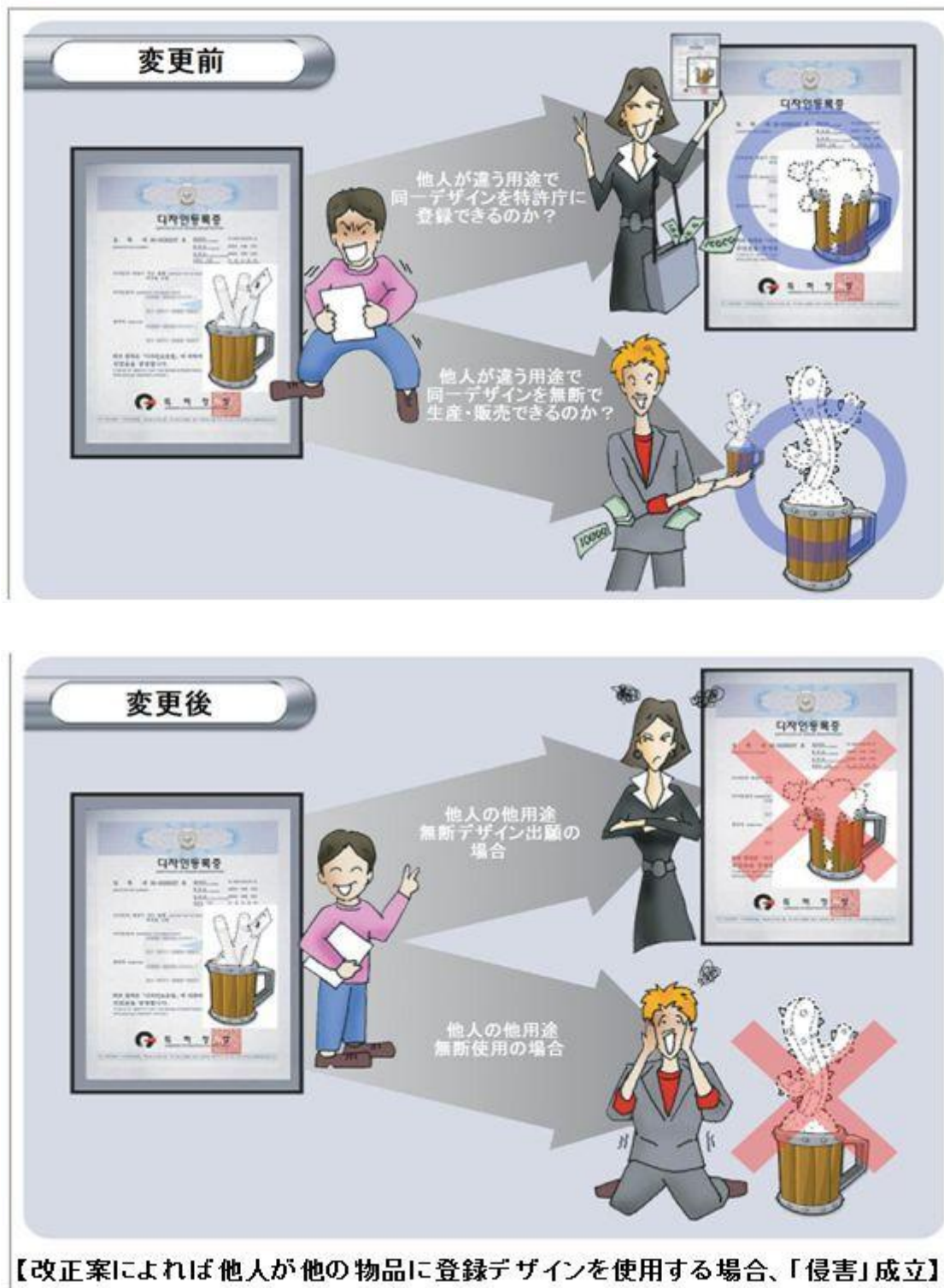
特許庁はこのようなデザイン環境と国際的な流れを反映し、既存の製品デザインのみならずグラフィックシンボル、ロゴなど2次元平面デザインとインテリアデザインなど新しい領域をデザインの保護対象とするデザイン保護法改正(案)を設けた。

2) デザイン権の保護範囲の拡大

現在のデザイン保護法はデザイン権の権利範囲を出願書に記載された物品と同一・類似した場合に限定しているため、最近のOne Source、Multi-Use、Convergence(融合)トレンドを反映するには足りない。結局登録デザインを模倣して他の物品に使用(登録)する場合、それを制止する方法がなく、デザイン制度自体の有用性が問題となっ

ている。例えば、特許庁のキャラクターである「」が正しく保護を受けるためには、模倣可能な全ての物品(人形、文房具、衣類、靴、帽子など)に対してデザイン登録を受ける必要があり、高費用の制度となっている。また、最近流行している「スマートフォン」の場合、電話、MP3プレーヤー、PMP、パソコンなどを融合させた製品であるが、現在物品の類似概念では正確に捉えられない限界がある。

<図Ⅱ-2-4>デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較



一方、先進国の場合はデザイン権の範囲を「物品」に限定していない。ヨーロッパはデザイン権の保護範囲を全体的に同一・類似した印象を与えるデザインまで全て含め、物品の名称はデザインの保護範囲に影響を与えないと明確に規定している。特許法によってデザインを保護している米国は、「物品」を異にして第3者が登録デザインを使用する場合、追加的な賠償条項を入れてデザイン権者の損害賠償請求を可能にしている。

今後はデザイントレンドを反映し、創作「デザイン」そのものが模倣から保護される制度にする必要があり、このような趣旨を反映してデザイン保護法改正(案)はデザイン権の保護範囲を出願書に記載された「物品」に限定しないことを明確にした。

3) ヘーグ協定による国際出願手続きの導入

国内出願人が一つの出願書に登録を受けようとする複数の国家を指定し、直接または締約当事者官庁を通じて世界知的所有権機関(WIPO)にそれを提出すると、指定した全ての国家に出願した効果が発生する国際デザイン出願制度を導入し、韓国民が海外でデザイン権を簡単かつ便利に取得できるようにした。

また、外国の出願人が韓国を指定国として国際デザイン登録出願をする場合には原則として国内で出願されたものと同じ効果を発生するものとし、審査と関連する全ての規定を適用するが、協定と相異なる一部の部分に対しては別途の特例規定を設けて国際出願に対する審査・登録手続きを明確にした。

4) その他の主要改正内容

権利保護対象及び保護範囲の拡大以外にも現在国会に提出されたデザイン保護法の改正(案)は複数デザイン制度の改善、存続期間の延長、新規性喪失例外制度の改善、類似デザイン制度の改善(関連デザイン制度の導入)、再審査請求事由の拡大など出願人の便宜と権利を保護するための内容が盛り込まれている。

＜表Ⅱ－２－５＞デザイン保護法改正前後の権利範囲の比較

区分	現行	改正(案)
複数デザイン	○無審査品目 ○最大20個まで認定 ○全体登録/全体拒絶	○審査/無審査品目全て可能 ○最大100個まで可能 ○一部登録/一部拒絶
存続期間	○設定登録日より15年	○設定登録日より出願日後20年
新規性喪失例外	○出願時主張&出願日後30日以内に証明書類を提出	○審査官が拒絶理由を通知したり、第3者の異議申出や無効審判請求がある場合、意見書(答弁書)などによって主張
類似デザイン	○独自の権利範囲が認められない<判例>	○関連デザイン制度に変更 -独自の権利範囲を認定
再審査請求事由	○図面の補正に対してのみ再審査請求が可能	○補正事項全部に対して再審査請求が可能

ハ．評価及び発展方向

デザイン権保護法改正(案)は2010年7月デザイン制度改善法案及び2011年9月ヘーグ協定による国際出願導入などの法案が国会に提出された。

デザイン保護法改正(案)を通じてデザイン制度の外側で保護されなかったデザインが法的に保護されることでデザイナーの創作意欲が高まると期待できる。また、デザイン権の権利範囲を現実に合わせて拡大することで、デザインの模倣を防止し、新しく独創的なデザインの創作を促すことになると期待される。最終的には韓国のデザイナーと企業のデザイン競争力が強化すると期待される。

一方、韓国のデザイン競争力が毎年高まるにつれ、海外市場で韓国企業の優れたデザインを迅速かつ簡単に、そして費用の負担なく保護する必要性も高まってきた。特に、貿易規模が1兆ドルを超え、主要国とのFTAが活発に進められている状況の中で、

韓国の優れたデザインが海外で簡単かつ迅速に保護を受けられるための制度の導入が急がれる。

第3節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 ムン・ソンフッブ

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の追加的な自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書及び審決文の電子送達制度導入を通じた審判制度・システムの改善、計46回の審判便覧改正会を通じた審判便覧(第10版)の改正と分野別最高裁判所判例分析集の発刊を通じた審判インフラの構築など様々な努力を通じて2003年14ヶ月であった審判処理期間が2010年9.9ヶ月、2011年9.5ヶ月に大きく短縮された。

しかし、2011年当事者系審判事件の平均審判処理期間は7.7ヶ月で、一般民事裁判所の法定処理期間である5ヶ月より依然として高い水準であり、一般民事裁判所で侵害禁止仮処分を申請した場合は3～4ヶ月以内に処理される点を考えると、従来の画一的な審判処理期間の管理だけでは審判当事者たちの多様なニーズに応えるには限界があるため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型審判処理制度」を設けて施行している。

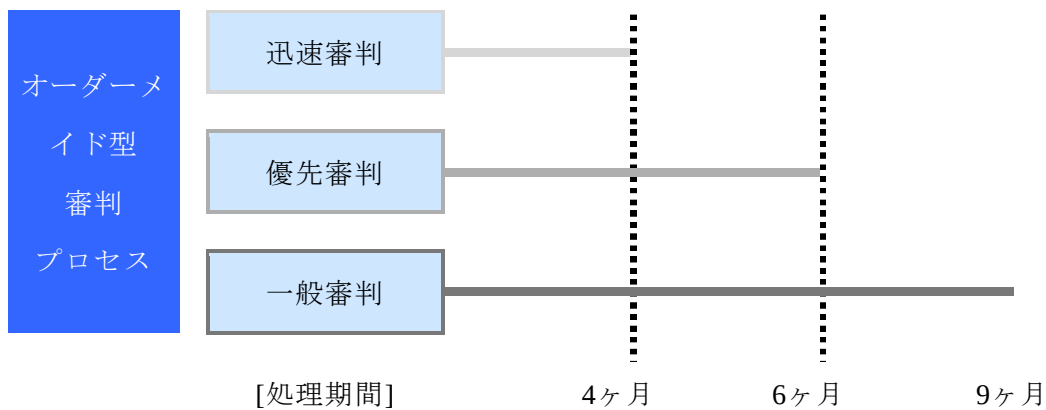
ロ. 推進内容及び成果

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、速やかな処理を要する審判事件に対する審判プロセスを3-トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)で設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中である権利範囲確認審判事件と両当事者が迅

迅速審判同意書を提出した事件及びグリーン技術と直接関連のある特許出願の中で超高速審査による決定に対する拒絶決定不服審判事件を対象にしている。迅速審判のプロセス進行は答弁書提出期間満了日から1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者は審決文を受け取ることができる。そして、既存の優先審判事件と一般審判事件に対しては各々6ヶ月と9ヶ月を基準にして審判プロセスが進められる。

＜図Ⅱ－2－5＞オーダーメイド型審判プロセスの概要



また、2010年から無効審決の取消訴訟継続中に請求された訂正審判は審判結果が裁判所の特許無効判断に重大な影響を与えることから、審決取消訴訟の弁論終結前に迅速な処理が求められるため、無効審決取消訴訟の弁論終結前に請求された訂正審判を迅速審判の対象として追加した。また、審判請求日より6ヶ月内に審決する決定系審判事件を審理終結予定時期の通知対象として追加することで、当事者の審判に対する予測可能性を高め、十分な意見提出機会を与えるようにした。

＜表Ⅱ－2－6＞2011年優先、迅速及び一般審判の対象件数

2011年請求	商標・デザイン	特許・実用新案	全体
優先審判	460	1,217	1,677
迅速審判	6	44	50

一般審判	3,827	8,876	12,703
計	4,293	10,137	14,430

ハ．評価及び発展方向

以上のように特許審判院は迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度を充実に推進することで特許紛争の効率的な処理に寄与した点で肯定的な評価を得ている。

しかし、最近貿易委員会で知財権関連の不公正貿易審判を行う過程で特許有効性に対して直接判断し、さらには特許審判院の審決と不一致する事例(2011年9月日本のキャノン社と韓国企業5社間の貿易紛争)も発生している。また、地方裁判所の侵害訴訟において審決の遅延によって特許審判院の結果を待たずに独自判断するケースも徐々に増えていることを考えると、今後もう少し補完すべき側面もある。

例えば、侵害訴訟と関連する権利範囲確認審判のみならず無効審判までも迅速審判の対象に含めて審決の結果が侵害訴訟に参考として使われるようにし、侵害禁止仮処分事件や貿易委員会の知財権関連事件の場合も迅速審判の対象に含めて紛争当事者のみならず貿易委員会や裁判所など第3機関でも特許審判院の審決結果が活用できるようにすることで特許審判院が名実ともに特許紛争の先導的な役割を果たせるよう努める予定である。

2. 韓・日審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 ハ・ソンホ

イ．推進背景及び概要

2010年12月1日韓・日特許庁長官会合で韓・日両国間で審判専門家会合を開催することで合意したことを受け、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。

この会合を通じて韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換と相互理解を深め、両国の審判制度の違いと長・短所を把握して審判制度をさらに発展させるため努力している。2011年第2回韓・日審判専門家会合では特許紛争と関連し、迅速・正確な審判結果の提供と審判品質の維持のための韓・日両国審判制度を議論することで迅速かつ効率的な紛争解決方策を模索した。

ロ．推進内容及び成果

1)第2回韓・日審判専門家会合の概要

イ)日時：2011.11.30(水)13：50～17：00

ロ)場所：日本特許庁審判部(東京)

ハ)出席者

 KIPO (5人)		 JPO (5人)	
コ・ジュンホ	審判9部 審判長	Kosuge, Kazuhiro	首席審判長
ミン・ビョンユック	審判7部 審判官	Kitamura, Hiroki	審判課 企画班長
パク・ソンウ	審判9部 審判官	Komiya, Shinji	審判企画室 班長
パク・ヒョンダル	審判政策課 事務官	Seki, Keisuke	審判課 企画係長
チャン・マンチョル	日本駐在官	Takahashi, Masaru	国際課 班長

2)主な議論内容

イ)迅速・正確な審判処理のための日本改正審判制度及びシステムの紹介

日本の改正審判制度は審理充実性を高めると同時に審決所要期間を短縮するため、

①審決取消訴訟提起後の訂正審判請求を禁止し、無効審判中に「審決予告」で審判合議体の判断を提示して訂正の機会を提供するようにした。②無効審判確定審決の第三者効を廃止し、無効審判で有効審決が確定した場合にも当事者及び参加人を除いた第三者は同一事実・同一証拠で無効審判請求ができるようにした。③訂正審判及び無効審判中の訂正を各請求項別に請求できるよう明文化し、無効審判の請求項別審決に対する訴の有・無を特定するために必要な書類を裁判所が特許庁長に送付するよう規定した。④口述審理前に「審理事項通知書」を活用して審判合議体の暫定的な意見、争点整理事項などを明確に整理するようにした。⑤経済産業省の審判処理期間目標設定に基づいて毎年初め審判官の定員、前年度未処理件数などを考慮して処理目標を定め、毎月目標比処理実績を審判部各部門長に報告するようにした。

ロ)両国の審判品質維持のための制度及びシステムの比較

(1)韓国特許審判院

①四半期毎に審判品質評価及び評価検証委員会を運営し、四半期別の審決取消件に対する取消原因を分析・評価・検証し、優秀審決文を選定する。②判例分析会議、審判便覧の改正などを通じて審判基準及び実務指針を整備する。③審決文読会、審判官経歴別職務教育の実施などを通じて審判人材の専門性を強化する。④半期に1回特許審判院長が審判長の口述審理指揮に対する適正性を評価して口述審理の充実性を図る。⑤「口述審理争点審問書」通知制度を導入して審理充実性の向上を図っている。

(2)日本審判部

①審判個別事件に対してチェッカーレビューシステムを導入し、3人合議体の他に部門長が、判断が困難である場合は首席審判官も判断に参加して審理のプロセス及び内容を点検する。②年2回企業の知財権担当者、弁理士及び弁護士が参加する技術分野別の審決研究会を開催して審決・判決のレビューを行う。③無効審判の場合、全ての事件を対象に口述審理を実施する。④「審理事項通知書」を通じて事前に争点事項を明確に整理し、審理充実性の向上を図っている。

ハ)税関の水際取締り関連の日本審判部の対応プロセス及び現状把握

日本関税法には特許、実用新案またはデザイン権を侵害する懸念のある通関物品に対して日本税関長が特許庁長官に意見を照会できるよう規定(2002年改正、2003年4月施行)している。特許庁長官はそれに対して意見照会日より30日以内に書面でその結果を税関長に送付する。

ハ. 評価及び発展方向

韓・日両国は今回の審判専門家会合を通じて「知財権紛争の迅速かつ効率的な解決」という共通する主要関心事項を確認し、持続的な情報交流の必要性を認識した。

特に、2011年改正された日本審判制度の「改正背景」、「改正内容」及び「期待効果」に対する立体的な分析を通じて、迅速・正確な審判結果を提供することを目的として韓国審判制度への適用可能性を検討し、今後予想される知財権紛争の管轄集中、審決取消訴訟における裁判所の審理範囲の制限など対外基盤環境の変化に備えて韓国審判制度の中長期発展計画を樹立するための基礎資料として積極的に活用する予定である。

また、日本審判部は迅速な審判処理のための3トラック(迅速・優先・一般)審判処理システム及び迅速・優先審判対象の拡大方案、優秀審決文の選定及び審判品質評価・検証委員会など審判品質の高度化に向けた韓国側の評価制度と韓国側の口述審理充実化方案に対して肯定的な反応を示した。

そこで、韓・日両国は審判分野の持続的な交流と次期韓・日審判専門家会合(第3回)の韓国開催に合意した。韓国側からは韓・日両国の審判分野判断基準の調和及び審判結果共有に向けた韓・日審判結果交流事業を提案し、日本側は審決の国際的な判断基準の調和及び当事者の満足度向上の側面で望ましい意見として受け入れ、今後の議題として積極的に検討するという意見を示した。

今後韓・日審判分野の持続的な交流を通じて両国の審判制度と審判品質をグローバル水準に発展させ、さらには中国との審判交流を積極的に推進してアジア3国の特許審判協力体系をさらに強化していく計画である。

第3章 グローバル知的財産協力の拡大

第1節 先進5カ国特許庁(IP5)体制の強化

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

1. 先進5カ国特許庁による協力推進の経過

経済体制の知識基盤経済への変化と先進国の知的財産重視政策によって全世界における知的財産出願が着実に増加しつつある。伝統的な多出願国家である米国、日本、ヨーロッパに続き、最近韓国と中国の知財権出願も急増している。それによって韓・米・日・中・EUなど先進5カ国特許庁からの出願が全世界出願の約80%に達している。このような特許出願の急増によって5カ国特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急増し、それを解消するための5カ国特許庁間特許協力の必要性もまた高くなった。

そこで、2007年5月米国のハワイで5カ国特許庁の庁長が初めて会合を開いてIP5の協力に対して議論した後、2008年5月次長級実務会談を通じてIP5間の本格的な業務協力に向けた協力枠組みに関して意見を交わした。同会議で韓国はIP5間協力の必要性を力説し、IP5協力体制の発足に向けて2008年IP5特許庁長官会合を韓国で開催することを提案した。同提案によって2008年10月27～28日に韓国の済州でIP5特許庁長官会合が開催され、この会合でIP5業務協力のビジョンやビジョンの実現に向けた10大基盤課題を樹立することで合意した。その後、2010年4月中国の桂林で開催されたIP5長官会合で10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の推進を総括・調整するプログラム管理グループ(Program Management Group)の責任と任務が確定されたことで10大基盤課題の推進が本格的に動き出した。

2. 先進5カ国特許庁長官会合の主要成果

2008年10月27～28日間IP5特許庁長官会合が済州で開催され、韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国の庁長及び実務関係者が参加した中でIP5間の相互協力方策及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議論を展開した。

IP5は特許審査関連の国際的な懸案解決のためのIP5間特許審査協力(Workin-sharing)を公式推進することで合意し、細部的にはIP5協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、IP5間審査協力を推進するための10大基盤課題を推進することで合意し、個別庁が課題2つずつを担当して主導国の役割を果たすことで合意した。同時に、審査官の自発的な参加誘導及び士気高揚、基盤課題の円滑な履行のためにIP5審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導出した。

＜表Ⅱ－3－1＞IP5の10大基盤プロジェクト

主導国	10大基盤プロジェクト(Foundation Project)
ヨーロッパ(EPO)	共通分類、共通検索DB
日本(JPO)	共通出願書式、検索(審査)結果共有システム
韓国(KIPO)	審査官訓練戦略、機械翻訳
中国(SIPO)	審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標
米国(USPTO)	検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアプローチ

これは従来個別国家が独立的に審査業務を行っていたものを複数の国が協力して特許審査を行うもので、特許審査業務のパラダイムそのものが変わることであり、パラダイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境も相当部分変化が予想される。

また、IP5間の審査協力を通じて、韓国企業がより速く、簡単に海外で特許が獲得できると見られ、今後国家間審査プロセスが標準化されれば、一つの出願書で複数の

国家に同時出願できるなど海外での特許獲得における顧客利便性は大幅増加する見通しである。

2008年10月済州会議で審査協力のビジョンが定立し、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年各々の基盤課題履行に向けた実務グループ会議が活性化したことから、従来先進3カ国特許庁である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議が速いスピードでIP5実務会議に代わり、IP5体制が定例化する段階に突入した。10大基盤課題を効率的に推進するため、分類実務グループ(WG1)、情報化実務グループ(WG2)、特許審査実務グループ(WG3)の3大実務グループを構成し、各実務グループの活動に積極的に参加している。分類実務グループでは韓国が強みを持っている技術分野を国際共通特許分類に反映するため努力する一方、情報化実務グループでは共通検索文献、審査結果共有システム、言語の壁を解消するための機械翻訳など6大情報化基盤課題に積極的に参加している。特許審査政策実務グループでは審査官ワークショップ、教育訓練交互参加及びe-ラーニングを通じて審査ノウハウ、審査基準などの調和を図り、IP5審査官に直接に役立つ政策課題を実施している。

2011年には6月に長官会合を通じて共通分類プロジェクトの加速化及び審査結果配布の適時性の重要性に対して共感し、業務協力の基盤としてPCT制度の発展のためには支援が必要であることに同意した。特に、どう会合ではIP5協力体制の下で特許庁和(Patent Harmonization)問題を取り扱うことで合意し、以後12月に開かれた特許審査政策実務グループ会議では特許調和プロジェクトの具体的な方法及び日程に対して合意した。IP5が全世界特許出願において占める比重を考えると、これは全世界特許システム及び実務調和において極めて大きな進展であると評価できる。

また、上記の特許審査政策実務グループ会議ではIP5統計グループの新設が確定されたが、中国を統計グループに受け入れることで新たな知財権大国として浮上している中国の知財権状況をより効率的に把握できるものと期待できる。

3. 今後の推進計画

2012年6月にはIP5長官・副長官会合がフランスで開かれる予定であり、分類実務会議(2012年3月、日本東京)、情報化実務会議(2012年7月、米国)、特許審査政策実務会議(2011年下半年、日本)など分野別実務会議が開催される予定である。

2012年には特許法及び実務の調和が最も大きな話題になるものと予想されるが、上記の6月長官・副長官会合でその推進方向及び専門家グループの構成などについて議論される予定である。

韓国はIP5間の協力活動とともに米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との二カ国間会談を通じて二国間の審査協力をより拡大し、IP5協力がさらにスピードアップできるよう努める計画である。

第2節 商標先進4カ庁(TM4)体制の発足

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ユン・ウグン

1. 商標先進4カ庁協力推進の経過

最近サムスンとアップルの知財権紛争からも分かるように知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が浮き彫りになっている。2010年世界的に商標・デザイン出願の規模は大きく増加(商標11.8%、デザイン13%)し、伝統的な多出願国家である米国、日本ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、中国、インドの商標・デザインの出願も急増しつつある。韓国は商標出願において世界4位の商標出願強国であるものの、これまで商標・デザイン分野の国際協力体制において積極的な役割を果たすことができなかった。このような状況の中で韓国企業の海外商標・デザイン権利の確保を支援するために商標・デザイン分野の国際的な協力を強化する必要性が提起された。

そこで韓国特許庁は商標・デザイン分野の国際協力拡大のために2009年4月既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3カ庁(TM3)体制への加盟に対する議論を始めた。2009年12月に商標3カ庁会議に公式参加する意思を表明し、TM3は2010年商標3カ庁会議で韓国のオブザーバー参加を決定した。さらに一歩進んで2011年5月に開かれたTM3中間会議では韓国特許庁が商標3カ庁会議に正式会員として参加することが決められ、2011年12月には第1回商標先進4カ庁会議を通じて商標先進4カ庁体制が本格的に発足した。この会議では新しい会議運営規則の制定、4カ庁間の協力事業検討及びユーザーグループとの共同会議など有意味な成果を挙げ、これを通じて韓国は商標・デザイン分野でグローバル協力体制を強固にするきっかけを設けた。

2. 商標先進4カ庁会議の主要成果

2011年12月5日から7日まで商標先進4カ庁(TM4)会議が米国ワシントンで開催された。

本会議には韓国、米国、日本、ヨーロッパのTM4正会員を始め、オブザーバーとしてWIPO及び中国関係者が出席し、4カ庁間の協力事業及び世界商標・デザインシステムの発展に向けた踏み込んだ議論が展開された。

3日間にわたる会議で韓国特許庁の正会員加盟により会議の名称を新しくTM4(Trade mark Four)に決定し、2013年度会議を韓国で開催することで合意した。また、以前推進していた共通認定商品・サービス目録構築事業において韓国特許庁は新規名称の登載及び拒否権行使と関連して既存の正会員と同じ権利を持ち、共通状態表示事業の細分化された指標開発に向けたワーキンググループの構成に合意した。そして、日本が提案した図形商標検索事業を新規協力事業として採択した。また、ユーザーグループとの共同会議を通じてユーザーからの建議事項を収集し、4カ庁の今後の協力方向に対して討論した。

韓国特許庁は第1回商標先進4カ庁会議を通じて従来米・日・ヨーロッパ主導の協議体に参加し、商標分野G4体制を構築することで、商標強国としてのプレゼンスを高めることができた。また、米・日・ヨーロッパ3カ庁及びユーザーグループとの議論を通じて韓国の商標関連法令・審査慣行を先進化することができると見込まれる。これを通じて韓国企業が海外でより効果的に商標管理できる環境が作れると予測される。

3. 今後の推進計画

2012年12月には前会議にオブザーバーとして参加した中国が正式会員として参加し、商標先進5カ庁会議(TM5)がヨーロッパで開催される予定である。その他にも商標分野の二国間協力レベルで韓国特許庁と中国、ヨーロッパ商標庁との長官会合が開かれる予定である。

特許庁はTM5レベルでの協力活動とともに個別国家との協力強化を通じて世界商標・デザイン分野の知財権議論で主導的な役割を果たし、商標・デザイン分野における韓国企業の海外知財権の確保及び保護のために努める計画である。

第3節 二カ国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

顧客協力局 国際協力課 施設事務官 キム・ロッペ

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の中で主要構成員として登場したことから、韓国の企業体、研究員などが海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加している。したがって、韓国の出願人が特許権、商標権などを海外市場で正当な保護を受けながら事業を展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、特許庁では米国、日本、中国など韓国企業の進出が活発である主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現地で出願及び登録手続きを迅速・正確に進めて知財権紛争から正当な保護を受けられる環境を作るために努力している。

また、特許審査分野においては特許審査滞積による経済的な損失が全世界的に重要問題として浮上し、特許庁間の業務協力(working-sharing)が審査滞積の解消のための解決策として脚光を浴びるようになったことから、外国特許庁との二国間協力を通じてよりスピーディで高品質の特許審査サービスを提供するための方策を模索した。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長との長官会合を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、それに基づいて両国特許庁の該当実務部署が後続措置を取るプロセスで進められる。長官会合とともに両庁間局長クラス以上のハイレベル実務会談や課長クラス以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2011年の1年間特許庁はヨーロッパ、日本、中国、フランス、スペイン、オーストラリアなどと長官会合を開催し、共同先行技術調査、審査官交流など特許審査交流プログラムの施行合意、特許情報交換などで合意した。特に、スペインとの特許審査ハイウェー(PPH)施行により韓国とPPHを施行する国は計9カ国に増え、中国とはPPH施行に合意するなどPPHを通じて韓国企業が海外で特許登録をより速く簡単に受けられるようになった。

審査分野における業務協力のために米国特許庁及びヨーロッパ特許庁と通信制御・半導体など8つの技術分野PCT協業審査(collaborative search and examination)をパイロットプログラムとして実施し、米国特許庁とは国際特許出願(PCT)までPPH施行を拡大する国際特許審査ハイウェー(PCT-PPH)を試験的に実施(日本、中国とは施行に合意)したことで、他の特許庁の審査結果を活用して審査滞積が解消できる方案を積極的に模索した。

同時に、特許庁はこれまで特許分野に比べて相対的に不十分であった商標及びデザイン分野の国際協力を強化するために力を入れた結果、商標分野先進4カ庁の正式構成員となり、米国、日本、ヨーロッパ商標庁とグローバル協力体制が構築できた。

ハ．評価及び発展方向

PPH及びPCT-PPHの拡大を通じて韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権を獲得する道を切り開き、国際的な業務協力を通じて韓国企業が高品質の特許審査サービスを受ける基盤を構築した。同時に、商標分野におけるグローバル協力体制を構築したことで海外知的財産権の保護基盤がより強固なものになった1年であったといえる。

2. 知的財産権に対する二国間協力対象国家の多角化

顧客協力局 国際協力課 施設事務官 キム・ロッセ

イ．推進背景及び概要

知的財産が主要成長エンジンとして注目を集め、韓国企業が知的財産権の獲得を希望する国家も多角化している。そこで、特許庁は韓国企業の進出及び交流が拡大している次世代有望経済圏の国家を中心に知財権外交の幅を広げるための努力を続ける計画である。

ロ．推進内容及び成果

2011年の1年間特許庁は米国、EPO、日本、中国など主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進すると同時に、アジア、中東、南米、アフリカ地域に知財権分野協力の範囲を拡大するために努力した。

アジア地域で最も速い経済成長を達成している国の一つで、韓国企業が積極的に進出しているベトナムとは長官会合を通じて情報化協力、ベトナム審査官向けの教育課程の提供及び講師派遣、ベトナムでの知財権保護強化のための協力などで合意し、二国間知財権協力を続けるための土台を確保した。

これまで交流が不十分であった中東・南米地域の国家とは知的財産権協力のための基盤作りに力を入れた。まず、中東地域の拠点国家であるUAEとは2010年に締結された包括的協力に向けたMOUを基盤に、多様な分野の知的財産権の交流活性化について議論され、中東地域の特許協力機構である湾岸協力会議特許庁(GCCPO)とも協力議論を始めた。南米地域の場合、韓国特許庁を特許協力条約(PCT)上の国際調査機関として指定するMOUをペルーと締結し、南米地域に特許審査サービスの提供をさらに拡大するきっかけを作った。

アフリカ地域の場合、持続的な経済成長及び韓国企業の進出拡大が予想されるエチオピアに韓国訪問知的財産権研修課程を提供するなど知財権協力基盤作りに力を入れ

た。また、アフリカ内のフランス語圏知的財産権機構であるOAPIとハイレベル会談を通じてアフリカ内のフランス語圏国家との知財権交流活性化に向けた土台作りに成功した。

ハ．評価及び発展方向

2011年はベトナムと知財権分野において戦略的パートナー関係を持続する基盤を構築し、他のアセアン国家に協力範囲を拡大する基盤を構築したといえる。これを基に遠くない未来には韓国が新しい成長軸であるアジア地域において知財権分野のリーダーとして役割を果たせるものと期待される。

また、2011年は中東、南米、アフリカなど従来協力が不十分であった国家との協力を強化した1年であったといえる。今後は今回構築された友好的な関係を基に該地域内の他の国との協力範囲を拡大できるものと期待される。

このような活動は最終的には該当国家の知財権制度の発展に役立つだけでなく、知財権保護の重要性も同時に認識させることで韓国企業の海外知的財産権の保護基盤構築に大きく役立ったといえる。

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的な対応

顧客協力局 多国間協力チーム 行政事務官 パク・ウンギョル

イ．WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1)第49回WIPO総会

2011年9月26日から10月5日までスイスのジュネーブで開催された第49回WIPO総会でイ・スウォン庁長は基調演説を通じて、グローバル経済危機と財政危機を克服し、

再び跳躍するため企業と個人の革新活動を促進できるよう、国際知財権システムの効率化と役割強化を呼びかけた。特に、PCT国際特許及びマドリッド国際商標システムなどに対するWIPO顧客サービスが重要であることを強調した。同時に、韓国出願人の国際デザイン登録における利便性向上のためのヘーグ協定加盟推進など韓国の知財権活動を紹介した。

一方、特許庁長はフランシス・ガリーWIPO事務総長及びギフト・シバンダアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)事務総長に会い、特許庁－WIPO－ARIPO3者間のARIPO特許行政情報化プロジェクトの共同推進及び支援のための技術協力MOUを締結した。同MOUを通じて三機関はARIPO特許情報化システムの開発・運営、情報化専門家の派遣及びARIPO実務者招待教育など能力強化部分で協力すると約束した。また、特許庁長とWIPO事務総長は知財権教育分野の韓国信託基金を設置するためのMOUも締結した。韓国側は2012年から韓国信託基金の2億ウォン増額を決め、両側は知財権教育分野における人材開発と教育担当者の訓練のための相互協力を約束した。

2)特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。2009年と2010年に開催されたPCT国際機関会議とPCT実務会議では同ロードマップを基にPCT協業審査、補充的な国際調査、韓国特許庁が提案した「3-Track PCTシステム(出願人が速い審査、一般審査、遅い審査の中から選択)」に対する議論が行われた。

2011年3月に開催された第18回PCT国際機関会議では中国特許文献をPCT最小文献として追加するよう上位意思決定機構に上程することで合意し、韓国－EPO－米国間協業審査の試験的な実施に対して経過報告が行われた。その他にもPCT国際調査及び予備審査報告書の品質向上方案に対して議論され、補充的な国際調査制度の活性化が必要であることが指摘された。2011年6月に開催された第4回PCT実務グループ会議では

PCTシステム機能改善勧告案の実行結果、第三者情報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発などPCTシステム開発に係わる問題と中国特許文献のPCT最小文献への追加、不可抗力な事由による期間未遵守に対する救済方案などPCT規定改正関連事項を主要議題として議論した。韓国代表団はPCTシステムの機能改善と関連し、国際調査や審査の品質を高めるために特許庁間の相互協力やwork-sharingの重要性を強調したが、一方南アフリカ共和国とインドは途上国の能力を強化するとともに技術的及び財政的に支援する方向になるべきであると強調した。

3)特許法常設委員会(SCP)

WIPOは1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通じて特許法の世界的な統一化に向けた議論を展開してきた。2000年特許出願人の便宜を図ると同時にコストを削減するために特許プロセスを統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)に対する議論を展開してはいるものの、先進国と途上国間はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意までには達していない状態である。

2010年には途上国グループが「特許権の制限と例外(Exception and limitation to patent rights)」を新しい議題とし提案し、特許除外対象と特許権の制限に対して特許権の制限範囲の拡大を主張した。そこで、先進国グループはSCPが途上国主導の下で特許権を制限する方向に偏って流れていくのは望ましくないという共通認識の下で、特許制度の調和に係わる新しい議題(特許品質)を提案することでSCP本来の設立趣旨に合った環境を整えるべく努力を傾けた。

2011年5月に開催された第16回SCP会議は4つのテーマ(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客－代理人特権、技術移転)の報告書に関する各加盟国の意見と検討の結果発表及び新たに提案された議題(特許の品質、特許と保健)に対する検討を中心に行われたが、各議題に対する立場の違いによって先進国と途上国間の政治的対立が続いた。途上国は特許制度そのものが技術移転、公衆保健などグローバル問題に障害になるものと想定する立場を堅持し、SCPの活動結果が特許制度の否定的な側面を

強調する方向に出るよう様々な試みを行った。一方、先進国は途上国の主張に対する直接的な反駁を自制する代わり、特許の品質などの問題を提起した。

2011年12月に開催された第17回SCP会議では「特許品質」に対して第16回SCP会議でカナダとイギリスが提案した提案書に対する各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出され議論されるなど、足踏み状態であった特許法調和議論が「特許品質」テーマの下で徐々に進展を見始めた。一方、途上国が提案した「特許権の除外及び例外」と関連し、アンケートに対する各加盟国の答弁内容を取りまとめて作成された報告書を補完して議論を進めることで合意した。

今回の会議で本格的に議論され始めた「特許と公衆保健」と関連してSCP開発アジェンダ関連活動の問題が議論された。先進国はWIPO内の他委員会の活動と重複を避ける方向でSCP議論が進められるべきであると主張したが、一方、途上国はSCPのmandateに合致する事業に対する議論は可能であると主張するなど、依然として先進国と途上国間の対立が続いた。次期SCP研究テーマとして国際特許システム、特許除外対象及び例外、特許品質(異議申出制度を含む)、顧客と特許助言者間のコミュニケーションに対する秘密保持、特許と保健、技術移転に関する議論を続ける予定である。

4)商標法常設委員会(SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することで合意した。SCTは2002年以後8回の会議を通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2011年3月開催された第25回SCT会議では商標とインターネット、医薬品の非財産的国際名称、国家名称の保護、産業デザイン法と慣行に関する条文(案)などのテーマに対する議論を続けた。デザイン法条約の採択判断においては加盟国間で異見が生じ

たが、デザイン法と慣行に対する実質的な議論を続けることで合意した。商標とインターネットと関連するテーマではトップレベルドメインの拡張による商標権侵害問題の重要性が提起されたことから、事務局がICANNの動向に対する文書を作成して次期会議で議論することにした。国家名称の商標登録排除に関する議論を続けるかどうかに関しては異見が生じたが、事務局が関連各国の状況を整理した文書に各国の意見を追加・補完した後、次期会議で引き続き議論することを決めた。

2011年10月開催された第26回SCT会議ではデザイン法条約議論が開発アジェンダ勧告案(Development Agenda Recommendation)を充分反映していないという発展途上国からの指摘から、ワーキンググループを構成してデザイン法条約による費用便益の分析、条約採択が途上国に及ぼす影響などを追加研究を推進することにした。法(Article)と規則(Regulation)に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別検討では加盟国間の大きな異見が見られない条文が一部ピックアップされた。インターネット仲介者の法的責任に関するinformation meeting開催の必要性に対しても合意に達したが、WIPO建物の火災によって会議が中断され、議論し切れなかった議題は次期会議で再び議論することにした。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会(IGC)」を構成した。

2009年会議ではアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが露呈されたにもかかわらず、両陣営は数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲(mandate)の延長に合意し、(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)に関するIGC権限範囲の内容を確定した。

2010年12月に開催されたIGCでは専門家たちが提案した11の条文草案全体に対する加盟国の意見収集を完了した。また、非公式「草案作成グループ(Drafting Group)」を別途運営し、文句を簡素化した。2011年2月に2週間開催された会期間作業班会議(IWG、Intersessional Working Group)を通じて遺伝資源及び伝統知識に対する各国専門家が参加し、各テーマに対する踏み込んだ議論を展開した。伝統知識に関しては文案別交渉よりは各条文に対する加盟国からの意見を収集して文案を整理した。一方、遺伝資源に関しては遺伝資源の目的と原則(Objectives and Principles)に関する文案を作成する上で各国の立場をとりまとめ、2011年5月に開かれた「第18回IGC」で報告した。18回会議ではIWG議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を続けた。2011年7月に開催された第19回会議ではIGC mandateの再延長が最も大きな話題であり、結局2013年までmandateを延長することで合意したが、これは2011年9月WIP O総会で最終承認された。2012年総会でこれまでの議論を基に外交会議(Diplomatic Conference)の開催及び残ったmandate内のIGC開催回数を決める予定である。

特許庁は韓国の立場を文案に反映するため、より積極的に交渉に臨む予定である。韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同等のレベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれを商業化する国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性条約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しない確固たる対応論理を持続的に備えていく予定である。

6)国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系である。1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、現在ストラスブール協定の加盟国は62カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

WIPOはIPC改正実務会議及びIPC専門家会議を通じてIPC改正を議論しているが、IPC改正実務会議はIP5特許庁が構築した共通分類及び他のIPC加盟国が提案したIPC改正

案に対して議論し、IPC専門家会議はIPC実務会議で議論されたIPC改正案の採択可否を最終的に確定する。

2010年11月に開催された第24回IPC改正実務会議では25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通じた国際特許分類(IPC)の改正案採択可否及び誤謬修正などを議論した。韓国代表団はF005(太陽光関連の電気分野)改正案に対する議論を主導した。

2011年2月開催された第43回IP専門家会議では韓国側が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表を始め、56の改正プロジェクトが最終承認され、2012年1月に改正されるIPCに反映された。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために今後もIPC改正関連の会議に引き続き積極的に参加し、世界的な競争力を持つ韓国技術分野のIPCへの反映または細分化に向けて新規IPC改正プロジェクトを積極的に発掘・提案する予定である。

7)マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したものと看做される。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟し、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するためにマドリッドシステム改善に向けた実務会議を毎年開催している。

2011年7月に開催された第9回マドリッド実務会議ではマドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステム簡素化に向けた共通規則の改正方案などを議論した。加盟国間の「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対して追加研究を進め、これを基に次期会議で再び議論することにした。国際登録の分割制度導入に対しても加盟国間の立場が対立し、次期会議でスイスなどが具体的な対案を提示し、

それに対して再び議論することで合意した。

8)開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化させるため、2004年開発アジェンダ(Development Agenda)が発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。2007年9月の総会でWIPO公式活動領域として途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連の6つのクラスター(A～F)⁷、45つの勧告(recommendation)を採択した。その具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP)は2011年まで22のプロジェクトを採択・推進している。2010年4月開催された第5回CDIP会議では第3回及び第4回CDIP会議の時に韓国が提案した事業を基に作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブラディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力の強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好評や積極的な支持を得て採択された。

2011年5月開催された第7回CDIPでは新規プロジェクトの推進に積極的である途上国グループとそれに消極的な先進国グループが激しく対立した末、会議が「中止(suspension)」された。11月に再開された第7回会議では5月会議で問題となっていた「途上国と最貧国間IPと開発協力増進プロジェクト」及び同プロジェクトによる「アニュアルコンファレンス及び地域間会議(inter-regional meeting)への先進国参加の可否及び資格問題」に対する議論が続開された。

ロ.APEC知財権専門家会議(IPEG)

韓国はAPEC IPEGで域内の知財権協力に向けた議論に積極的に参加する一方、実質的な事業提案・遂行国としての地位を強化しつつある。2009年APEC域内各国に知

⁷ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識アクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

財権専門家を養成するためのオンライン・コンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材の養成事業」を展開し、同事業のフォローアップ事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成の高級課程」を提案して事業を展開している。これとは別に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国が支援できる事業を推進するため、21のAPCE加盟国及び国際機関、NGOなどを招請し、2010年6月ソウル「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。また、途上国地域商品のブランド化のための直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」をAPECに後続提案し、事業承認を獲得して事業を展開している。2008年以後2011年までIP-Xpediteを利用した教育プログラム及び途上国の地域商品ブランド支援を通じて韓国は知的財産分野においてAPEC域内で援助の対象から実質的な提供国として立場を定立し、これを通じて韓国の影響力を強める契機を設けた。

このような影響力の拡大とともに韓国は2011年3月開催された第32回会議で「特許自動評価システム、SMART」及び「特許情報を活用した適正技術の開発とイノベーション」を発表した。2011年9月に開催された第33回会議では「知的財産基本法の制定と国家知的財産戦略」及び「模倣品取締りのための特別司法警察隊の保護活動」を発表し、韓国の進んでいる知財権制度及びサービスを知らせる一方、特許取得に関するAPEC協力構想などに対する議論で多様な意見を開陳するなど韓国のプレゼンスをさらに高めた。

ハ.その他国際機関及び多国間交渉

1)WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置く必要があるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結

方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などにより2006年交渉が中断され、以後交渉が再開されたが2008年再び決裂した。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)との関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

加盟国は2010年下半期に2011年中のDDA交渉妥結を再び目標として定める一方、TRIPSで議論されているGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年開始することで合意し、その準備作業に入った。2011年4月にはWTO DDA交渉グループの分野別現状報告書を通じてDrafting Group協議を通じて初めて単一のテキストを作り出すという成果を挙げた。しかし、GI関連多国間登録システムの設立に限定されているにもかかわらず、GI保護が適用される商品範囲など本質的な部分で加盟国間の立場の違いが解決されてないことが明らかになった。2011年10月にDDA TRIPS議長主催の非公式協議があったが、交渉が行われた結果、加盟国間の意見の差が少ないLow-conflict問題(通知、登録、手数料(fees and cost))に対して技術的な協議を進めることが求められ、依然として範囲(Scope)に対するMandateと関連して、EU、スイス、中国などW/52グループとJoint Proposalグループ(チリ、米国、オーストラリアなど)間では立場の違いが存在していることが明らかになった。

2)生物多様性条約(CBD)と遺伝資源アクセスと利益分配(ABS)

1992年生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的権利を認めるようになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な分配」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の配分条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2002年第6回CBD当事国総会で遺伝資源アクセスと利益分配(Access and Benefit Sharing、ABS)に対する「ボーン(Bonn)ガイドライン」を採択し、ABS履行に対する実質的な指針を提供した。しかし、「ボーンガイドライン」は法的拘束力のない自発的な指針に過ぎず、ABSに対する拘束力のある国際規範を整備するため、2002年持続可能発展世界首脳会議(WSSD)で国際規範創設のための交渉を開始することを勧告した。そこで当事国はABS実務作業グループ会議を通じてABS国際規範文案を作成するための交渉を進めたが、遺伝資源の提供国と利用国間の顕著な立場の違いを調整することには失敗した。

しかし、2010年3月第9回ABS作業グループ会議で既存の文案を改善した31の条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作られ、法的拘束力のある「ABS議定書」の採択を目前に迫った。そして、ついに2010年10月第10回生物多様性条約の当事国総会でABS議定書(名古屋議定書)が採択された。「名古屋議定書」は資源を利用する国家は該当資源を提供する国家の手続きに従って事前承認(prior informed consent)を得た後アクセスするようにした。利益分配と関連しては、議定書発効以後に資源の利用から発生した利益に対して相互合意した契約条件(mutually agreed terms)に基づいて利益を分配するようにした。また、アクセス及び利益分配の手続きに関する国内規定の整備及び手続き履行状況をモニタリングする点検機関(checkpoint)を設置することで合意した。現在、各国は国内履行に向けた法制度の整備作業を進めているが、韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成し、履行準備に万全を期している履行において最も重要な問題は連絡機関(focal point)、責任機関(competent national authority)、点検機関(check point)など多数の主要機関を指定することである。特に、遺伝資源アクセ

スを要求する際、PIC(事前通知承認書)を発給することになる責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関の指定と関連して関係省庁間で緊密な協力が求められる。

二. 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)

知的財産権の侵害を規律する国際的規範としては「TRIPS(Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は知的財産権保護のための最小限の内容のみを規定している各国に対する勧告事項であり、知的財産権侵害に対する強制的・効果的な執行には不十分である。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、そこで2005年7月日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。これに対するフォローアップとしてACTA交渉が始まったが、2007年12月から2008年3月まで3回の予備交渉と2008年6月から2010年9月まで11回の本交渉を経て協定が締結された。

2011年10月東京でACTA公式署名式が開催されたが、韓国及び米国、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、モロッコなど8カ国が署名に参加した。ACTAは6番目の国家の加盟書(批准書)が寄託され、30日が経過した後発効する。

ACTAは既存の知財権国際条約であるTRIPSの執行分野を補完し、知財権執行に関してさらに強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的としている。最終協定文は知財権侵害に対する水際措置(通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対してTRIPSより強化されたレベルの規範を採択している。

民事執行分野では代表的に第3者に対する仮処分制度を導入し、損害賠償原則を侵害被害者に有利にさせ、損失利益、侵害物品の価額、侵害者が取った利益の一つとして算定できるようにした。また、商標、著作権に対して法定損害賠償と推定損害賠償を導入した。同時に、侵害予防のための暫定措置、第3者に対する侵害予防暫定措置、証拠保存のための暫定措置制度を導入した。

水際措置分野では権利者の申請による通関保留と職権による通関保留制度を知財権侵害物品の輸入と輸出に対して導入させた。また、侵害物品が商業的チャンネルで再流通しないように措置を取り、権利者に侵害物品の船積、物品の数量などの情報や船積者、荷受人(consignee)、輸入者などの情報を提供する制度を導入した。

刑事執行では処罰対象を拡大し、商標偽造、著作権、著作隣接権の違法コピー、偽造ラベル・包装などの輸入と使用、映画の違法コピー(bootlegging)まで刑事処罰の対象に入れた。また、法人に対する刑事責任を義務付け、知財権侵害行為に対して侵害者個人だけでなく法人にも責任を負わせた。侵害に利用された材料、道具、証拠文書、侵害行為から発生した資産などを刑事的没収の対象に入れ、強力な処罰を可能にした。

ACTAは知財権を効果的に保護するため努力している韓国政府の政策と軌を一にするものである。従って、韓国特許庁は外交通商部、法務部及び文化部などの関連機関との協力を通じて知財権執行に関する韓国のイメージを高め、国内産業に及ぼす影響を最小化すると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して後続措置を持続的に進める予定である。

4. 南北産業財産権の交流協力基盤の強化

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

南北は1991年「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」とする）を採択し、1992年同合意書の第3章南北交流・協力の履行と遵守のための「付属合意書」で産業財産権保護のための措置を取ることで合意した。

また、南北間の経済協力が本格化した時点である2000年に締結された「南北間の投資保障に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を「投資資産」の定義に含めることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

同時に、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連の国際条約にもほぼ加盟済みであり、PCTを通じた国際特許出願及びマドリッドルートを通じた国際商標出願など産業財産権の相互出願及び登録が制度上可能な状況である。

しかし、このような交流協力に向けた制度的環境及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北朝鮮は韓国の産業財産権出願または登録を事実上認めておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

従って、韓国特許庁は開城工業団地など北朝鮮に進出した韓国企業の知的財産権の保護及び今後北朝鮮の経済が開放された時に北朝鮮の中で韓国企業と第3国の企業の間に関起り得る知的財産紛争に備えるため、南北間の産業財産権交流の協力を継続的に推進している。

ロ．推進内容及び成果

南北産業財産権当局間の公式的な交流が行われていない状況の中で、特許庁はWIP Oなど国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的に意見交換を行っている。

具体的に、2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、長短期協力推進方向及び今後の戦略に対する相互の意見を交換し、南北間で産業財産権交流協力に関する細部合意書(案)を伝えた。これは南北における産業財産権に係わる初の意見交換の場を設け、北朝鮮知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局関係者との接触を通じた南北産業財産権協力議論が可能になった点で意義がある。

2006年9月モンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力に関して国家品質管理局の関係者と意見を交換した。そこで、北朝鮮は産業財産権協力の必要性には共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置して直接出願する方策を望んでいるものと判断される。

また、2007年7月ジュネーブでWIPO韓国基金(Korea Trust Fund)を通じて開催された「北朝鮮代表团Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局など関連機関の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性和韓国特許庁のこれまでの革新に向けた努力と成果を伝えた。同セミナーはWIPO職員を除けば北朝鮮代表团だけが参加した初のセミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せていることから、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化していくものと期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」で産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否によって最終協定文では投資環境の造成や制度的な保障問題を協力・推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権関連の議題について議論することで最終合意した。

そして、2008年に「南北産業財産権制度の調和方策」研究を進め、北朝鮮の知的財産権分野の活動能力の現状、実現可能な南北知的財産協力モデル及び南北間の知的財産権制度の統合方法を提示した。

しかし、現在南北間産業財産権交流協力は南北関係という政治的環境の中で体系的に推進されず、散発的に進められたため、目に見える成果を導き出していない状況である。

知的財産権の南北交流協力は単純に一人の個人や企業の権利保護に限られたものではなく、南北間で財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など全ての有無形の物的財産が円滑に流通する制度的な枠組みであり、基盤である。

北朝鮮は韓国企業が直ぐ活用できる技術を持っているとは思えないが、閉鎖的で孤立した環境の中でも相当なレベルの技術を独自開発し、活用していると思われる。従って、外国の最新技術動向、技術商用化と関連した教育及び情報支援、特許権利化に必要な明細書の作成教育などが支援されれば、今より商業的価値の高い特許が作り出せるものと評価される。

南北産業財産権の協力問題は基本的に南北間の政治的関係という枠組みの中でしか進められないという限界をもっているが、同分野は南北問題の相互主義原則を標榜した「実用的な対北朝鮮政策」基調に適した非政治的・経済的な問題である。

従って、特許庁は対北朝鮮投資協力事業の安全装置として韓国産業財産権の保護、相互出願、登録許容に向けた南北産業財産権協力を体系的に推進する予定であり、近いうちに南北当局間の産業財産権議題に対する議論が始まることを期待している。

5. 知財権分野における貿易交渉対応

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 キム・スンオ

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA : Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易特惠をお互い付与する協定であり、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなっている。WTO体制の発足(1995年)を前後にして、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなったことで、他の分野にまで協力領域を拡大しようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に拡大しつつある。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃の他にもサービス及び投資自由化まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途の章に含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野におけ

る貿易環境の変化によって、特許庁はFTA交渉を通じて知的財産権分野の貿易摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外でより保護を受けられる環境を作るために努力を傾けている。

ロ．推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2004.4.1.発効)を始め、シンガポール(2006.3.2.発効)、EFTA⁸ (2006.9.1.発効)、ASEAN⁹(2007.6.1発効)、米国(2007.6.30.署名、2011.3.15.発効)及びEU(2011.7.1.暫定発効)、ペルー(2011.8.1.発効)とのFTAに署名したり、FTAを発効した。インドとの包括的経済連携協定(CEPA¹⁰)は2010年1月1日付けで発効された。(各協定の主要内容は以下の表を参照)

区分	主要内容
○韓・チリFTA(2004.4.1.発効)	○チリが韓国の高麗人参、キムチ、宝城緑茶を地理的表示で保護 ○韓国はPisco(ワイン、蒸留酒)、Pajareto(ワイン、蒸留酒)、Vino Asoleado(ワイン)の3つの地理的表示に対して独占権を付与
○韓・シンガポールFTA(2006.3.2.発効)	○韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願に対するISA/IPEA指定 ○韓国特許出願と同一なシンガポール出願の速い審査処理
○韓・EFTA(2006.9.1.発効)	○2008年までローマ協約など3つの国際条約に加盟及び遵守 ○GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護

⁸ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合)：スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

⁹ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合)：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーベトナムと構成

¹⁰ Comprehensive Economic Partnership Agreement：商品交易、サービス交易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格である。

○ 韓 ・ ASEAN FTA(2007.6.1. 発 効)	○知財権の保護強化 ○知財権分野の情報交換及び協力強化
○韓・米FTA(200 7.6.30.署名、2012. 3.15.発効)	○登録遅延による特許権存続期間の延長制度の導入 ○公知例外適用期間の12ヶ月延長 ○音・匂い商標の認定及び証明標章制度の導入 ○商標侵害に対する法定損害賠償制度の導入 ○知財権侵害関連の民事訴訟で裁判所の権限強化
○韓・インドC EPA(2010.1.1.発 効)	○PCT ISA/IPEA指定、特許手続きの簡素化などの分野で協力 ○両国特許庁間で別途協力MOU締結の推進
○韓・EU FTA(20 11.7.1.暫定発効)	○GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は引 き続き保障) ○医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
○韓・ペルーFTA (2011.8.1.発効)	○GIは付属書交換方式で保護 ○遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容などで妥結

現在、韓国は8カ国と交渉が進行中(日本、カナダ、メキシコ、GCC¹¹、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビア、トルコ)である。

日本とのFTAは2003年12月から2004年11月まで6回にわたり交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、特定交渉分野で続いている見解の違いなどで交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたってFTA交渉が行われた。知財権分野は第13回交渉で妥結された。主要合意事項は知財権分野の協力、知財権共同委

¹¹ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議): ガルフ湾と隣接した6カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力体

員会の設置及びリスト交換を通じた両国の地理的表示の保護などである。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA¹²)形式で交渉が進められたが、商品の開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断された。しかし、2007年12月FTAに方向を変えて第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PCT ISA/IPEA指定などがある。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたってFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合は協議体を構成して解決できるようにする方針である。

オーストラリアとは2009年5月から2010年5月まで5回にわたってFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場であり、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除いた大部分の協定文案に対して合意に達している。

ニュージーランドとは2009年5月から2010年5月まで4回にわたってFTA交渉が行われ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であるが、これはニュージーランドが原住民を配慮して提示した文案で、韓国側は文案の水準をより下げることがを要請している。

コロンビアとは2009年12月から2011年10月まで5回にわたってFTA交渉が行われ、知財権分野では生物多様性などを除いた大部分の条項に合意した。コロンビアは生物多様性分野で遺伝資源/伝統知識の事前同意、これを活用した特許の出处公開、利益

¹² Strategic Economic Complementation Agreement : 全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルが低い形態の貿易協定

配分などで強い義務を賦課しようとするが、韓国側は韓-ベルーでのような宣言的水準の文案で妥結するために努力している。

トルコとは2010年4月から2011年3月まで3回にわたってFTA交渉が行われ、知財権分野では証明標章制度の導入及び両国の地理的表示を付属書形態で交換することで合意した。しかし、有名商標の保護においてはトルコ側の消極的な立場で保護範囲に対する両国見解の違いで合意には達しなかった。

ハ．評価及び発展方向

韓国政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化していく見通しである。2012年上半期中に中国とのFTA交渉が開始すると予想されるが、韓・中FTAは両国の経済規模、貿易量、地理的隣接性などを考慮する時、どの国とのFTAより大きな影響を与えるものと予想されるため、交渉開始前から研究事業を実施し、関係機関の意見を集めるなど政府レベルで交渉準備に万全を期している。一方、韓・中FTAとは別に韓・中・日FTA交渉のための産官学共同研究など韓・中・日FTA交渉開始に向けた準備が始まり、韓・日FTAの再開を希望する声も高くなっているため、近いうちに名実ともに北東アジア経済時代を迎えると見られる。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知財権保護において既に相当なレベルに達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大にする戦略の樹立及び持続的な努力が求められる。

第4節 最貧国・途上国に対する知的財産支援の拡散

顧客協力局 多国間協力チーム 工業事務官 パク・ヒョンス

1. 推進背景

2011年国内スマートフォンユーザーが2千万人を超えるほどスマートフォンの人気が熱い。毎日のように数え切れないアプリケーションが登場するスマートフォンは人々のライフスタイル変え、必需品となりつつある。このように先端技術は暮らしを豊かにし、経済成長を牽引する。

しかし、全世界の人々がこのような科学技術と経済発展の恩恵を享受しているわけではない。全世界的に約11億人が1日1ドル未満のお金で暮らしており、毎年600万人の子供たちが飢えで死んでいく。また、1億人以上が家もなく生きている。このような貧しさや貧困はわずか60年前の韓国が経験していたものである。韓国は1950年韓国戦争直後1人当たり国民所得が67ドルに過ぎない最貧国の一つであった。しかし、その後奇跡的な経済成長を成し遂げ、2011年基準1人当たり国民所得2万2千ドル、GDP世界12位の経済大国となった。

韓国がこのように目覚ましい成長を成し遂げた主な要因としては韓国国民の勤勉性と優秀なマンパワー、政府の政策支援などを挙げられるが、1945年植民地支配から解放されてから50年余りの間、現在の価値で換算すると約600億ドル(70兆ウォン相当)に達する先進国からの援助が最も大きな足掛かりとなったことは否定できない。

最貧国と途上国に対する援助が人道的なレベルを超え、彼らが貧しさを克服して経済的に成長するほうが新しい需要が発生して先進国にも役立つ。また、最終的には世界経済の持続可能な発展を可能にするという点で世界各国は国際開発協力に積極的に乗り出している。

イ．国際開発協力の最近の動向

1950年代先進国と国際機関が南北問題(開発格差)を解決するために本格的に発展途上国(以下「途上国」)に対する政府開発援助(ODA¹³)を提供する当時、国際開発協力は戦後復興と解放された植民地に対して提供する補償の性格が強かった。1960年代には貧困と低開発問題の解決に大きな進展は見えなかったが、1970年代に入って国連がGNP対比0.7%のODA提供を国際的な目標として掲げ、1971年国連総会を通じて24カ国を最貧国(LDC、least developed country)として指定し、国際開発協力の強化を主張する。それによって1970年代中盤以降国際社会は人間の基本的な欲求を満たすことを開発戦略として採択し、既存のマクロ的な援助方式から保健、衛生などよりミクロ的な方式に転換した。

しかし、1970年代と1980年代の世界経済危機は国際開発協力の方式をより市場志向型の構造調整及び改革を重視する方向に転換させた。OECD開発援助委員会(DAC)は途上国の努力を前提とする持続可能な経済成長(sustainable economic growth)、衡平な所得分配、環境保全及び人口増加の抑制を主要目標として提示した。それによって1990年代DACの援助政策は途上国の持続可能な開発のための環境、貧困撲滅、保健、教育、開発と女性などの世界的な目標にフォーカスが当てられた。しかし、このような努力にもかかわらず先進国の財政圧迫、冷戦終息による援助誘引の弱化などで全般的なODA規模は減少した。

世界化による南北問題の深刻化及び国際開発協力成果の低迷は国際社会に共同努力の必要性を認識させた。それを受け、2000年に国際社会と国連はミレニアム宣言(Millennium Declaration)を通じて国際開発協力の主要目標を設定し、それを達成するための具体的な目標と細部指標を提示するミレニアム開発目標(Millennium Development Goals、MDGs)を採択した。

¹³ 政府開発援助(ODA、official development assistance):中央及び地方政府を含む公共機関が途上国の経済発展と福祉増進を目的に途上国または国際機関に提供する無償援助及び有償援助

2015年を目途にMDGsを達成するための国際社会の取り組みは援助規模の増加、援助効果の増大などの議論につながり、2000年以後国際社会において国際開発協力に対する議論はますます活発になりつつある。特に、MDGs達成のための取り組みの中心にあるODAの量的拡大は2000年以後具体的な目標設定とともに強調されている。2002年モンテレー宣言は供与国の援助目標をGNI対比0.7%に設定し、2005年第60回国連首脳会議では国際社会のODA拡大を呼びかけた。そこで、DACはODA/GNI比率を2009年OECD平均である0.31%から2015年まで0.7%に増大することを目標として定め、ODAの量的増大に向けて取り組んでいる。

このような国際的なODA拡大傾向に伴い、これまで知的財産権の創出とインフラ構築に焦点を合わせてきた世界知的所有権機関(WIPO)も2007年9月総会でWIPOの公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ(Development Agenda)関連の45個の勧告(recommendations)を採択し、その具体的な履行方法を議論するため2008年から開発委員会(CDIP)を組織して2011年まで22のプロジェクトを採択・推進中である。

ロ. 韓国ODAの現状

韓国は戦後復興のために国際社会から多くの援助を受けた代表的な国家として出発したが、その援助をうまく活用して経済開発に成功した結果、現在は新興援助供与国(2010年1月1日OECD/DAC加盟)となった。韓国のDAC加盟はグローバル国際社会で国家間援助が始まって以来援助を受ける側から援助する側に変わった初事例であったため世界から注目を集めた。

韓国のODAは大きく対外経済協力基金(EDCF)と韓国国際協力団(KOICA)を通じて行われている。1987年に韓国輸出入銀行を通じて発展途上国に対する譲許性借款を支援するため300億ウォンを出資してEDCFを造成することで有償ODAの基盤を整えた。一方、KOICAは無償援助機関として1991年に設立され、従来各政府機関が散発的に実施してきた技術協力、人材交流事業などを統合して管理するようになった。また、各種のNGOや専門的な国際機関と連携し、発展途上国への支援を後援する方式も追加的に運営している。

韓国のODA規模は着実に増えつつある。2000年には2億1200万ドルに過ぎなかったが、2010年には5倍を超える11億7400万ドルを記録している。GNI(国民総所得)対比ODAの比率が0.12%(OECD国家のうち27位)に止まり、国連の勧告値である0.7%やOECD/DAC平均である0.32%とは大きな差があるが、急激かつ着実に増加する傾向を見せているのは事実である。韓国政府は今後ODA/GNI比率を2012年0.15%、2015年には0.25%まで増やす計画を持っている。

＜2010年度韓国のODA実績(百万ドル)＞

構成項目	2009年	2010年	増減率(%)	比重(%)
ODA(A+B)	816	1,174	43.8	100.0
二国間ODA(A)	581	901	55.0	76.7
無償援助(KOICAなど)	367	574	56.3	
有償援助(EDCF)	214	327	52.6	
多国間ODA(B)	235	273	16.3	23.3
ODA/GNI(%)	0.10	0.12	0.02%p	-

もはや韓国は途上国の経済発展に実効的かつ持続可能な支援を通じてODAの先進化のための方案を真剣に考える時期を迎えている。既存の単なる物質的援助に対して途上国の自活能力開発及び持続可能性と関連した疑問が提起されたのは事実である。一方、知的財産を活用したODAは途上国が知的財産を創出・活用できる能力を培うことで経済発展を達成するための原動力を提供する根本的な対策になり得る。

2. 主要推進成果

知識基盤社会において世界経済がともに成長していくためには知財権からの利益を後進国も享受できることを見せ、先・後進国間の知財権格差を縮める努力が必要である。韓国は世界4位の知的財産先進国として国際社会からの期待も大きいだけに、韓

国特許庁は「知識」と「技術」、即ち知的財産をどのようにシェアできるのか考え始めた。悩んだ末、ついに二つの方法論を開発した。最貧国に対する生存型適正技術の普及と途上国の優秀商品に対するブランド獲得支援がそれである。

適正技術(Appropriate technology)とは「高額投資が要らず、エネルギー使用が少なく、誰でも簡単に習って使うことができ、現地の原材料を使い、小人数で生産可能な技術」である。簡単に言えば、先進国では活用度が高くないが、途上国では効用が大きい技術である。アフリカでは数百万人が水不足で苦しみ、子供5人うち1人は生まれて5分が過ぎないうちに命を落とす。大半はコレラや赤痢のような水系感染症の所為であるが、飲める水は数km離れているところにあるため、水を運ぶことは大変なことである。彼らのために一気に75リットルの水を入れ、簡単に転がして運べるよう円柱型で設計された「Q Drum」と、汚染した上水源から99.9%のバクテリアを除去する「Life Straw」がその適正技術と言える。イギリスの経済学者E.F.シューマッハーが著書「スモール・イズ・ビューティフル」の中で低開発国家のための小規模生産技術である「中間技術」(Intermediate Technology)を初めて言及したが、これが後に「適正技術」という概念に拡大した。米国、ヨーロッパなどでは1970年代から適正技術に対する関心と研究が本格化した。

ブランド獲得の支援は途上国の農産物、特産物など多数の商品がよい品質にもかかわらず商標及びブランド力の不足で適正な評価を受けられない問題を解決するための事業である。事業初期段階である2009年には韓国YMCAが輸入・販売する東チモール産フェアトレードコーヒーに特許庁デザイン審査官がフェアトレードブランドを開発して付着した結果、コーヒーの売上が2倍も増える成果を挙げた。



<フェアトレードブランド>

実質的に途上国国民や生産者に役立つためには彼らが本当に必要としているものを知ることが重要であり、そのために途上国の事情に詳しい人からアドバイスを求めることが必要であった。そこで、特許庁は韓国の開発支援NGOを直接訪問し、趣旨を説

明して協力意思を打診した。幾つかのNGOのうちGood Naversが関心を示し、2009年9月機関間業務協約を結んだ。Good Naversは1991年設立された韓国の国際開発支援NGOであり、全世界に22の支社を構え、海外開発支援事業を展開している。

特許庁の事業案に対し
てGood Naversのアフリ
カのチャド支部長が積極
的に乗り出したことで、
韓国特許庁とGood Naver
sは2009年11月アフリカの



＜ドライマンゴーの製造過程＞

チャドに共同出張に出かけた。チャドはアフリカの中北部に位置している国で、海から隔離されている上、大半の地域が砂漠気候であるため、「アフリカの死んだ心臓」と呼ばれる国である。嘗てフランスの植民地であったが、1960年代に独立し、人口約1000万人、国民所得約1500ドルで、スーダン、ソマリアとともに世界最貧国として知られている。

チャドは他のアフリカ諸国のように山林荒廃によって伐木禁止令が出され、国民たちが薪を手に入れることが出来ず、炊事に困っていた。また、マンゴーが多く生産され、品質もまた優れていたが、長期保管技術や施設がなかったため、マンゴーを商品化できずにいた。このような現地調査結果を基に、サトウキビかすを利用した調理用炭及びドライマンゴー製造関連の適正技術普及とドライマンゴー製品に対するブランディング支援を推進することを決めた。



＜砂漠化で薪を手に入れることが難しくなり、自転車で隣国のカメルーンまで行って薪を運んでくるチャド国民＞

サトウキビ炭とドライマンゴーの製造工程及び機器開発はチョン・ハンチョル博士(AEKYUNG化学研究院)、ホン・ソンウク教授(HANBAT大学化学工学科)、チャン・ヘドン(HANNAM大学食品工学)など14人の

「シェアリングと技術」所属の科学技術者たちが担当した。「シェアリングと技術」

は適正技術を研究する教授及び研究員で構成された科学技術者NGOとして2009年設立された。

サトウキビかす
またはトウモロコシ皮を利用して炭を作る技術はMIT D-Lab(適正技術講座)で開発・公開された代表的な適正



＜サトウキビ炭の製造過程＞

技術である。実際サトウキビ炭を作る方法は簡単である。まず、サトウキビの皮を釜に入れて燃やした後、粉碎して炭粉を作り、キャッサバ(澱粉性の植物根で接着剤の機能)と炭粉を混ぜて固め、圧搾した後に乾かせば完成する。チャドのサトウキビ炭開発の核心は電気施設が劣悪な現地事情に合わせて炭を電気無しで大量生産できる設備を開発することがカギであったが、シェアリングと技術の研究陣は特許情報からアイデアを得て電気が無くても炭が大量生産できる燃焼筒、粉碎機、成型機を開発した。

フィリピンなど東南アジアで主に生産されるドライマンゴーは種を取除いたマンゴーを細かくカットして砂糖水に漬けた後、60～80℃の熱風で乾燥させると完成する。この工程の核心は最適の糖度を得る砂糖漬けの工程と自然乾燥機の製作であった。砂糖漬け工程は数回の実験を経て砂糖の配合比率と適正温度及び時間を算出し、自然乾燥機は特許文献からアイデアを得て、太陽熱を利用した木造乾燥台を開発した。

ドライマンゴー製造工程の開発と並行してドライマンゴー製品のブランド開発も行われた。チャド現地調査の時、ンジャメナ(チャドの首都)の市場ではカメルーンから輸入されたドライマンゴー製品が1パックで約4,000CFAフラン(為替レート1ドル



＜ドライマンゴーブランド＞

=440CFAフラン)で売られていたが、ドライマンゴー製品を5,000CFAフラン程度で販売できるよう高級化戦略を取り入れることを決め、国内の専門ブランディング企業

(メタブランディング)を通じてマンゴブランド開発を開発した。「社会的な性格を持つ公益ブランド」と「輸入品のイメージを持つプレミアムマンゴブランド」を標榜し、チャドがフランス語圏であることを踏まえて1次的に開発されたSweeTree、C'estavous、MangoRingoなど10のブランド候補の中から現地嗜好調査の結果、フランス語で甘さ(Délicieux)、楽しさ(Delicé)と豊かさ(Riche)の組合せ造語である「DELRICHE」を最終ブランド名称として選定し、関連デザインもチャド現地嗜好調査を基に選定した。

チャドオーダーメイド型サトウキビ炭の製造及びドライマンゴの適正技術とブランド開発過程で特許庁、Good Navers、シェアリングと技術、メタブランディングの担当者は随時ソウルと大田を往来しながら実務会議を開いた。また、適正技術は現地適用テストが重要であったため、チャドに2回も足を運んだ。出張当時チャド出張チームは50℃を超える猛暑、マラリア・黄熱病などの伝染病、劣悪な衛生、20時間以上かかるフライト時間などあらゆる危険と苦勞を乗り越えざるを得なかった。

Good Naversはこのような厳しい過程を経て開発された適正技術とブランドを活用して長期的にはチャド現地にサトウキビ炭とドライマンゴ製品を生産・販売する「社会的企業¹⁴」を設立する計画である。チャドの「社会的企業」は調理用薪問題の解決、環境保護の効果のみならず炭とマンゴ製品販売を通じた収益と雇用創出にも貢献するなど、チャド経済発展の礎を築くものと期待されている。

2011年にはカンボジア及びマラウイに対する需要発掘のためにカンボジアKoun Trei地域の飲用水環境を改善することにし、家庭用浄水器の開発・普及を推進している。家庭用浄水器は㈱ウジンケミカルがR&D特許センターの先行特許文献検索支援を受けて推進しているが、簡単な構造で電力が要らず、維持費が安いことが特徴である。2011年12月テスト製品の現地適用テストを終え、最適化過程を経て2



<カンボジア浄水器>

¹⁴ 非営利組織と営利企業の間形態で、社会的目的を追求しつつ営業活動も行う企業

012年中にカンボジアに普及する予定である。

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

イ. WIPO韓国信託基金事業

特許庁はWIPOを通じた途上国支援事業により積極的に参加するため、2004年WIPOと「韓国－WIPOファンド設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金(Korean Trust Fund)を設置した。そして、これを活用した途上国支援事業をWIPOと共同で実施している。途上国に対して知的財産分野の行政情報化を支援し、途上国の知的財産情報に対するアクセシビリティを強化する目的で、特許庁は途上国の特許庁がPCT(Patent Cooperation Treaty)による国際特許出願の時に電子出願が拡大できるようPCT-ROAD¹⁵の開発及び普及を主要事業として推進した。その他にも途上国の総合的な知的財産行政発展の方向を提示するため、知的財産専門家を現地に派遣し、知的財産法制度、審査、情報化など各部門に対して政策諮問を提供する活動を重点的に推進した。

2004年7月第1次年度事業の着手と同時に発足したWIPO韓国信託基金事業は第7次年度事業の一部と第8次年度事業が推進中である。第1次年度から第7次年度まで計47億ウォンが投入され、情報化コンサルティング、特許情報検索サービス支援、最貧国知的財産情報センターの設立支援など計51の細部事業が推進され、これを通じてアジア・太平洋、中東、中南米、中部・東ヨーロッパ、アフリカの71カ国が支援を受けた。

2010年からは「途上国国民の暮らしの質の向上」、「知財権行政能力の強化」、「知財権認識の向上」という3大原則を定め、それに基づいて国家別に状況に応じた知的財産能力構築プログラムを提供している。これまでの事業がシステム普及、ユーザー教育など途上国政府関係者を主な対象者とする活動が中心となってきたのに比べ、途上国が直接知的財産を活用して暮らしの質を改善し、経済発展が図れるよう支援し

¹⁵ PCT-ROAD : PCT Receiving Office ADministration 韓国とWIPOが共同開発した国際出願受付システム、国際出願書の受付、処理及び管理機能を担当

ようという趣旨である。2011年には途上国適正技術公募展(マレーシア、エチオピア)、特許情報活用及び適正技術に関するセミナー(メキシコ、ペルー)、地域基盤開発に関する政策討論、途上国特許庁審査官に対する特許法・審査実務教育など7つの細部事業の推進に成功した。

ロ. WIPO開発委員会(CDIP)事業の採択

CDIPでは特許庁が2009年提案した「適正技術情報の普及¹⁶事業」及び「ブランド支援¹⁷事業」が1年余りの議論を経て2010年4月第5回会議で開発アジェンダパイロットプロジェクトとして正式採択された。これは加盟国が発議した事業がWIPO開発アジェンダ事業として正式承認された最初の事例として多くの加盟国から注目を集めた。事業に関する議論及び採択の過程でアジア・アフリカ・南米地域の最貧国・途上国が事業を提案した韓国側に対し感謝の意を表すると同時に韓国への支援要請が殺到した。

WIPOブランド支援事業は2010年7月から2013年6月まで3年間88.5万スイスフラン(約10億ウォン)が投入される予定で、タイ(柳細工、綿織物、シルク)、パナマ(伝統手芸品、コーヒー、パインアップル)、ウガンダ(コットン、胡麻、バニラ)に対してブランド戦略樹立を支援する計画であり、2011年末現在ブランディング戦略草案を構築している。

WIPO適正技術情報普及事業は2011年1月から2012年12月まで2年間67万スイスフラン(約8億ウォン)が投入される予定で、ネパール(有機炭の製造、生姜類農作物の乾燥技術)、バングラデッシュ(高層ビル建築のための地盤処理技法、ゴミ再処理技術)、ザンビア(雨水を活用した灌漑法、太陽光を活用した浄水器法)に対して2011年末現在国別に適正技術landscapeが構築され、2012年には選定された適正技術を実現する計画である。

¹⁶ 正式名称：開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力強化
(Capacity-Building in the Use of Appropriate Technology-Specific Technical and Scientific Information as a Solution for Identified Development Challenges)

¹⁷ 正式名称：最貧国・途上国におけるビジネス発展のためのIPと商品ブランディング
(IP and Product Branding for Business Development in Developing Countries and LDCs)

特許庁はWIPOのパイロット事業推進が成功するよう各事業担当者に情報提供及び経験伝授などを積極的に支援している。

ハ．APEC1村1ブランド事業

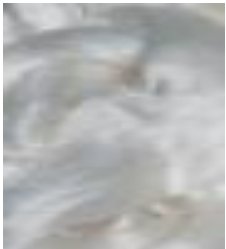
2010年6月にはAPECと共同で「1村1ブランド国際セミナー」をソウルで開催した。同セミナーは国家ブランド委員会とソウル市が後援し、KOICA、ワールドビジョン(国際援助開発NGO)など国内のみならずWIPO、WTO、UNDPなど国際機関から計150人余りが参加し、ブランドの活用及び重要性に関する国内・外の高い関心を確認した。



＜1村1ブランドセミナー＞

2011年にはAPEC域内国家の優秀農産品及び特産物などに対してブランディング戦略樹立を支援する「1村1ブランド支援事業」を新規で提案(4月)し、最終承認(7月)された。それによってAPEC予算(約1億ウォン)を確保し、韓国知識財産研究院、韓国生産性本部とともに中国の竹繊維及びチリのフルーツカクテルに対するブランド確保及び戦略開発を推進している。

＜APEC1村1ブランド事業の支援対象商品＞

中国竹繊維製品	チリのフルーツカクテル
 	 

最貧国・途上国に対する知的財産シェアリングは既存の「現物」中心の支援ではなく、「知識」と「技術」を提供するものであり、政府援助においても斬新な試みであると同時に大きな意味を持つ試みといえる。正に「魚」ではなく「魚を釣る方法」を教えることである。また、お金や資源を提供する援助は社会・環境上の問題を発生させるのに比べ、適正技術は根本的にエコ技術に属し、ブランド支援も知識の伝授で公害を発生させないため、正にクリーン援助と言える。

また、同事業の推進を通じて特許庁はこれまで私的財産保護のためのローカル機関から対外的に知財権の創出、管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としてのプレゼンスを確立することができた。

特許庁は今後も国内外のNGOとともに最貧国・途上国に適正技術を普及し、ブランド支援を拡大しつつ、模範事例を発掘し、これを国内・外に伝える計画である。同時に、KOICA、外交部などと協力して同事業を国家ODA事業と連携させ、民間企業の社会貢献事業及びNGOとの協力を拡大して国家的な援助事業として拡散させるための体制を整っていく計画である。

韓国が米国、日本などに比べて量的な寄与は劣るかも知れないが、韓国の経験と知識を基にしたこのような質的な面での寄与を増やしていけば、これは韓国だけができる差別化された国際的な寄与になると同時に国のプレゼンスを高めることにつながると見られる。

第5節 グローバル特許行政情報化のリード

1. グローバル特許行政情報化に向けた国際協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2011年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を10,447件出願し、2010年に引き続き世界5位の多出願国家となった。多出願企業ランキングでもLG電子8位、サムスン電子15位、多出願大学ランキングでもKAIST5位、ソウル大6位を記録した。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最低限資料」として認められ、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することが可能になった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用及び行政効率の向上を図っている。

韓国特許庁はこのような国家技術力の向上及びPCT最低限資料発効、そして先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく伸びると判断し、韓国の特許文献を含む特許情報に簡単にアクセスして利用できる国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

一方、知的財産情報化分野のグローバル動向を見ると、持続的に増加する各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は既存の3極(米、日、ヨーロッパ)体制から転換された5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)の下で庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に力を入れている。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバ

ーグループを設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を入れている。アジア途上国も東南アジア国家連合(ASEAN : Association of Southeast Asian Nations)を通じて知財権協力を強化すると同時にITインフラ拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

このような国際情勢の中で韓国特許庁がグローバル特許情報化をリードしていくためには主要国との情報化協力強化は欠かせない。IP5体制で情報化課題を主導的に遂行して韓国特許庁の地位を強化し、国際的な協力パートナーとしての地位を固める必要がある。

1999年特許庁は世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供して以来、持続的なシステム改善を通じて世界最高水準の情報化システムを運営している。これまでのノウハウを基に世界知的所有権機関と共同協力事業を行うことで世界知財権行政情報化分野の発展にも貢献している。一例としてPCT条約国の業務効率化のために2004年WIPOと共同で国際特許出願受付システム(PCT-ROAD:PCT-Receiving Office Administration、国際出願を受付・処理・管理することができるシステム)を開発し、毎年機能を改善して30カ国特許庁に普及した。PCT-ROAD事業を通じて中・小規模特許庁のPCT行政情報化に貢献し、PCT情報化分野を韓国特許庁がリードしていくことで世界特許行政情報化分野における韓国の地歩を固めつつある。

一方、2006年からは国際機関との協力を通じて知的財産権英文教育システムを作って普及した。まず、初級者のために世界知的所有権機関国際教育院(WWI)のオンライン教育課程を活用して大学教育課程を開設し、世界知的所有権機関中小企業局(SME)のIP for Businessという原稿を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

ロ．推進内容及び成果

1)主要国特許庁との情報化協力の強化

イ)IP5特許庁の情報化協力

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として台頭することにより、これを解決するためのIP5間協力がますます求めらつつある。このような状況の中で2007年5月、2008年10月開催されたIP5長官会合を経て、5カ国間の審査業務協力に向けた10大基盤課題を推進することで合意し、2011年3月まで3回にわたって開催された後続実務会議を通じて具体的な実行方案を議論した。

10大基盤課題は韓国特許庁の主導課題である機械翻訳を始め、他庁の主導課題である検索情報の共有、検索及び審査支援ツール、共通検索文献、共通出願書式、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムなど計6つの情報化基盤課題を含めている。

韓国特許庁は機械翻訳課題の主導庁として、IP5共同プロジェクトであるエラー検収事業を完了し、最新技術である翻訳メモリー1万件を構築し、韓・英機械翻訳システムの翻訳品質を改善する事業を展開した。エラー検収事業を土台に2012年に機械翻訳機を改善し、品質評価を行う予定である。また、他国主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システムに対しても積極的に意見を述べる活動を展開することで、IP5体制の下で情報化課題の主導的な遂行及び様々な代案の提示を通じて国際情報化議論において韓国特許庁の地歩を固める成果を挙げた。

今後韓国特許庁はIP5情報化課題の遂行に積極的に参加し、合理的かつ適用可能なソリューションを提示することで、庁間の相互協力に向けた情報化基盤を拡大し、最終的には韓国企業・出願人のR&D能力強化のために取り組んでいく予定である。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2011年5月日本で開催された第14回韓・日情報化専門家会議で、優先権証明書類を安全かつ効率的に交換するための方案を議論した。また、IP5間の審

査情報統合照会サービス((OPD、One Portal Dossier)を構築するための具体的な方策を議論するなど、両庁はIP5情報化基盤課題の円滑な遂行のための相互協力することで合意した。韓国特許庁は日本との情報化協力を通じてIP5情報化基盤課題の議論過程で意見を調整し、合理的な情報化モデルを提示するなど、仲裁者としての積極的な役割を果たしていく予定である。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

韓-中特許庁は両庁の特許審査情報に対するアクセシビリティの向上と審査品質の向上に関して2011年4月韓-中知財権関連了解覚書(MOU)を締結し、2011年7月中国で開催された韓-中情報化専門家会議では特許・実用新案など過去の公報を交換することで合意した。特に、2011年11月からは電子的手段(File Transfer Protocol)を通じてデータを交換することで、従来の航空便を通じた交換方式に比べて関連費用を削減することができた。

ニ)韓-中-日特許庁の情報化協力

韓・中・日3国特許庁は2011年10月韓国で開催された第9回韓・中・日情報化専門家グループ会議で各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展のために持続的に協力することで合意した。3国特許庁は効率的に統計データを交換するために統計データ目録を整備し、3国ホームページの活用度を高めつつ体系的に管理するための方策について議論した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができると期待される。このような努力はグローバル知的財産時代を迎え、北東アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味を持つと言える。

ホ)韓-ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月に包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結してから毎年MOU履行のための年間協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

今後、韓国特許庁はEPOとの情報化専門家会議で韓国特許庁出願人の便宜を図り、韓国特許庁の情報化能力を高める新しい議題と共同協力事業を発掘する予定である。また、EPOとの持続的な技術共有及び新技術の導入を通じ韓国特許庁のプレゼンスを高めていく予定である。

へ)韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUのフォローアップとして2008年10月開催された情報化実務会議で両庁審査官の業務効率性を高め、両庁審査官間の協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業システムなど様々な協力事業を推進することで合意した。

2009年度には両庁間でSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に行い、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を高めることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると期待している。また、出願人は韓国特許庁の高い品質の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

2)国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権の基本概念及び活用戦略に関する知財権英文コンテンツである「IPパノラマ」を開発した。韓国特許庁は途上国支援のためにタイ、ポルトガル、エストニア、ハンガリーなどと

IPパノラマ自国語版の開発に関する協定を締結し、2009年6月にはWIPOとIPパノラマを国連公用語で開発することで合意した。それにより、2009年アラビア語、2010年スペイン語、フランス語版IPパノラマ開発が完了した。

2011年10月アルゼンチンのブエノスアイレス、ガボンのリーブルビルで南米とアフリカ地域WIPO国際シンポジウムとともにスペイン語及びフランス語版IPパノラマ発売イベントが開催された。同シンポジウム期間中に韓-アルゼンチン特許庁及び韓-OA PIハイレベル会談が開催され、両機関間の知財権共同協力方策に関する大きな枠組みを構築する契機となった。

また、韓国特許庁はAPEC特別基金を確保し、2006年から特許情報の検索及び活用に関する知財権コンテンツIP-Xpediteを開発した。2009年にはアジア・太平洋地域の21カ国の加盟国を対象にするオン・オフライン知財権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の推進に成功し、2010年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を提案し、APEC基金14万7千ドル(USD)を確保した。それによって、2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供し、国内特許情報システムの優秀性を広報し、APEC加盟国を対象にした最大規模のオン・オフラインブレンディッド教育課程を提供した。

韓国特許庁は韓-WIPOが共同開発したPCT-ROADを2005年初めて発売した。以後現在までアイルランド、ブラジル、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコなど全世界の30カ国に普及した。持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2011年4月新しいバージョンが発売されたことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、受理官庁から送られてくるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優れているため、WIPO内部からもその優秀性が認められている。また、PCT-ROADユーザーのシステム活用能力を向上させるため、2009年2月WIPOと共同でPCT行政情報化教育を実施して参加者から大きな反響を得た。

一方、2009年1月韓国語がPCT国際公開語として発効されたことを受け、WIPO情報

化システムでハングルが処理できるようにハングルフォントを整備し、出願人が韓国語でPCT出願ができるように支援するため、PCT電子出願ソフトウェア(PCT-SAFE)の韓国語バージョンを開発・普及した。また、韓国語国際出願に対する外国特許庁と企業のアクセシビリティを高めて韓国特許情報の需要を増やし、韓国語国際特許をより効果的に保護するため、韓国特許庁はWIPOと共同で2011年11月から韓国語PCT公報の韓-英機械翻訳サービスを提供している。

3)国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営

韓国特許庁は2003年樹立された「特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システム構築計画」を土台に、海外特許庁審査官が韓国特許情報にアクセスしやすくするため、2005年11月韓国特許公報の韓-英機械翻訳サービス(K-PION : Korean Patent Information Online Network)を開始した。以後、2006年11月から審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月から英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA : Korean Patent Abstract)検索サービスを提供した。2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにし、韓国特許情報の活用手段が多様化した。

2009年にはデザイン及び商標に対する検索、韓国語PCT文献検索を追加し、審査文書に含まれた添付文書のリンクを提供するなど検索機能を強化した。2010年にはIP5情報化基盤課題の一つである連合検索方策として海外特許庁の検索システムにK-PION検索サービスの拡大、審査文書に含まれた添付文書リンクの提供、ポータル機能及びヘルプデスク機能の付加など機能の高度化に力を入れている。今後このサービスを日本特許庁、中国特許庁を含む他の海外特許庁に普及する計画である。また、2011年にK-PION検索サービスの品質を高めるため、審査及び公報文書で頻繁に使われる約1万件の常用句を基にして翻訳辞書をアップグレードした。

K-PIONを通じた高品質の韓・英機械翻訳サービスを提供するため、韓国特許庁は特許文献に頻繁に使われる文型を分析し、380万個に達する特許専門用語辞書及び審査用語辞書を構築した。その結果、米国、ヨーロッパ、日本の特許庁を含む38の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国特許情報を利用している。

これとは別に、韓国特許庁は2009年12月国内企業の海外進出を手助けするため、対国民用検索サービスであるKIPRISに海外登録商標検索機能を追加し、国内外ユーザーにサービスを提供している。現在、米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りが検索可能で、今後ヨーロッパ、ニュージーランドなど海外主要国の商標DBを確保して搭載する予定である。

また、特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を電子的に交換している。また、TDA基盤サービスの安定性を高めるため、国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備 (Virtual Private Network)をアップグレードしてセキュリティー機能を強化した。

韓-米間TDAを通じた審査情報及び優先書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓-米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓-米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)パイロットプロジェクトを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access SerVice)を構築し、3極特許庁の他、中国、イギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。現在IP5は情報化基盤課題の中で審査結果及び優先権書類交換課題でDASを通じた優先権書類の保安性と便宜性に対して議論中であり、それを反映して優先権書

類交換システムを改善するために引き続き努力を傾ける計画である。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を普及し、海外における国内特許権の保護基盤を強化してきた。また、IP5基盤課題中の機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官のアクセシビリティ向上のために努めている。これを通じて国際特許権紛争の原因を最小限に抑え、国際社会における韓国技術の国際的なプレゼンスを高めることができると期待している。

審査情報を各国の特許庁と共有することで同じ特許出願に対する審査結果を相互活用でき、審査期間の短縮及び審査品質の向上につながる。2013年4月審査結果共有システムの1段階テストが予定されているが、そのためのIP5情報化基盤構築に向けた最適方策を樹立して韓国特許庁の情報化システムを先進化する予定である。また、優先権書類の電子的交換を通じて特許行政効率や出願人利便性の向上、行政処理費用の削減にも役立つものと期待している。

韓国特許庁が製作したIPパノラマは2011年10月アルヘンチン、ガボンで開催されたスペイン語及びフランス語版IPパノラマ発売イベントで南米及びアフリカ地域の主要特許庁関係者から世界初のスペイン語及びフランス語ユーザー向けのグローバル知財権コンテンツとして好評を得た。また、知財権コンテンツの開発及び知財権認識拡散事業の経験を基に2012年にAPEC特別基金を確保するため、APEC域内の大学生に焦点を合わせたオーダーメイド型ブレンディッド知財権教育プログラムを新しく提案する予定である。この新規事業を通じてアジア・太平洋地域大学生の知財権認識を高め、国際社会に友好的な環境づくりが可能になると期待している。

韓国特許庁は今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進していく計画である。また、PCT-ROADのような成功事例をもとに、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげて取り組む計画である。

同時に、特許行政情報化分野の世界標準定立においてリーダーとしての地位を確保し、さらには世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 技術書記官 コ・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般におけるパラダイムの変化を生み出し、特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として、新しいIT市場を主導している。そこで韓国政府も特許情報化システム、関税情報化システムなど6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築を支援するための「電子政府6大戦略課題」として選定し、政府レベルで電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授して国家間の情報格差を解消すると同時に、新しいIT海外進出市場を創出して国家競争力を高めることが電子政府海外進出の目的といえる。

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許分野における電子政府の実現に拍車をかけている。特に、3極特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。このような状況の中で、特許ネット技術移転事業は知財権行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの国からの支持基盤確保及び発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会で国益優先の多国間関係を形成するための土台を構築すると同時に、民間SI企業の海外市場進出を支援すること

に意義がある。

世界知的所有権機関(WIPO)では毎年知財権情報化標準会議を開催し、特許文書及びデータと関連する国際標準の制定・改正を議論している。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大な特許ネットシステムを運営している韓国にとってはリスク要因になる可能性が大きい。もし韓国の特許システムが採択している標準とは違う方向で世界標準が採択されれば、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバル情報化の流れに乗り遅れ、それを補完するためにはまた違う予算と人材の投入が求められることになる。そのような無駄を予防し、知財権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導することで最終的には韓国民が創出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が充分反映されるよう主導権を確保しようとする努力が必ず必要である。

ロ．推進内容及び成果

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムは3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APECが域内発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定し、さらには世界知的所有権機関(WIPO)がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムは世界的にも注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁の特許行政情報化水準を高く評価し、2002年度発展途上国の特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内加盟国から高い評価を得るとともに、特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネット海外進出は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に推進された。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国は両国特許庁間のパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタにより、同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したことで協議が再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知財権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のために他国と競争する際に確固たる競争的な優位を確保した。

2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)をもとに、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意した。2007年9月両国特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結し、2008年インドネシア政府は事業妥当性調査の結果をもとにインドネシア特許情報システム構築事業を国策事業で推進する借款事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金(EDCF : Economic DeVelopment Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年事業妥当性調査として始まったモンゴル特許情報化事業は2010年4月335万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)政府開発援助(ODA)事業として確定され、メイン事業者であるLG-CNSがシステム開発に参加し、2011年12月モンゴル特許情報化システム(IPOMnet)を開通した。モンゴル特許情報化事業を推進するため、特許庁は2011年6月韓-モン技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の韓国招請研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。途上国特許情報化事業の成敗はシステム開通後の安定的な運営・維持が鍵となるため、韓-モン情報化実務会議を通じて

モンゴル特許庁の安定的なシステムの運営・定着を誘導する計画である。

2009年知財権教育分野への協力をスタートしたアゼルバイジャン特許情報化事業は2010年妥当性調査を経て、2011年2月420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月メイン事業者として選定されたシリウスソフトが2013年開通を目標にシステム開発を推進している。特許庁は事業モニタリング、評価、技術諮問及び能力強化プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援することになる。

特許ネットシステムはアジア(モンゴル・インドネシア)と中東(アゼルバイジャン)に引き続き、アフリカ進出を予定している。特許庁は2010年11月樹立した「特許ネットアフリカ進出の基本推進戦略」でアフリカの英語圏18カ国の政府間知財権協力機関であるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)を特許ネットの進出拠点として活用することを決め、2010年12月ARIPOと知財権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部所在地であるジンバブエのハラレで開かれた韓-ARIPO-WIPO情報化実務会議で特許庁は3国間技術協力MOU締結を提案し、同年9月WIPO総会(ジュネーブ)でMOU署名式を行った。ARIPO特許情報化事業がKOICA ODA支援事業として確定されれば、アフリカ国家の特許行政情報化インフラの構築に大きく貢献する見通しである。

一方、韓国特許庁は海外特許庁の情報化事業に参加して特許ネットシステムの全体モデルを普及することと並行して、個別単位業務の電算化を支援するシステムを開発・普及するモジュール化事業も推進している。国際特許出願受付システム(PCT-ROAD: PCT-Receiving Office Administration)がモジュール化事業の代表的な結果物である。2005年からWIPOの要請で国際出願を受付・処理・管理できるシステムであるPCT-ROADの共同開発を完了し、2005年ベトナム・イスラエルなど7カ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなど5カ国に普及した。また、スペイン特許庁から基金6万スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンのPCT-ROADを開発完了した。2007年にはキューバ・ドミニカ共和国などラテンアメリカ国家を含む6カ国に普及し、2008年にはブラジル、ユーラシア特許庁など6カ国、2009年にはニュージーランド、チリ、タイなど合計4カ国、2011年アイルランド、ウクライナに普及し、現在PCT-ROA

D利用国は30カ国に達している。

韓国特許庁は特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験をもとに、情報化標準会議(SDWG)などWIPO標準の制定・改正議論に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じ、情報化の国際標準と関連する共同対応方案を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に力を入れている。

情報化分野のWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下に設置された多数の分科委(Task Force)会員間のオンラインブログであるWikiフォーラム議論を経てその草案が作られる。したがって、標準の実際内容と関連する制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連するプロセス的な検討及び最終承認はSDWG本会議で行われているといえる。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年から商標標準分科委員長を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、XML4IP(ST.96)など主要分科委に参加して標準論議の動向を持続的にモニタリングしつつ韓国の意見を積極的に開陳している。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML (eXtensible Markup Language)文書など関連標準の国際的議論の必要性和重要性が増してきたことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。しかし、2010年10月CWSの目標設定と途上国への支援方式に対する途上国グループと先進国グループ間の異見が発生したため、CWS会議が最終日に中断された。2012年4月にCWS会議が再開される予定で、既存のSDWGと類似した形で運営されると見られる。したがって、各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると予想される。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずCWS加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正と関連した提案

が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議題を提案した国家が該当分科委の委員長役を務めることになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論範囲及び方向を含む「事業計画書(Project Brief)」を提出し、CWS会議で承認を受ける。分科委は委任を受けた範囲の標準議論作業を遂行することになる。

分科委委員長はWikiフォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、委員との協議を経て作業日程を確定する。定められた作業日程に従って加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をWikiフォーラムを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を基に新しい標準の草案を作成し、それをWikiフォーラムに上程して分科委員から検討意見を収集した後、標準最終案を作成する。この標準案を次期CWS会議に上程して同意を得れば、標準として公表される。

CWS会義の際、分科委員会 of 委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答えると同時に、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、Wikiフォーラムを通じて提示された主要問題について交わされた討論の結果を会議録として作成して国際事務局に提出する。

第1回CWS会議では商標標準の他にもST.10/C(書誌データ構成要素の表記)の改正案採択と各特許庁の出願番号及び優先権番号の使用状況と関連アンケート案作成に関する議論を展開した。既存のXML標準案(特許-ST.36、商標-ST.66、デザイン-ST.86)を代替するXML統合標準案(SML41P)に対しては新しい標準番号(ST.96)が付与され、分科委会議で共通エレメント(GICE)を含むXML41Pの設計規則、具体的なスキーマなどに対する細部議論が行われた。また、WIPOの情報化計画であるWIPO STADとPatentscopeに対する経過報告があり、ST.26(ヌクレオチド及びアミノ酸塩基序列表記のためのXML勧告案)を採択した。

一方、韓国特許庁はCWS傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、「商標イメージ処理に関する標準」と関連して該当分科委の委員長として制定作業をリードし、2010年10月第1回CWS会議で本文内容を確定し、付録に添付される文書を回覧させるなど、標準完了に向けた議論をリードした。同標準を制定するため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケートを配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をWikiフォーラムを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映などのプロセスを充実に行った。現在、WIPOに商標標準分科委のWikiフォーラムが開設され、加盟国の意見収集が迅速に行われている。2012年第2回CWS会議で商標標準制定が完了する見通しである。

ハ．評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化水準はAPEC、WIPOなど国際機関はもちろん海外特許庁からも好評を得ている。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。特に、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。このように韓国特許庁は情報化システム開発など情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発など情報化ノウハウをもとに先進特許庁国際機関情報化システムに特化した情報化協力事業モデルを持続的に発掘していく予定である。また、情報化標準議論においてリーダーの役割を果たすと同時に、3極特許庁との協力を強化することで知財権分野におけるリーダー的存在の特許庁を目指す計画である。

第4章 世界最高水準の特許行政情報化の実現

第1節 特許行政情報システムの開発

1. 3世代特許ネットの推進背景

情報企画局 情報企画課 放送通信事務官 ソン・ドングック

。イ．推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化したインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通は特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式への変革を意味し、特許ネットシステムが特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を担当し始めたことを意味する。

2002年にはサービス利用時間の拡大など多様化・高級化する特許顧客の情報化ニーズが積極的に提起され、次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)を樹立した。2003年から2005年まで3年間構築された特許ネットⅡはいつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」という目標の下で推進された。特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスを支援し、世界初のオンライン在宅審査制度を導入した。同時に、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど特許ネットシステムをアップグレードさせることで、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降数年が経過する間、特許行政環境が急変したため、全く新しい特

許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ヘーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて、国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正される予定であり、それを受けて特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初特許ネット開通以降法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加してシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理で特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報が提供できる新しいシステムが求められた。

2. 3世代特許ネットの推進内容

情報企画局 情報企画課 放送通信事務官 ソン・ドングック

イ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業で推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に実現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の流れに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に1次開通する予定である。

ロ．主要推進内容及び成果

<図Ⅱ－4－1>3世代特許ネットの開発目標



2012年1月に1次開通する3世代特許ネットでは特許出願のために必要であった最低4種の出願SWを2種に統合させることで出願SW設置による出願人の不便を減らし、出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。また、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索し、国内出願書類をPCT国際出願書類に自動変換可能な出願システムを構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を造成した。

審査能率をアップさせるため、24時間無中断審査を可能にし、特許ネットにアクセ

スすれば何所でも連続して業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似した先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符合を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築を完了した。

システムの側面では業務システムの共通機能モジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスを容易にした。また、データ品質改善とシステム性能アップのため、従来US7ASCⅡ形態で管理されてきたデータをUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティー体系も強化された。

ハ．評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事業である。2012年にはPCT、審判、国際商標システムに対して分析・設計及び構築が段階的に進められる予定であり、ヘーグ協定、特許法条約、シンガポール条約、ロカルノ協定、ウィーン協定など国際条約加盟による法改正をシステムに反映して3ヵ年計画で推進された3世代特許ネットの構築を完了して2013年最終的に開通する予定である。

第2節 特許行政情報システムの運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 パク・スン Chol

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーの要求に迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、特許庁は1999年1月特許ネットの開通と同時に公共機関としては初めて特許ネットシステムの民間委託運営をスタートした。特許ネットシステムの運営は応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネットシステムの運営業務は出願・登録・審査・審判など特許行政における20の応用システムと知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における14の応用システムの運営を委託している。

また、基盤運営部門はDBセキュリティーの脆弱性及び特許情報漏洩などセキュリティー事故に対する懸念から事業者を傘下機関である韓国特許情報院に変え、基盤運営の安定性・保安性を強化した。基盤部門は韓国特許情報院の職員が100%運営することで、特許情報漏洩のシャットアウト、ストライキなど非常事態時の対応策、職業安定性によるサービス品質向上などのための礎を築いた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における20の応用システム及び一般行政分野における14の応用システムを安定的かつ効率的に運営すると同時に、特許ネットシステムに知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更に伴う機能改善を適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Ser Vice Le Vel Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新規で発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては、業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費概念を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果を上げていると評価されている。

また、2011年には特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に応えていえる。

2)基盤システム部門

特許ネット基盤システム運営部門はサーバー、ディスク、ネットワーク、パソコン、プリンターなど電算支援を効率的に運営・メンテナンスし、特許ネット新規システムの開発及び構築に伴うサービス運営業務を安定的に行うことで、世界最高水準の特許行政情報システムの構築に寄与している。

主要運営業務は電算機、ディスク、ネットワーク、現場支援、特許電算センター・保安管制センターなどの運営、データベース運営、オンライン運営、セキュリティー運営、SBC運営及びITSM(Information Technology Service Management)運営に分けることができる。

1999年から2004年まで主電算機供給業者との調達随意契約によって運営していた方式を、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定する方式に変え、装備運営の効率性、障害処理の迅速性及び責任所在の明確性などのために基盤システムの運営委託とメンテナンスを統合・運営している。

2006年には大規模H/W電算資源に対する多年間の運営経験を基にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際的な水準のITサービス管理概念(ISO 20000)を導入し、運営効率性を向上させるための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年にはSLAにISO 20000履行遵守率、現場支援顧客満足度など国際水準のサービス品質及び使用者支援強化のための指標を発掘・補完し、基盤システム運営サービスの持続的な品質管理及び向上を図っている。

2012年には3世代開通によるシステム安定化を図るため、SLAにサービス稼働率、DBチューニング件数など使用者が直接肌で感じる指標を選定して基盤システムの性能改善に万全を期する予定である。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱して一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業でなく委託運営事業として遂行すると同時に、特許庁内部情報化人材による運営管理体系を強化することで特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく予定である。

また、SLAのインセンティブとペナルティー規定をさらに合理的に設定し、特許ネット顧客満足度を客観的かつ計量的に測定できる新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の高品質特許ネット運営サービスを提供するため、特許ネットシステムの運営サービス水準を持続的に高めていく計画である。

2. 知識管理システム(KOASIS)の運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 イ・ジン

イ.推進背景及び概要

知的財産の重要性に対する認識が高まり、知的財産権の出願が急増している。そのため、審査処理期間を短縮して審査品質が改善するには審査官の業務能力を強化し、業務効率性を高めることが重要な課題として浮上した。それを受けて、特許庁は各個人が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体が共有できるよう体系的に管理する必要があるという認識の下で、2000年政府機関としては初めて知識経営宣言式を開催し、知的財産権を管掌する主務官庁として知識経営の先導的役割を遂行するための出発点を構築した。更に、2001年8月に知識管理及び補償に関する指針を制定し、同年9月に知識管理システムを構築するなど体系的な知識管理が行われる基盤を構築した。

その後、知識の創出から共有及び活用に至るまで効率的に管理できる知識管理システムを持続的に改善した。2004年には知識管理システムが単純に知識を蓄積する貯蔵所の役割を果たすのではなく、審査・審判システム、検索システム、業務管理システ

ムなど業務処理のための各種情報システムを有機的に連携して業務処理過程において必要な知識をより容易に活用できるように支援する、全社的知識ポータルとしての機能を大幅拡大した。

＜表Ⅱ－４－１＞知識管理システム(KOASIS)の主要機能

区 分	内 容
知識登録	業務ノウハウ、産出物、参考資料など業務知識、知識Q&A、Wiki知識
知識検索	知識マップを活用した分類別検索、キーワード及びタグを通じた統合検索
知識検証	登録知識承認処理、知識評価、知識カテゴリーの移動、知識修正及び廃棄
マイレージ管理	知識活動によるマイレージ付与及び個人別/部署別の実績管理
コミュニティー	局/課の情報コーナー、同好会などオンラインコミュニティー構成、コミュニティー別の掲示板及び会員管理
システム管理	知識マップ/掲示板/コミュニティー/知識専門家管理、利用統計及びモニタリング

2005年からは特許庁の内部だけの知的共有から脱し、外部との知識共有を活性化するため、NAVER(2005)、EMPAS(2006)などの民間ポータルでも知的財産権情報を容易に検索できるようにした。また、研究機関と知識管理システムをオンラインで連携し、2011年現在韓国電子通信研究院など19の機関に対して、特許庁知識管理システムに蓄積されている特許関連の法・制度及び審査・審判などに対する知識をリアルタイムで提供している。

ロ．推進内容及び成果

2011年1月には知識管理システムで利用率の高いメニューを中心に主要メニューを単純化し、全体的に統一感のある洗練されたデザインを適用して使用者が便利に利用できるように、知識管理システムをリニューアルして開通した。また、同年3月にはこれまで蓄積されて量的に大きく増加した知識が簡単に検索できるように統合検索機

能を高度化する作業を完了した。それによって、一度の検索で知識のみならず知識管理システムに登録された一般掲示物、旧電子文書、オンナラシステムの電子文書及びメモ報告まで迅速かつ簡単に一つの画面で見ることが可能になった。

このような知識管理システムの改善作業とともに全職員が知識活動に積極的に参加できるように多様な支援活動も併行した。四半期毎に知識活動優秀者に対する褒賞を実施したが、知識登録・回答登録など知識活動の実績と専門家の評価結果によって知識マイレージを付与して昇進人事及びインセンティブに反映した。また、知識活動参加者の裾野を広げるため、これまで知識活動優秀者として褒賞を受けていない人のうち優秀な活動をした「新米知識人」を選定して褒賞したり、貯めた知識マイレージを文化商品券に交換できる「知識マイレージクーポン制」を実施することで、知識活動に対する職員の関心を高める契機を作った。

ハ．評価及び発展方向

これまで特許庁の知識管理は業務中心のハイクオリティー知識を作り出し、それを共有・活用することに重点をおいて推進した点で肯定的に評価できるが、知識管理システムと業務システム間の連携に関しては一定の限界が存在した。今後は業務と知識がより緊密に連携した新しいタイプの知識管理システムを構築する予定である。業務と関連する法令、規定、指針、マニュアルなどの核心知識を業務システムに有機的に連携させ、必要な知識を一々探すのではなく業務プロセスによってそれに該当する知識を適時提供する業務ポータルとして進化させていく計画である。

第3節 特許情報DBの構築

1. 知的財産権情報データの拡充及び管理

イ. 検索DBの持続的な拡充

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術検索に活用できるよう、1999年から国内外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許庁など海外31の機関から特許技術データを入手しているが、この中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載し、検索・活用している。2011年12月現在、検索DBに搭載された国内・外の知的財産権データは20,213万件に達しているが、これは前年に比べ1,033万件が増加したもので、毎年1,000万件以上増加している。現在審査官利用率を基準にした場合、日本、米国、EPOデータの利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれるようになり、韓国検索DBの品質が重要事項として登場した。それを受け、韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、検索DBに国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前に体系的に整備・加工するシステムを構築した。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築してエラーデータの発生を防止し、既に蓄積されているデータのエラーを自動的に探知及び整備できる体系も構築した。

2) 検索DB構築の状況

＜表Ⅱ－４－２＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2011年12月末基準、単位:千件)

入手機関	資料の種類	構築年度	資料形態	件数
国内	書誌	1948 ～ 2001	Text	260
	公開公報	1983 ～ 1998	Image	782
		1983 ～ 2005	SGML	1,220
		2005 ～	XML	939
	公告公報	1947 ～ 1998	Image	283
		1979 ～ 2005	SGML	835
		2005 ～	XML	698
	英文抄録(KPA)	1979 ～	SGML	1,712
日本	書誌	1975 ～ 1998	Text	6,970
	公開請求項/明細書	1986 ～ 1992	SGML	823
	登録請求項/明細書	1986 ～ 1993	SGML	929
	特許、実用新案の公開登録(実用)公報	1971 ～ 1996	Image	8,045
		1993 ～ 2004	SGML	4,372
		2004 ～	XML	3,195
	特許、実用新案公告	1950 ～ 1979	Image	1,765
		1994 ～	SGML	1,522
		2004 ～	XML	1,278
	特許抄録イメージ	1975 ～ 1996	Image	5,159
ヨーロッパ	日本特許英文抄録(PAJ)	1976 ～	SGML	9,029
	DOCDB 2.0	1974 ～	Text	81,245
	ヨーロッパ公開(Espace-A)	1978 ～ 1999	Image	914
		1975 ～ 2004	SGML	1,477
		2004 ～	XML	873
	ヨーロッパ公告(Espace-B)	1980 ～ 1999	Image	356
		1980 ～ 2004	SGML	742
		2004 ～	XML	350
WIPO	国際公開パンフレット(Espace-world)	1978 ～ 2002	SGML/Image	1,266
	国際公開パンフレット	2002 ～	XML	1,814
米国	特許公告	1975 ～	Image	4,663
		1976 ～	SGML/XML	4,267
	特許公開	2001 ～	Image	2,885
		2001 ～	SGML/XML	2,912
台湾	特許公開書誌/抄録	2000 ～	Text	402
イギリス	特許公開	1991 ～	SGML/XML	226
中国	特許公開/公告(英文抄録)	1985 ～	Text	3,616
カナダ	特許公開/公告	1999 ～	SGML/XML	646

オーストラリア	特許公開/公告	1998 ～	SGML	773
ドイツ	特許、実用新案の公報	1991 ～	Image	1,347
フランス	特許公報	1992 ～	Image	273
計		160,863		

＜表Ⅱ－４－３＞デザイン検索DBの構築状況

(2011年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960 ～	Text/Image	3,693
	先出願全文イメージ	1960 ～ 1998	Image	181
	国内公報	1966 ～	Text/Image	5,225
	国内公報全文イメージ	1966 ～ 1998	Image	244
	拒絶包袋全文イメージ	1992 ～ 1998	Image	36
	登録書類綴全文イメージ	1966 ～ 1999	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948 ～ 1991	Image	132
	カタログ	1980 ～	Text/Image	9,613
	画像デザイン	2003 ～	Text/Image	330
	フォント	2004 ～	Text/Image	93
	実用新案デザイン	1970 ～	Text/Image	2,879
日本		1965 ～	Text/SGML	1,265
		1965 ～	Image	4,979
ドイツ		1988 ～	Text/Image	1,084
WIPO		1999 ～	Text/Image	407
OHIM		2003 ～	Text/Image	2,491
過去海外資料		1975 ～	Text/Image	1,867
米国		1997 ～	Text/Image	390
計		35,144		

＜表Ⅱ－４－４＞商標検索DBの構築状況

(2011年12月末基準、単位:千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950 ～	Text	2,611

見本イメージ	1950 ～	Image	2,455
拒絶包袋全文イメージ	1989 ～ 1998	Image	151
登録書類綴全文イメージ	1974 ～ 1999	Image	527
登録原簿全文イメージ	1952 ～ 1991	Image	379
合計	6,123		

3)評価及び発展方向

国内・外から特許データを入手して検索DBを持続的に拡充する一方、高品質のデータを生産して対外に提供するために2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化してエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大で質の高い知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外データを拡充し、「データエラー自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系も持続的に高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する上で不都合がないように、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ．特許文書電子化センターの運営

情報企画局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

1)推進背景及び概要

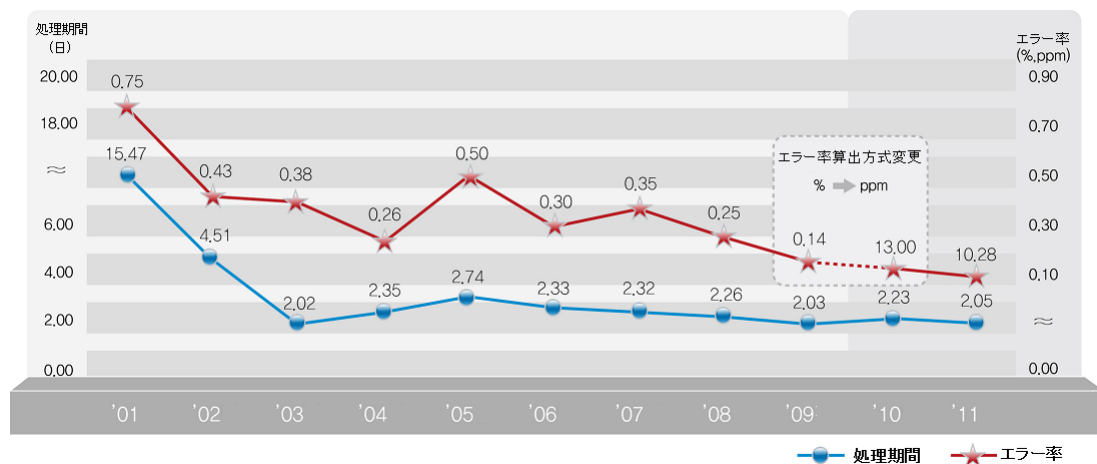
特許ネットシステムは紙の要らないペーパーレス(paperless)特許行政を行うために構築された情報化システムである。そこで、特許庁は書面で受付られた全ての書面書類を電子化する目的で、特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月

に設立し、特許法に基づいて特許文書電子化機関として指定された韓国特許情報院に委託して電子化業務を運営している。電子化センターの主要業務は出願書、中間書類など特許庁に提出される全ての書面書類を電子化することである。

2) 推進内容及び成果

電子化対象書類は777種で、2011年には特許庁に提出された書面書類計7万3千件を特許ネットで活用できるよう電子化し、迅速かつ正確な審査・審判に寄与した。また、電子化エラー率を核心成果指標(KPI)として選定・管理しているが、電子化エラー率10.28ppm¹⁸を達成し、高品質の特許データを拡充した。特に、特許審判審決文の中に存在する個人情報の非実名化を推進したことで個人情報の保護強化にも大きく貢献した。

<図Ⅱ-4-2> 年度別電子化処理期間及びエラー率の状況



3) 発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットが開通して以来、

¹⁸ PPM(PPM, Parts Per Million)：百万率、電子化100万ラインのうち、エラーライン数

特許電子出願率は毎年増加の傾向にあったが、2010年、2011年には電子出願率が各々95.6%と95.8で95%台を維持していることから書面での出願も続くものと見られる。今後も電子化処理の所要期間の安定的な維持と無欠点電子化データの確保のために持続的な努力が必要と考えられる。特に、未公開特許文書を取り扱う側面で、先進化されたセキュリティー強化プロセスとシステムを構築していく計画である。

ハ.データ管理専門担当組織の運営

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

1)推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが安定し、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データのエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のために同専担組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託・運営している。専担組織は特許情報DB構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理業務を行っている。

2)推進内容及び成果

専担組織運営の初年度である2002年にはデザインカタログ、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化し、特許庁の検索及び特許ネットDBデータのエラー・漏れ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式を導き出し、データ整備のマスタープランを樹

立するなど、データ品質管理の基盤を構築した。また、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関としては初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関としては初めてデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一データ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年には、データ品質管理だけを専門的に担当する別途の組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理指針及び手続きを構築した。特に、特許庁データ品質管理規定(訓令第643号)を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定し、情報システム開発の際データ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布した。また、データ品質を重視する文化を定着させるため、定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化を図るため、EPOなど先進特許庁と国内役所及び民間銀行の情報化インフラをベンチマークし、2012年特許ネットⅢの開通に伴ってこれに最適化したデータ構造運営のためにデータ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を前年に比べて高めることができた。

＜表Ⅱ－4－5＞2011年度のデータ管理業務処理の状況

(単位:千件)

区分	データ品質管理	特許情報DB 構築	システム運営管理	特許情 報共同
----	---------	--------------	----------	------------

	検証式	BR 分析	検証式による データ整備	DB検証 及び 整備	国内	国外	公報 発刊	優先 権 交換	顧客 要請 処理	活用
実績	180	20	3,822	93	2,067	8,128	392	22	12	57,013

3)評価及び発展方向

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定した運営とデータ標準及び構造管理などの活動を行うとともに、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(Ownership)を付与して現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで全社的に品質を重視する文化を構築している。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体制を改善し、全社的なデータ品質統制管理が持続的に行われるようにデータ品質管理システムを高度化しつつ、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化することで世界最高水準の特許行政サービスの実現に向けた基盤を構築する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 行政事務官 キム・ジョンジャ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内知的財産を保護すると同時に特許多出願国家としての地位を高めるため、国内に出願された特許技術の内容を英文で要約した韓国特許英文抄録(KPA¹⁹)を発行している。発刊された韓国特許英文抄録は海外で韓国の特許技術を保護する

¹⁹ KPA(Korean Patent Abstracts)

上で先行特許技術調査及び技術動向把握のための資料として海外特許庁及び関連機関に迅速に普及している。

2005年10月WIPO PCT総会で韓国特許文献がPCT最小文献に含まれたことを受け、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約文及び代表図面で構成されている。

ロ.推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。1997年から特許3極(米国、ヨーロッパ、日本)が共同開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年度から国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大し、2010年にはKPAデータ標準を既存のSGMLからグローバルデータ標準であるXMLに変更し、2011年から登録特許の場合は先行技術調査文献情報を追加して提供している。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計412億ウォンを投入し、2011年に発刊した128,232件を含めて計1,711,725件の英文抄録を発刊した。

<表Ⅱ－4－6> 韓国特許英文抄録DBの構築状況

(単位:件)

区 分	1979～ 2001	2002～ 2004	2005～ 2007	2008	2009	2010	2011	合計
登録特許	177,052	20,237	62,254	36,679	14,543	12,503	16,470	339,738
公開特許	127,702	247,680	527,296	111,411	119,812	126,324	111,762	1,371,987
小計	304,754	267,917	589,550	148,090	134,355	138,827	128,232	1,711,725

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作して46の海外特許庁と国際調査機関、国立中央図書館など国内34の機関に無料で普及している。また、発刊された韓国特許英文抄録は誰でも無料で検索できるように特許情報検索サービス(www.kipris.or.kr)を提供している。

＜表Ⅱ－4－7＞韓国特許英文抄録の国内・外配布機関

区分		内容
海外 (46ヶ所)	特許庁 (39ヶ所)	日本、中国、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ブラジル、イタリア、キルギス、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	関連機関 (7ヶ所)	EPO、ARIPO、APCTT、WIPO、JAPIO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院
国内(34ヶ所)		国立中央図書館、韓国科学技術研究院、地域知識財産センターなど34ヶ所

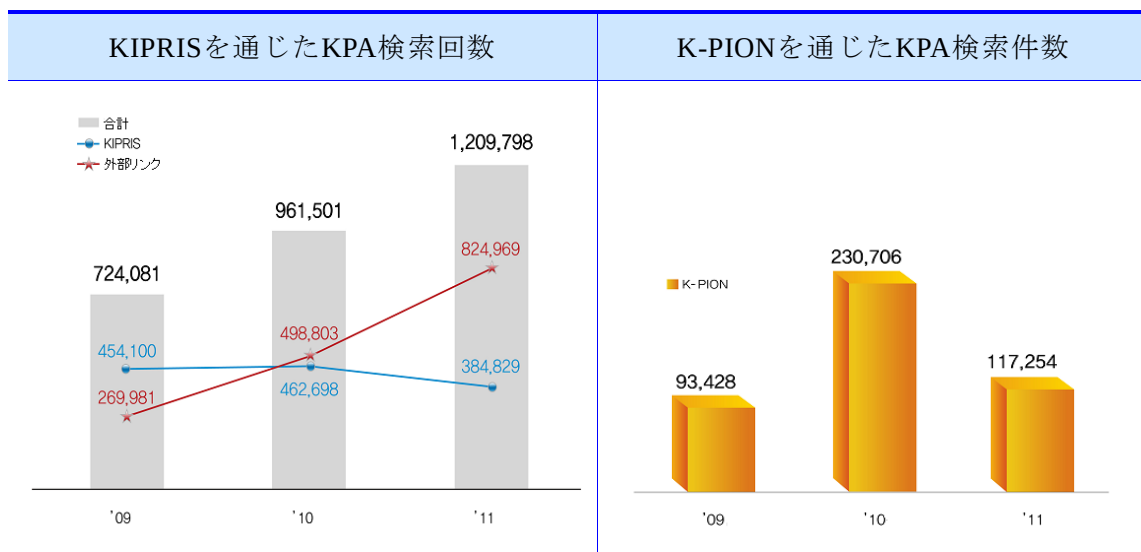
ハ．評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が注目され、グローバル特許紛争が激化している中、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなどの非英語圏国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊することで自国の特許を海外に普及するため取り組んでいる。

これまで韓国も海外審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国の特許公報に対する英文抄録を適時に発刊し、迅速に普及することで海外における韓国特許技術の保護に寄与してきた。今後も外国の審査

官が特許審査の際にKPAを積極的に活用して韓国特許技術を先行技術として引用できるようにKPAの効用価値を高め、検索の利便性を高めるためのコンテンツを拡大するなど持続的に努力していく計画である。

<図Ⅱ－4－3>最近3年間韓国特許英文抄録の検索状況



* 外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

3. 公報の発刊及び普及

情報企画局 情報管理課 電算事務官 キム・ゴンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明された技術内容を公に公開することで、発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月から世界初のインターネット公報サービスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧することができる。別途プログラムの設置が要らず、インターネット環境であれば閲覧可能にするためPDF文書タイプで発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、月2回DVDで製作され33の機関(国内10、海外23)に配布している。そして、検索DBにも搭載され、特許技術情報サービス(www.kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供されている。

ロ．推進内容及び成果

＜表Ⅱ－４－８＞2011年公報発刊件数

(単位:件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	公示送達	計
139,312	11,364	80,959	13,180	39,179	99,199	7,049	390,242

＜表Ⅱ－４－９＞インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位:名/件)

区分	2002～ 2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
加入人数	2,693	3,602	2,268	1,804	501	231	141	11,240
発送件数	947,701	687,700	876,027	862,113	1,007,156	900,248	802,714	6,083,659

2011年にはエアメールで公報DVDを普及する従来の方式から脱し、国内外の電子的なデータ提供体系を構築した。まず、中国特許庁にオンラインFTPサービスで産業財産権公報データを普及し、今後も持続的に中国以外の他の国にもオンラインFTPサービスで公報データを普及していく予定である。

ハ．評価及び発展方向

現在特許庁は発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野の最新特許技術情報を要する人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送信する「関心分野メールサービス」を実施している。2011年7月からは出願人に自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をEメールで予め通知する「公報発刊予告サービス」を導入した。また、12月には国民が公報サービスを利用する上でより判りやすく活用できるようにするため公報書式を改正するなどユーザーの利便性を高めるため努力した。

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通の拡大、ユーザーの利便性増進及び権益保護、さらには国家競争力を高めるために、国民に対して国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供するため引き続き努力を傾ける計画である。

第4節 電算設備の運営及び維持

1. 特許ネットシステムインフラの高度化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 イ・サンユン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化状況を見ると、2006年には災害、テロなど各種非常事態に備えた特許ネット災害復旧システムの構築を完了した。2007年には政府統合電算センターの発足に伴い特許ネットサービス及び災害復旧関連の主要電算資源を光州及び大田に位置する政府統合電算センターに移転・構築した。2009年には新規開発システムの事前検証のための特許ネット品質検証環境を構築し、2010年には老朽化した電算設備を大容量・高性能電算設備に交替・統合させ、通信設備の性能を改善した。2011年にはセキュリティー強化、業務効率性の向上のためにユーザーレベルの業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に変えた。

特許ネットインフラを物理的な構成観点から見ると次のとおりである。事務処理、電子出願、検索、審査など大半の特許情報システムは光州統合電算センターで稼動中であり、災害復旧センターは大田政府統合センターに構築されている。災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われているが、もし災害が発生した場合は4時間以内に自動で転換できる復旧体系を構築している。特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合セキュリティー管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなど運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

特許ネットシステムの開通以後、サービスの拡大及びユーザーからの多様なニーズ

に應えるため、電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安定性の強化、システムチューニングを通じた性能改善などを持続的に推進している。

ロ.推進内容及び成果

2011年には審査業務の生産性を最大に引上げるため、事務処理システムのバックアップ及び配置作業、メンテナンスなどに必要な時間を最適化することで特許ネットシステムの稼動時間を延長した。

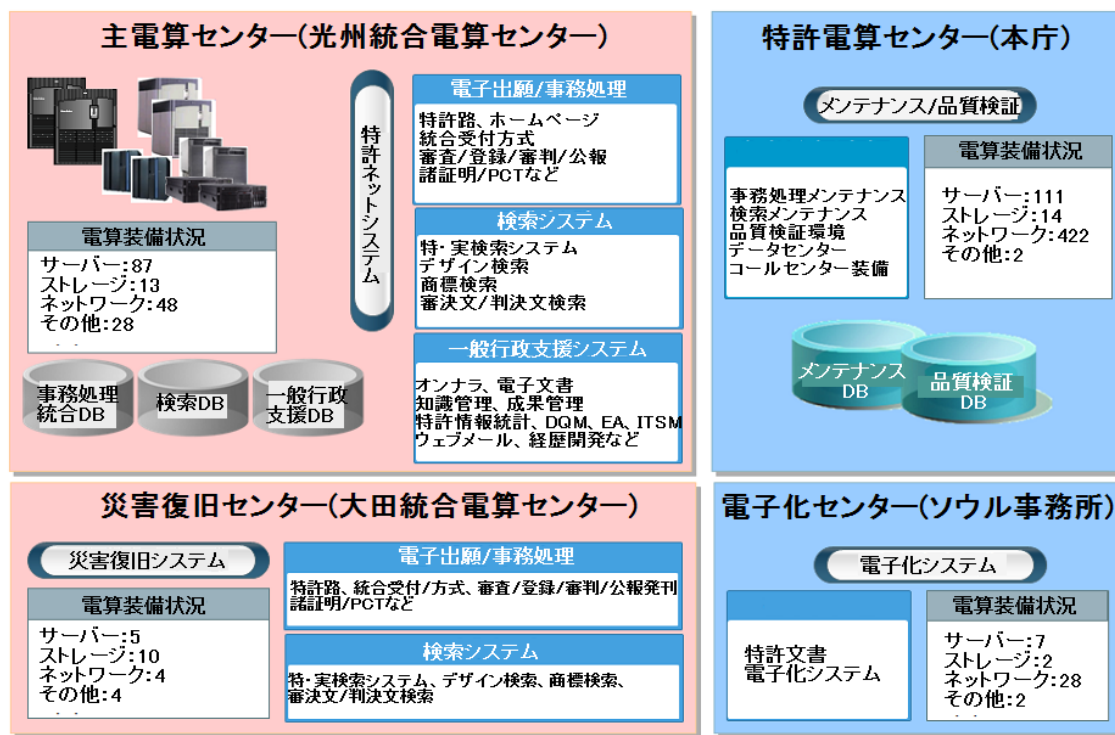
＜表Ⅱ－４－１０＞特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの 休日
従来の運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.02以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

＊休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

2011年に開発された3世代特許ネットのユーザー団インフラとしてサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を構築し、特許ネットデータのセキュリティー強化及びユーザーの特許ネット業務環境を改善した。また、サーバーレベルのサービス性能及び品質を高めるため、DB Query及びシステム運営環境改善、障害予防のための異常兆候モニタリング体系の構築、障害発生時の対応のための二重化及び災難復旧訓練などを実施した。その他にもインターネット電話の導入を通じた予算削減の努力も並行した。

<図Ⅱ-4-4> 特許情報システムインフラ構成図



<表Ⅱ-4-11> 電算設備の運用状況

区分	主要施設及び装備
*サーバー210台、ディスク26台 1,073TB、ネットワーク装備502台、バックアップ装備6台、ユーザーパソコン3,106台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	- サーバー111台(NTを含む)、ストレージ14台(Disk 10、SAN 4) - ネットワーク装備422台、バックアップ装備2台
統合セキュリティー 管制センター (特許庁、8階)	- 侵入遮断システム7台、侵入探知システム2台、統合リスク管理システム2台 - 電子出願認証システム1台 - その他セキュリティー装備(VPN、IPS、ContentsFilterなど)11台

光州政府統合電算センター	。サーバー87台(NT含む)、ストレージ13(Disk 9、SAN 4) 。ネットワーク装備48台 。その他28台(バックアップ装備3、JukeBox 2、侵入遮断システム10、侵入探知システム3、電子出願認証システム2、その他セキュリティー装備8)
災害復旧センター (大田政府統合電算センター)	。サーバー5台(NT含む)、ストレージ10(Disk 6、SAN 4) 。ネットワーク装備4台、その他4台(侵入遮断システム1台、侵入探知システム1台、電子出願認証システム1台、その他セキュリティー装備1台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	。サーバー7台(NT含む)、ストレージ2(Disk 1、SAN 1) 。ネットワーク装備28台、その他2(バックアップ装備1、統合リスク管理システム1)
特許行政用ユーザー パソコン及びプリンター	。パソコン3,106台(ノートパソコン139台を含む) 。プリンター417台、スキャナー127台、バーコードリーダー/プリンター85台

ハ. 今後の発展方向

2012年には3世代特許ネットサービスが1月から新規運営が予定されているため、ユーザーが体感する性能の最適化、障害予防活動及び障害対応訓練の強化、電算資源の再配置などを通じた活用度増進及び予算削減などの活動を強化する計画である。

ユーザーが肌で感じる性能を最適化するためにサービス提供領域別(サーバーレベル、ネットワークレベル、ユーザーレベル)に性能チューニングを行う予定である。また、障害の予防・早期探知・探知時の迅速な措置のためのサービス管制体系を構築・運営する予定である。

電算インフラの拡充・改善では3世代特許ネットインフラを増設し、老朽化した電算資源を交替する計画である。また、電算資源の再配置を通じた利用効率性を高め、

二重化構成の拡大を通じた一般行政及びユーザー向け共有システムの安定性向上、インターネット電話の2段階導入などを通じた予算削減及びサービス品質の高度化などを行う予定である。

2. ユーザー支援顧客満足度の向上

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンタなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速・正確なサービス支援を行うことでユーザーの不便を最小化する役割を担当している。

＜表Ⅱ－4－12＞年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
障害受付及び処理	30,961 件	33,200 件	35,003 件	32,253 件	32,654 件
訪問サービス	3,066 件	3,714 件	3,753 件	2,899 件	2,914 件
在宅勤務支援	2,339 件	1,546 件	1,353 件	1,463 件	1,648 件
集中支援サービス		167 名/ 572 回訪問	253 名/ 795 回訪問	250 名/ 743 回訪問	389 名/ 1,117 回訪問

ロ.推進内容及び成果

性能・機能改善、障害予防など最適な電算事務環境を提供するためユーザー支援チームは現場の顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。また、随時懇談会を開催して運営者の立場ではなく顧客の

立場から感じる不便などを把握して改善するよう努力した。

このようにして集められた意見を事務用電算装備・SWの購入及びサービス支援計画に積極的に反映・施行した結果、庁職員を対象にした顧客満足度評価で2010年下半期82.53点から2011年下半期には歴代最高点である85.65点を獲得し、ユーザー満足度の向上及びサービス品質の向上という二つの目標を同時に達成した。

ユーザー電算環境に大きな変化をもたらすものと見られる3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー基盤コンピューティング)システムの開通に向けた事前準備として、2011年優先的に24インチワイドモニター254台を購入し、審査官を中心に支援すると同時に、425台の老朽化したパソコンなどを交替・設置して業務効率性を高めた。

ハ．今後の発展方向

2012年には最高のユーザー電算環境を提供することを目標に、庁内のアンケート調査及び顧客ニーズの常時反映などを通じて改善策を樹立・施行する予定である。また、SBCシステム性能の高度化及び耐用年限が過ぎた事務用電算装備(パソコン500台及びモニター1,000台)を最新装備に切り替えて業務効率性を高める計画である。

一方、対象顧客(職員)の増加、最新IT技術による障害類型の多様化に伴い、障害処理のための熟練技術がさらに求められるようになり、ユーザーのニーズに応えることがますます難しくなっている。そこで、この問題を解決するためにユーザー支援チームでは関連IT技術を習得するための自主セミナーを毎月開催し、障害対応能力を高めていく予定である。

同時に、顧客には集中支援サービスの対象拡大、アフターサービスの強化、障害分析システムの活用を通じたオーダーメイド型顧客サービスの実施などで、サービス品質を高めるための様々な努力を傾けていく予定である。

2012年にはこのようなユーザー支援サービスの多様な努力を通じてユーザーの満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護体系の強化

情報企画局 情報基盤課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年に365日24時間体制のセキュリティー管制センターを構築し、2006年12月に中央行政機関としては初めて情報保護関連の国際認証であるISO27001を獲得した。そして、2009年特許庁侵害事故専担対応チームの発足など、情報保護を強化するための多様な管理体系及び最新のセキュリティーシステムを構築・運営してきた。その結果、2009～2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2007～2011年5年連続で国家情報院主管の「情報保安管理実態評価」で最優秀機関に、2008～2011年4年連続で行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」で最優秀機関として選ばれるなどの目に見える成果を達成した。

2011年にも行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、政策、組織、技術など情報保安各分野が有機的に連携できるよう多角的な努力を段階的に遂行した。

ロ. 推進内容及び成果

第一、庁職員の情報保護認識を高め、サイバー侵害事故に対する対応プロセスを熟知させるため、庁職員を対象にしたハッキングメール通報訓練、保安担当者の侵害事故対応プロセス点検訓練など自主的にサイバー危機に対応した統合訓練を実施した。また、最近多角化しつつあるサイバー侵害類型に効果的に対応するため、既存の運営中の侵害事故対応プロセスを細分化・多角化することで発生し得る侵害事故に対する対応体系をさらに強化した。

第二、9月30日に新しく施行された「個人情報保護法」に備えて住民番号が保存されているデータベーステーブル全体を対象に暗号化を拡大・適用し、これを通じて個人情報保護体系をさらに改善した。また、個人情報を収集する全ての書式及び関連ホームページ画面に対する事前点検を通じて収集目的が不明確であったり、不必要な個人情報項目に対する削除及び変更作業を進め、そのために「特許法施行規則」など関連法令の改正作業を行った。

第三、2011年に発生した3.4DDoS攻撃と金融圏保安事故を契機に特許庁も運営及び保安体系に対する事前点検の必要性が浮上した。そこで、保安コンサルティング事業を通じて特許ネットシステム全般に対する安定性点検を行った。保安コンサルティング事業ではISMS(情報保護管理体系)に基づいて特許ネット運営全般に対する情報保護水準を測定し、不備点を見つけ出し、各不備事項に対しては改善策を講じて適用した。また、主な内・外部システムを対象に保安脆弱性を点検して措置を取ることでシステムの全般的な保安水準を強化した。

最後に、3世代特許ネットシステムのユーザーレベルインフラとしてクラウドコンピューティングの一種であるサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を構築したが、これを通じて全ての特許文書がサーバーに保存される構造を持つ。これを通じて特許情報の流出をシャットアウトできるなど保安性が一層強化された。

特許庁はこのような多角的な努力の結果、2009～2010年2年連続で情報保護と関連して大統領機関表彰を受賞した。また、国家情報院が主管する「情報保安管理実態評価」と行政安全部主管の「個人情報保護水準診断」でも連続して1位を維持するなど政府機関の中では最高の情報保護体系を構築・運営していると評価されている。

ハ．今後の発展方向

特許庁はこのような評価結果に満足せず、ますます知能化・多角化しつつあるサイバー攻撃に効率的に対応できる様々な対応体系を持続的に樹立することで、顧客の大

切な特許情報が安全に保管されるよう最善を尽くしていく予定である。

第5章 成果主義文化の内在化及び変化管理活動の推進

第1節 成果主義文化の内在化

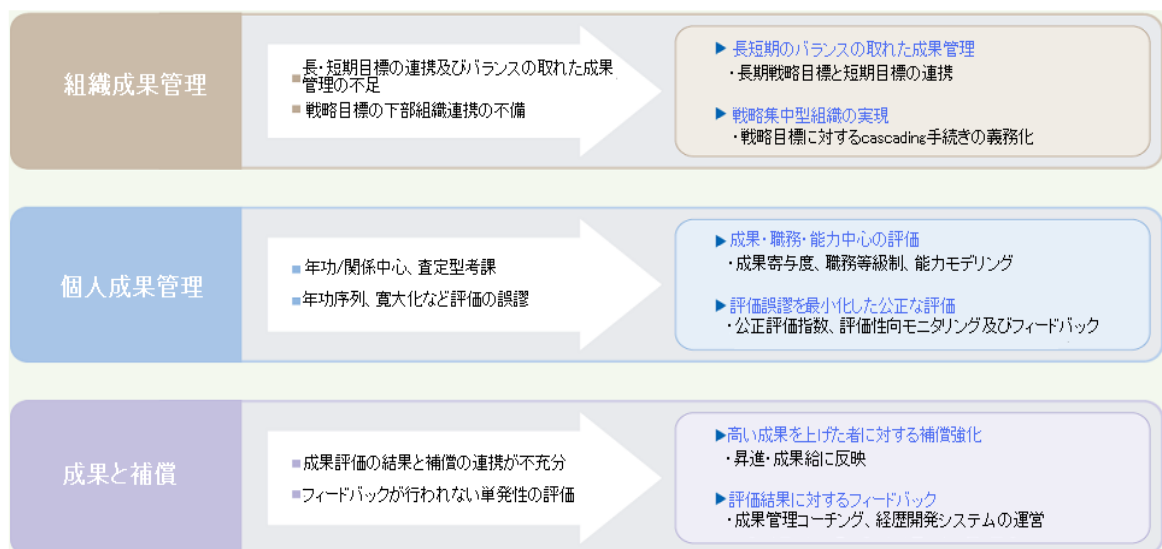
1. 特許庁成果管理制度の概要

企画調整官 成果管理チーム 行政事務官 ソル・ミンスク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2005年に組織成果と個人成果を有機的に連係し、組織と個人の共同発展を図るとともに成果に伴う責任を強化するため、成果と補償体系を連係した成果管理システムを導入して以来、責任運営機関に適した成果管理制度の定着のために、成果契約制度、職務等級制度、能力モデリングなどの成果管理制度を順次的に導入した。

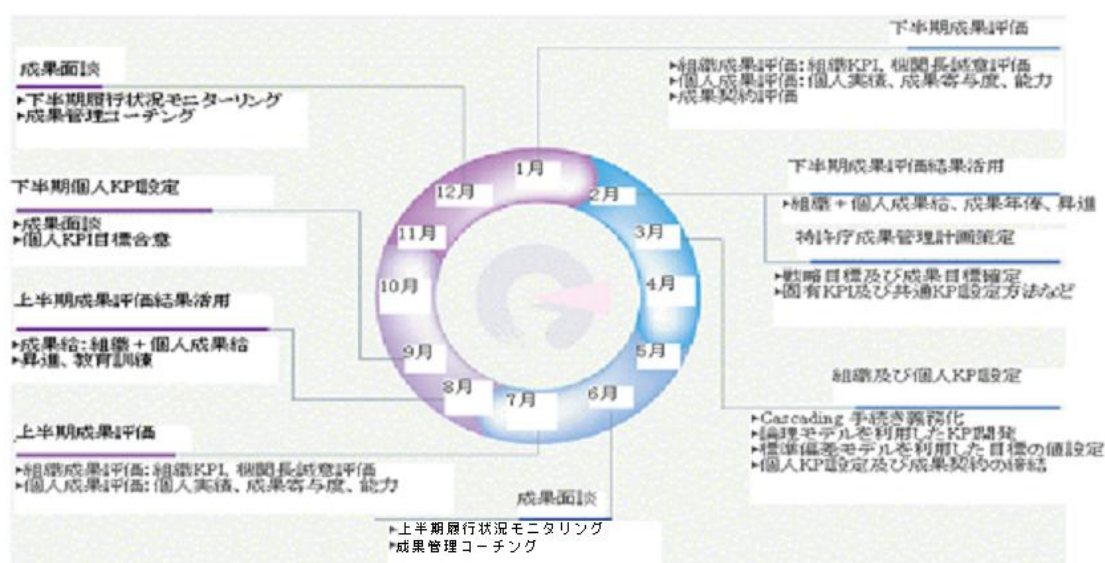
＜図Ⅱ－5－1＞特許庁成果管理システムの特徴



ロ. 推進内容及び成果

特許庁の成果管理システムは毎年成果管理計画を策定し、庁全体のミッションとビジョン、戦略目標及び成果目標を設定した後、これを局・課単位の組織成果管理及び個人成果管理に展開させ、履行状況を点検し還流する構造の成果管理サイクルを形成している。

＜図Ⅱ－5－2＞特許庁BSC成果管理のサイクル



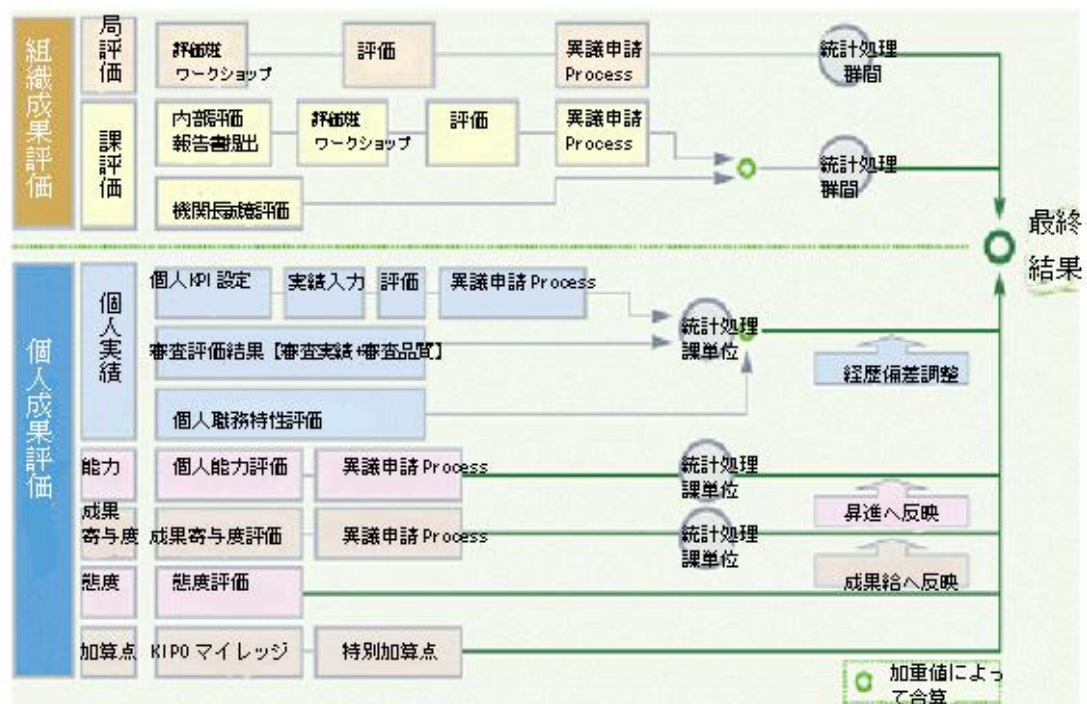
組織成果管理は、全職員が共通に達成しなければならない共通KPI、部署の主要業務を代表する固有KPIで成り立ち、KPIで設定することが困難な業務に対しては機関長の定性評価で補完している。

個人成果管理は、個人KPI、能力、成果寄与度などで構成されている。具体的に、部署員は部署長との成果面談を経て個人KPIを設定し、経歴開発の計画を立てる。課長級以上は上級者と成果契約を締結することになる。そして、成果評価と職務等級制度を連係した職務中心の成果管理制度を指向し、職級別に重要度及び困難度が高い職務遂行者に対しては、一定の職務値を付与して成果評価にインセンティブを付与している。

このような個人及び組織の成果評価結果は、課長級以上は成果年俸及び成果契約評価、4・5級以下は成果賞与金及び昇進評価など報酬と人事の部分に直接的に関係し、成果管理における強力な誘因を提供している。

特に、特許庁の成果管理システムは組織成果を個人の成果と連係しているので、高位職であるほど組織成果に対する反映の比重が高く、組織成果に対する責任を強くしている。

＜図Ⅱ－5－3＞特許庁の成果評価運営体系



ハ．評価及び発展方向

特許庁は、BSCに基づいた成果管理制度の導入以来、職員との意見収斂を通じた持続的な制度改善の努力により、責任運営機関の実情に符合する成果管理制度を定着してきた。その結果、部署全体を対象にした成果管理能力、成果管理文化、計画及び還流など、成果管理の全般的な水準を評価する国務総理室の成果管理水準診断において

2008年は「発展段階」、2009年と2010年には最高水準の「成熟段階」として大統領表彰を受賞するなど、対外的にも高い評価を受けた。

今後も成果管理制度を通じて、対内的には持続的な成果創出のための動機を誘導し、対外的には特許行政の透明性と責任を強化して競争力のある機関として生まれ変わるよう積極的に制度を運営していく計画である。

2. 成果主義文化の定着

企画調整官 成果管理チーム 行政事務官 ソル・ミンスク

イ. 成果主義への認識転換

特許庁は2005年に成果管理制度を導入した後、年功序列などの評価慣行を改善するために、幹部級及び一般職員を対象に持続的なコミュニケーションチャンネルの構築及び制度の補完を通じて、順次に成果主義に対する認識を切り替えてきた。

特に、成果管理制度の運営に対し、実質的な責任がある部署長の認識向上及び変化を導くために、定期的なワークショップ及び教育を実施し、成果管理の履行程度をモニタリングするなど、認識転換のための努力を持続的に傾けてきた。

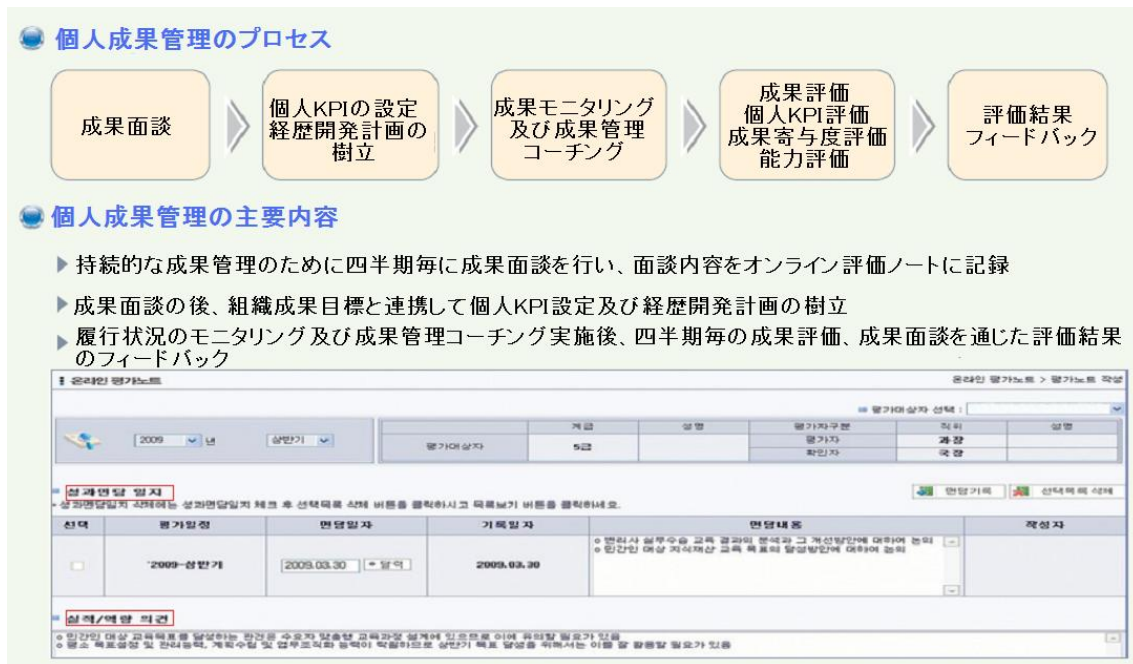
ロ. 成果主義文化の定着のための努力

特許庁は、成果主義が組織文化として内在化することができるように、職のレベルに適合した成果管理の履行手段を構築した。

まず先に、部署長と部署員間の四半期別の成果面談運営を、全職員が履行しなければならない共通指標として設定し、成果管理の履行を制度化した。成果面談を通じて部署長は部署員に対して成果向上のための助言及びコーチングを行い、これを通じて

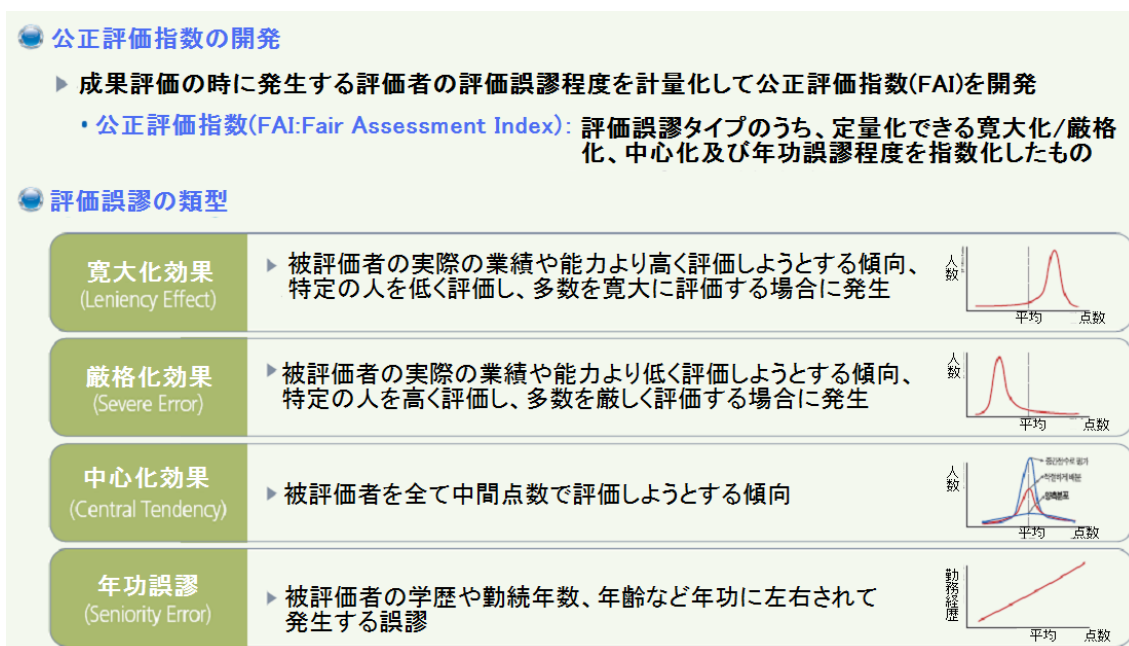
部署員の個人成果目標及びKPIが設定され、成果評価の結果に対するフィードバックが提供できるようにした。

＜図Ⅱ－5－4＞個人成果管理の主要内容



次に、公正な評価文化の定着のために、評価時に発生する寛大化及び厳格化、年功誤謬程度を指数化にした公正評価指数を開発して評価者に提供した。評価者は評価前・後の公正評価指数を通じて自分の評価傾向を認知することになり、評価ミスを最小化することができるようになった。

＜図Ⅱ－5－5＞ 公正評価指数



一方、中間管理者の成果管理リーダーシップを向上するために、半期別に成果評価能力強化ワークショップを実施し、評価制度に対する理解を高め、職員に対するコーチング能力などを向上できるようにした。また、半期別の成果管理リーダーシップ診断により、部署長の成果管理プロセスの履行を促して成果管理の文化が定着できるようにしている。

ハ．評価及び発展方案

特許庁は、成果管理制度の導入と共に、成果主義の安定的な定着及び職員の受容度の向上のために多様な制度を併行してきた。今後も成果面談及び成果管理コーチングなどをより活性化して成果管理に対する職員の共感を呼ぶとともに、成果管理の文化を内在化することができるように努力を傾けていく予定である。

第2節 変化管理推進

1. 提案活動の活性化

企画調整官 行政管理担当官室 行政事務官 キム・ジョンシク

イ. 推進背景及び概要

一人の創意的な人材が数万人の雇用を創出できる創造経営の時代において、企業競争力の源泉として創造力に対する関心は政府機関も例外ではない。知的財産をリードする主務機関である特許庁も国家競争力を強化するとともに国民の暮らしの質を高めるため、「21C知的財産先進一流国家の実現」という組織ビジョンを設定し、国民が信頼して気楽に利用できる特許行政制度を構築するために努力している。

このような制度改善の推進背景には、国民が特許行政サービスを利用する過程でその制度改善の効果を直接肌で感じなければならぬため、国民の声に耳を傾けるシステムとして国民提案制度を運営している。また、職員がこれまで現業に従事しながら経験した制度の不十分なところを改善しようとする努力を反映し、公務員提案制度も同時に運営している。

このように提案制度は特許庁の政策が正しい方向に進んでいるかどうかに対して国民の意見を収集する窓口としての役割を果たしている。さらに、国民及び内部職員の無形のアイデアが無駄にならずに制度化することで、予算削減や国民に対する行政サービスの品質向上につながり、国家競争力を強化する上でも大きく貢献している。

しかし、政策コミュニケーション活性化及び行政効率性の向上に寄与する提案制度がシステム的には素晴らしいとしても、自由にアイデアが出せる環境が構築されていなければ名ばかりのものになってしまう。特許庁では国民がいつでも自由に政策提案ができるように、インターネット国民申聞鼓(<http://www.epeople.go.kr>)提案コーナーを通じて随時提案を受け付けている。また、時宜を得た政策課題を発掘するため、別途

に提案公募制度を運営している。

ロ．推進内容及び成果

1)提案制度の運営

まず、特許庁では国民との政策コミュニケーション活性化の窓口構築及びアイデア発掘のために提案公募を活性化した。知的財産先進一流国家の実現に向けて知的財産権分野で公正な競争と衡平な機会を保障する公正な社会を実現するため、国民・公務員提案特別公募を行った。その結果、零細事業者の先使用商号と登録商標との衝突を緩和するための方策が検討され、制度改善課題に反映して推進中である。また、知的財産権教育から疎外されてきた障害者及び障害者教育教師を対象に訪ねていく知的財産権教育課程を設けて、知的財産権の創出・保護・活用に対する障害者たちの認識を高める土台を構築した。

また、発明に対する国民全体の認識を高め、知的財産に親しみを感じる社会基盤を作るため、毎年5月発明の月を「提案強調の月」と指定した。また、特許庁分野全体に対する新規政策及び業務改善アイデアを発掘するため、国民・公務員を対象に提案公募を実施した。特に、発明雰囲気の拡散を目指した提案特別公募では、優秀提案選定の際に国民と公務員の提案をそれぞれ区分して授賞することで、国民が特許行政サービスの改善に積極的に参加するよう働きかけた。その結果、デザイン保護法など法令改正事項及び手数料納付を便利にするためのシステム改善事項など様々な分野で実行可能で波及効果の大きい高品質の提案が採択された。

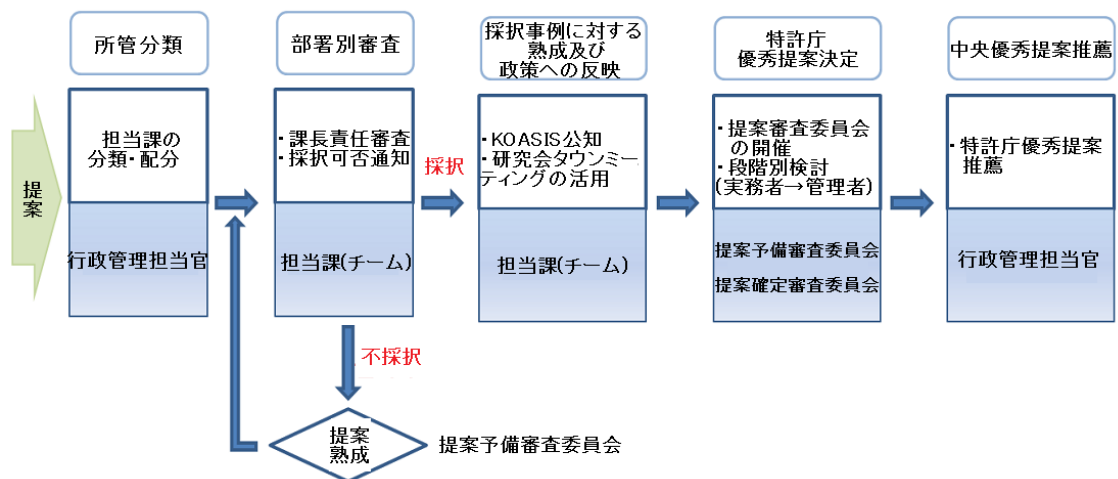
一般国民を対象に運営する提案公募の他にも現場の部署では所管業務を改善するために需要者及び専門家を対象にテーマ型公募提案を別途実施した。商標・デザイン分野法令の不備な点を改善し、商標・デザイン権利の活用及び事業化の促進に向けた新規政策を発掘するため、弁理士、企業人など政策専門家を対象に提案公募を実施した。また、庁内における知識の創出・共有・活用など知識活動の活性化及び知識管理の充実を図るため、知識需要者である庁職員を対象に提案を公募した。

そして、提案特別公募が単発で終わることを防止し、公務員自ら持続的に制度を改善する努力を続けるように、2011年下半期には職員が自分の業務を創意的に改善する1人1アイデアを提案する「My Job Ideaキャンペーン」を展開した。職員が自分の業務と関連した問題点を把握して改善事項を提案すると、課長の責任下で課内の構成員間でアイデアの実現可能性、妥当性、効果性などに対し討論を行い、アイデアを補完・熟成する過程を経た。この過程を通じて課内の懸案事項及び当面課題に対し構成員間で共通認識を形成することができ、コミュニケーションの活性化を通じた組織文化の発展にも寄与した。

2)提案プロセスの改善

提案制度が政策コミュニケーション活性化及び行政サービスの品質向上の機能を充実に果たせるためには提案者の自発的な参加も重要であるが、現場の声にオープンな態度で耳を傾けて業務を改善しようとする提案採択審査者の意思も重要である。特許庁では大切なアイデアが提案処理担当者の無関心によって無闇に捨てられることなく、改善効果が現れるように提案採択審査段階から実施完了段階までのプロセスを定立・保管して施行している。

＜図Ⅱ－5－6＞提案制度の運営プロセス



第一、提案に対して実務者が検討して採択可否を決める方式から、担当課長責任の下で提案の受付から結果通知までの過程全体を課長(チーム長)の責任の下で管理するようにすることで、提案採択審査の信頼性を確保した。採択されなかった提案に対しては提案者が再審を要請することが可能で、再審要請があった提案については提案者、担当部署長及び行政管理担当官が参加した上で、共同審査を行うようにした。第二、これまで提案制度を運営する過程で蓄積された不採択提案の中から、実現可能性及び活用性の高い提案を選別し、熟成及び再審査の機会を与えることで、大切なアイデア資源が無闇に捨てられることを防ぎ、創意的なアイデア発掘の負担を減らした。第三、優秀提案者に対する褒賞のみならず、所属職員の提案受付率、採択率、引用率など部署提案活動評価指標を構築して優秀部署に対しても授賞することで、提案を活性化する環境を作った。特に、優秀提案に対する褒賞金も一律支給する方式から脱し、アイデア評価会議を開催して局長クラスの審査委員が提案事例別に褒賞金を各々確定することで、提案の品質水準に合った差等補償が行われるようにした。

＜アイデア評価会議＞

- ・ (評価委員)次長(委員長)及び補職局長(11名)
- ・ (アイデア評価)提案事例発表後、評価委員は割当てられた褒賞金限度内で提案事例別に自由にファンディング
- ・ (優秀提案選定)提案別にファンディングを受けた報奨金合計順位によって優秀提案等級を決め、ファンディング受けた金額で褒賞

ハ．評価及び発展方向

公正社会実現に向けた提案公募、発明の月の提案公募などテーマ別公募提案を通じて国政懸案及び特許庁の主要政策に対して国民と触れ合う機会をもち、不採択提案に対して提案熟成及び再審機会を与えることで、大切なアイデアが無闇に捨てられることを防止した。また、提案制度を介して課構成員間で双方向のコミュニケーションが活発に行われるようにし、庁内の懸案事項及びビジョンに対して職員全体のコンセン

サスを得るとともに、職員の創意的な問題解決能力を高める機会を得た。

2012年度も社会的弱者に対する支援など共同発展に向けた政策課題を発掘するため、職員が日常生活の中から感じた不都合なことに対して公募提案を実施する計画であり、業務改善に向けた創意的な提案活動が持続的に行われ、国民が先進化した特許行政サービスを肌で感じられるよう、提案制度を活性化していく計画である。

2. 創意実用的な組織文化活動の展開

企画調整官 行政管理担当官 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は2006年に企業型の中央責任運営機関に切り替え、成果主義の経営に突入した。徹底した成果管理システムの導入及び成果による報酬支給などの成果中心の個人別・組織別評価が行われた。しかし、このような急速な変化とは対照的に、組織文化に成果主義はなじまず、行き過ぎた競争により共同体意識の弱화가懸念された。そこで、特許庁は組織内の協力とコミュニケーション文化を実現しつつ、個人の創意能力開発も同時に実現できる変化管理活動を展開することにした。

ロ. 推進内容及び成果

1) 変化管理ワークショップ

特許庁は成果主義及び業務専門化による部署間の壁と疲労感を緩和し、創意実用的な組織文化に対する構成員間のコンセンサスを得るためのプログラムとして、交流・コミュニケーションを目指した「変化管理ワークショップ」という変化管理教育を施行した。

変化管理ワークショップは「Best20ワークショップ」と「ブラウンバック・ワークショップ」で運営された。「Best20ワークショップ」は成果評価で上位の20部署を対象にして行われたが、従来1泊2日のオーソドックスなワークショップから脱皮し、各部署が創意性開発訓練、新規業務発掘セミナー、チームワーク強化訓練などワークショッププログラムを自ら設計させることで、自律的な創意実用能力の涵養を図った。また、「ブラウンバック・ワークショップ」は昼食時間を活用して局職員間のコミュニケーションと調和を促すワークショップであり、計11回(局10、所属機関1)にわたって計1,490名が参加した。このようにコミュニケーションを強化し、自律的な参加文化を作るためのワークショップを実施した結果、大多数の職員から高い満足度と創意的かつ実用的な教育という評価を得た。

2) 3庁舎アカデミーの実施

公務員の変化管理教育に新しい変化の風を吹き込み、効果的な教育を行うため、大田(テジョン)庁舎の入居機関と共同で様々な分野で成功した有職者らを招請し、市民とともに講演を聞く「3庁舎アカデミー」を開催した。

第1回目の3庁舎アカデミーは2009年8月、「躊躇うことのない挑戦、情熱と夢」というテーマで登山家のオム・ホンギル隊長を招請し、ヒマラヤ登頂に向かったチャレンジ情熱とリアルな経験を共有することから始まった。

2011年は計7回にわたって3庁舎アカデミーを開催し、参加を希望する住民は事前予約がなくても入場できるようにした。住民にともに参加できる機会を与え、社会懸案に対する認識、チャレンジ精神及び共感を得る契機を作り、公職社会教育に新しい幕を開けたという評価を得た。

＜表Ⅱ－5－1＞3庁舎アカデミーの開催状況

区分	招請有職者	講義のテーマ
----	-------	--------

1回(2009.8.6)	登山家 オム・ホンギル	躊躇いのない挑戦、情熱と夢!
2回(2009.9.8)	ボクサー ホン・スファン	最も苦しい時期を機会に変えろ!
3回(2009.10.17)	国立癌センター院長 イ・ジンス	癌、考えを変えてこそ勝つ
4回(2009.12.15)	医師、経済専門家 パク・ギョン Chol	健康な資産管理の原則
5回(2010.2.10)	変化管理ミュージカル公演	心を動かす料理人
6回(2010.3.25)	「チョンガクネ八百屋」イ・ヨンソク	成功秘話
7回(2010.4.26)	「ウォナンソリ」監督 イ・チュンニョル	映画、人生、そして疎通
8回(2010.5.24)	コメディアン チョン・ジェファン	美しい言葉環境を夢見る
9回(2010.6.21)	マラソンランナー ファン・ヨンジョ	汗は絶対に裏切らない
10回(2010.7.19)	漢方医師 キム・ホンギョン	太極旗に盛り込まれている健康哲学
11回(2010.9.10)	前ワールドビジョン国際救護チーム長 ハン・ビヤ	地図の外へと歩け!
12回(2010.10.20)	「勝つ習慣」の著者 ジョン・オクピョ	1等組織作り-勝つ習慣
13回(2011.1.27)	チョ・インソンと空軍軍楽隊	チョ・インソンと空軍軍楽隊公演
14回(2011.3.31)	サンジ大学韓医科学大学教授 キム・ミョンドン	韓国の伝統韓医薬で健康を守ろう!
15回(2011.5.24)	文化財庁庁長 チェ・グァンシク	法古創新
16回(2011.6.15)	国立バレエ団	解説付きのバレエ公演
17回(2011.9.8)	大韓アーチェリー協会専務理事	挑戦と情熱のリーダーシップ

	ソ・ゴウォン	
18 回(2011.10.25)	民族文化コンテンツ研究院長 パク・ジェヒ	古典から学ぶわが人生のモメントム(泰山に登れば天下が見える)
19 回(11.11.22)	中央公務員教育院長 ユン・ウンギ	より大きな大韓民国、考えのフレームを変えよう!

3) マルチメディア知識コンテンツ教育サービス

社会全般の多様な最新トレンド及び主要 이슈などの情報を習得することで、創意的政策能力を育成するため、庁職員にマルチメディア知識コンテンツ教育サービスを提供した。マルチメディア知識コンテンツ教育サービスは定形化した教育ではなく、自分の関心分野に対する様々な知識を受講者に提供するオンライン学習環境であり、受講者の98%が満足を示し、97%が自己啓発及び業務全般に有用であると評価した。

また、制度的には職員の自発的な学習を奨励するため、毎月の学習状況をチェックし、月120分を履修できなかった職員に対しては受講権利を回収し、学習希望待機者に受講権利を与えるなど、誠実な学習履修を促す措置を取った。

2010年は計460人に教育サービスを提供し、2011年には業務用パソコンのみならず、家庭用パソコン・スマートフォン・タブレットパソコンなどを通じて受講できる教育サービスを提供した。

4) ハッピーリーディング

知識基盤社会の発展、知的財産基本法の制定など知的財産の重要性が増大していることから、特許庁には知的財産関連政策をリードする主務機関として構成員の創意能力の強化が求められるようになった。最近多数の地方自治体及び公共機関では読書を通じて必要な情報と知識を習得する読書経営を推進することで、個人の自己啓発及び

組織の知識競争力を確保している。

特許庁は2011年度から図書マイレージを提供するハッピーリーディングプログラムを実施し、構成員の専門知識習得及び創意的な政策能力を高めた。また、書評登録及び有名著者の特別講義の開催(年2回)を通じて創意実用読書活動を共有・拡散した。

ハッピーリーディングプログラム参加者の82.55%がプログラムに満足を示し、80.21%がハッピーリーディングが変化管理精神の向上に有用であると評価した。

5)知的財産都市の探訪

特許庁は職員の帰属意識とプライドを高めると同時に、業務の効率性を高めるため、構成員が仕事と家庭で発展する家庭を配慮した変化管理活動を展開した。

2011年から実施した家族と同行する知的財産都市探訪は安東、全州など知的財産都市の知識経営の事例を見学・体験するプログラムとして運営された。家族と共にする知的財産都市探訪は職員のみならず職員家族の特許庁に対する理解を高めて共感を得ることに貢献した。また、創意提案活動優秀者、組織活性化への寄与者を対象に行うことで成果主義経営を実現した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は1年間組織構成員の協力・疎通を強化し、自発的な参加を促す変化管理プログラムを推進することで、政府の主要国政方向である創意実用的な組織文化を作る上で大きく寄与した。参加者が自律的に設計・選択して教育を受ける「変化管理ワークショップ」、住民と共有する「3庁舎アカデミー」、組織及び構成員の創意能力の涵養を目指した「マルチメディアコンテンツ教育サービス」と「ハッピー・リーディング」など変化管理のための様々な教育とプログラムを通じて変化管理精神を拡散した。

特許庁の変化管理活動の目標及び運営方向は、構成員自らが自発的に参加する教育環境を作ることによって、構成員全体が創意・実用的な価値を自ら理解・実践し、組織成果を最大化することである。このような運営方向は特許庁固有の組織文化の定着及び構成員の帰属意識・プライドの向上に貢献すると期待している。また、今後変化管理教育と組織文化活動の持続的な推進を通じて知的財産政策をリードする主務機関としての特許庁のプレゼンスも高くなるものと期待している。

第6章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

知的財産権が国家競争力の核心要素として登場したことから、グローバル競争社会に対応できる政府レベルの知的財産政策推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月大韓商工会議所など17の民間団体とともに「知的財産強国推進協議会」を構成し、知的財産分野初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を政府と企業そして市民社会に提示した。引き続き2009年7月には知的財産政策を本格的に国家アジェンダ化するため、13の省庁と共同で「知的財産強国実現戦略」を樹立し、大統領主宰の国家競争力強化委員会に報告した。

国家競争力強化委員会の報告を契機に、国務総理室に知的財産政策協議会と知的財産戦略企画団が設置され、知的財産政策が特許庁など一部省庁だけの政策ではなく、政府レベルの政策として発展することとなった。以後特許庁は知的財産政策協議会及び知的財産戦略企画団と緊密な協力の下で、知的財産基本法の制定、国家知的財産委員会の設置、第1回国家知的財産基本計画の樹立など、国家知的財産政策の基になるインフラの構築に努めた。また、今後も新しい知的財産イシューを持続的に発掘し、政府全体の協力の下で政策化し、韓国が21世紀知的財産強国として跳躍できるよう努力と支援を惜しまない計画である。

第2節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

1. 推進背景及び概要

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中し、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

伝統的に特許を重視する米国は2008年「Pro-IP」法と呼ばれる「知的財産のための資源・組織の優先化法」を制定し、ホワイトハウスに知的財産執行調整官を設置した。日本は2002年小泉総理が自分の政府を「知的財産内閣」と命名し、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部を設置すると同時に、本人が本部長に就任するなど知的財産立国を宣言した。最近恐ろしいスピードで急成長している中国も2008年国家知財権戦略綱要を樹立し、2009年全人代では知的財産戦略を国家3大発展戦略の一つとして採択した。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要であった。

2. 推進内容及び成果

特許庁は国家的なコンセンサスを得るため、2009年産・学・研の指導者たちを集い「知的財産強国推進協議会」を発足させ、産業界、学界、市民団体などの志を一つにまとめて「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を構築した。これを契機に国家競争

力強化委員会で「知的財産強国実現戦略」が採択され、「知的財産政策」が国家アジェンダとなった。

2010年は国家的なアジェンダとして浮上した知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた元年とも呼べる。特に、国務総理室に「知的財産政策協議会(議長：総理室長)」と事務局である「知的財産戦略企画団」が設置されたことから、国家レベルでの知的財産政策が本格的に動き始め、知的財産基本法の制定案を18の省庁が共同作成して国会に提出するなど、国家レベルでの知的財産戦略の推進に向けた意義深い一歩を踏み出すことができた。

2011年は国会に提出された知的財産基本法を制定し、知的財産に関する政府レベルでのマスタープランである第1次国家知的財産基本計画を樹立した。また、国家知的財産戦略の推進における司令塔である国家知的財産委員会を発足させることで、韓国も名実共に知的財産強国の実現に向けた制度・行政的な枠組みを構築した記念すべき1年であると言える。まず、国務総理室など関係機関との協力の下で、国会常任委員長(政務委員会)及び両党幹事と直接会って協力を求めるなど総力をあげた結果、4月臨時国会で反対票無しで知的財産基本法が通過し、発明の日に合わせて5月19日制定に至った。また、特許庁は知的財産基本法の制定を記念し、知的財産中心の新しい国家発展戦略を議論するため、国務総理及びWIPO事務総長など国内外の主要人物を招いて知的財産戦略国際セミナーを開催した。そして、知的財産基本法の施行に合わせて7月には大統領所属機関として国家知的財産委員会が発足し、国家知的財産委員会は20余りの関係省庁と16の広域自治体と共同で今後5年間知的財産分野のマスタープランである第1次国家知的財産基本計画を11月に樹立・議決した。第1次国家知的財産基本計画は5大政策方向(知的財産の創出、保護、活用、基盤、新知的財産)、20大戦略目標、55の成果目標、133の管理課題の体系で構成されているが、今後5年間計10兆2千億ウォンの財源を投資することを骨子としている。特許庁は133の管理課題のうち75の管理課題に対して主管・協力機関として参加するなど、第1次国家知的財産基本計画の樹立における中心的な役割を果たした。

3. 今後の推進計画

2011年がかつて特許庁と文化部などを中心に偏って進められた知的財産政策が政府全体に拡大するように知的財産基本法と国家知的財産委員会など基本法制と行政体系を構築した年であるとすれば、2012年は第1次国家知的財産基本計画を通じて提示された中長期戦略を具体化するための知的財産政策実践の元年と言える。

まず、第1次国家知的財産基本計画のビジョンと目標を達成するためのアクションプランである2012年国家知的財産施行計画を国家知的財産委員会など関係機関と協力して構築する予定である。また、知財権訴訟の専門性と実効性を高めるための特別専門委員会の活動を強化し、企業と国民の便益が保障できるよう努力する。そして、韓国特許庁の主要政策課題が国家知的財産委員会など政府レベルの観点で議論・政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れて問題を提起することに積極的に取り組む計画である。

1980年代初め、米国は日本製造業の攻勢や貿易赤字の危機に直面し、1990年代日本は「失われた10年」という長期不況を経験した。しかし、この巨大な二つの先進国は「知的財産政策の強化」という切り札で困難を乗り越えた。特に、日本は2002年知的財産戦略本部の設立を基点に技術貿易の黒字規模が大幅増加した。

韓国は世界金融危機から最も早く、そして最も克服に成功した国として認められている。これからはもう一歩先に進み、強力な知的財産政策を推進して韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に向けて跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示し、知的財産強国により近づけるよう取り組んでいく予定である。

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 コ・ヒスン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方針を導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部の需要調査、学界・企業の需要に基づいて委託する政策研究課題のテーマを選定している。その主な内容は以下のとおりである。

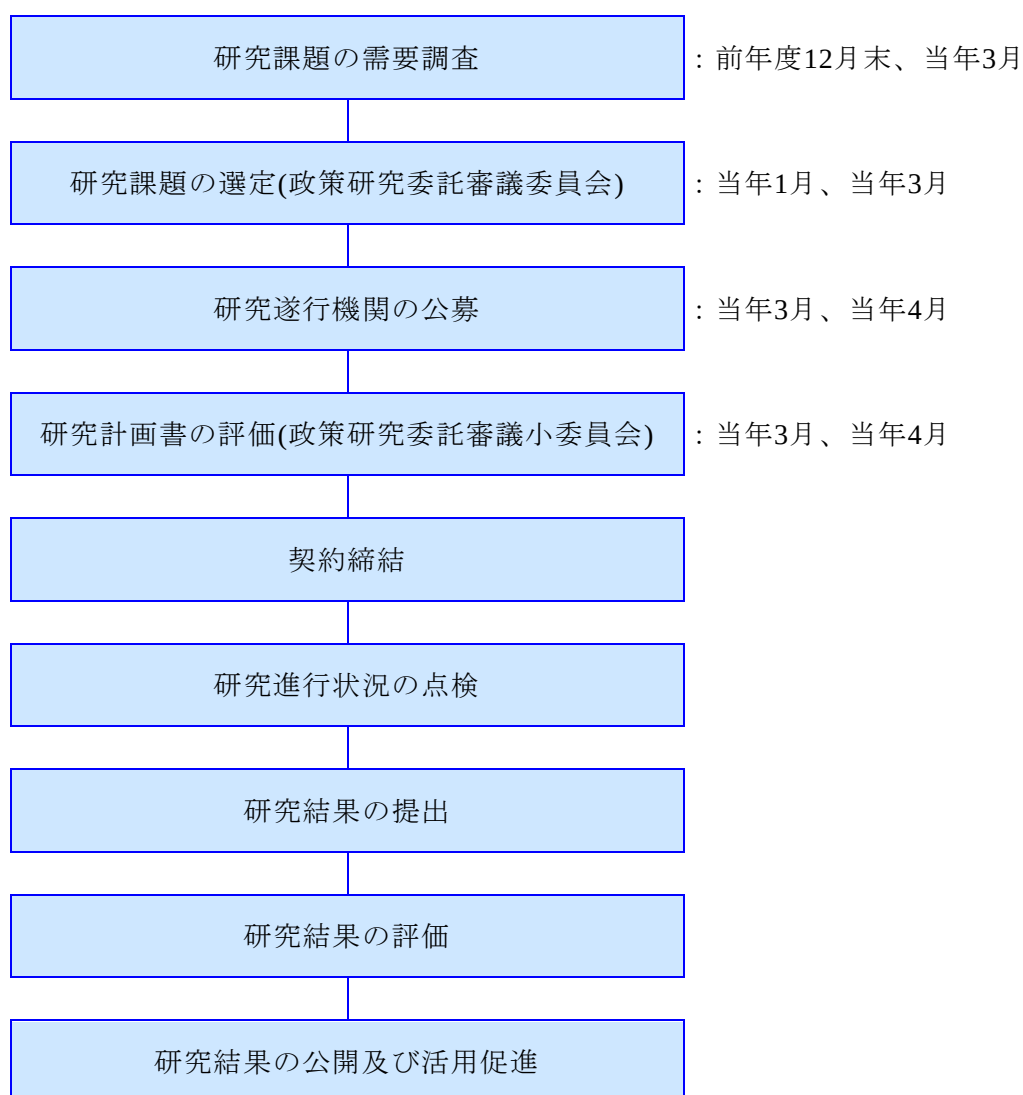
- 特許・商標などの産業財産権とコンピュータプログラム、地理的表示など新知的財産権と関連した法・制度の研究
- 科学技術、貿易、中小企業、人材育成、国民保健など国家の主要政策と知財権政策を連携させるための政策研究
- 主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改

善策を導き出す研究

○自由貿易協定(FTA)及び知財権関連の国際条約など国内外の環境変化に伴う国家知的財産対応戦略を樹立するための政策懸案の研究

政策研究委託テーマは政策研究委託審議委員会で決め、公開競争を通じて該当分野で最高の専門機関(専門家)と契約を締結し、研究を遂行している。政策研究委託の推進プロセス及び運営は以下の通りである。

＜表Ⅱ－6－1＞政策研究委託の推進プロセス及び運営



* 「政策研究委託管理規定の施行細則」(特許庁訓令第648号)運営

2011年に行った研究課題は以下のとおりであり、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託サイト(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

＜表Ⅱ－6－2＞2011年知的財産政策研究委託のテーマ

区分	課題名
1	国内地理的表示制度の統合化方案
2	知的財産サービス業の育成のための租税減免など支援策の研究
3	Open Marketでの商標権侵害に対する保護方案の研究
4	インテリアデザインのデザイン保護体系及び保護範囲の研究
5	ヘーグ協定加盟国のデザイン制度研究
6	知財権の実効性確保のための研究
7	合理的な手数料体系の定立のための研究
8	効率的な審査品質管理のための適正審査評価標本規模に関する研究
9	外国語書面特許出願制度の導入による法令改正及び実務運営方案の研究
10	韓米FTAを反映した改正特許法の施行に向けた下位法令の改正方案の研究
11	融複合技術の新概念の定立及び国際特許分類及び融複合性の分析
12	現行不正競争防止法の問題点及び改善策の研究
13	主要国における知的財産行政体系の構築効果に関する研究
14	公正な技術開発環境構築に向けた営業秘密保険制度の改善に関する研究
15	オンライン-グローバル環境に適した産業財産権登録制度の研究
16	知財権情報の普及・活用促進に向けたデータ商品化及び価格政策樹立の研究
17	知的財産人材の需給状況及び展望調査
18	未活用特許の産業・市場観点分析を通じた活用促進モデルの定立
19	特許庁の組織性と評価体系及び成果指標の改善
20	特許微生物寄託制度の改善方案に関する研究

21	知的財産と経済発展に関する研究
22	OECD協力方案に関する研究
23	現代技術環境における知財権侵害成立要件の運営
24	最適な審査品質管理要素の分析及び管理体系の構築に対する研究
25	ヘーグ協定及びロカルノ分類の導入によるデザイン無審査品目の再調整方案研究
26	先行調査によるデザイン審査削減率算定基準に関する研究

ハ．評価及び発展方向

これまで政策研究委託の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2010年知財権研究委託事業を通じて行われた27の課題の政策活用率は77.8%で、2008年(66.6%)、2009年(71.4%)を記録し、着実に右肩上がりの傾向を見せている。2010年27件の中で法令の制定・改正及び制度改善に14件(51.8%)、推進中の事業改善に7件(26.0%)が活用された。今後は特許政策の樹立及び発展のための法令・制度改善課題の比重を持続的に増やす必要がある。知財権分野の政策研究委託を通じて急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を講じて普及していることを考えると、知財権政策研究委託結果の活用は引き続き強化していかなければならない。

今後も政策研究委託の結果が知財権の政策樹立に直接反映されるよう、法令・制度改善課題の比重を拡大し、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の強化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題の活用度及び課題評価の結果を課題選定の際に反映し、課題品質の改善も推進していく計画である。

2. 知的財産政策研究のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 パク・ゾンイル

イ．推進背景及び概要

知識基盤社会において国家競争力を高めるためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ．推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国の他にも主要新興国(ロシア、ブラジル、サウジアラビア、アルゼンチン)の知的財産に対する動向情報まで把握し、国内外の知財情報DBをモニタリングして収集した情報の中から、政策的な示唆点が多い知的財産権関連情報をメーリングサービスで毎週提供している。

一年間収集した世界動向及び学術情報などの知財関連情報の分析を基に未来の変化に対応するため、外国政府及び企業の政策動向を『Global IP Trend 2011』を通じて提示した。そして、争点となったIP問題に対して専門家が参加する座談会や様々な立場の専門家が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析情報を提供するため、多様なコンテンツの構成で知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策問題や懸案課題に対して集中的に議論した分析情報を「知識財産政策」(年4回)を通じて提供した。

2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

知識財産基本法の制定を記念し、国内外に知的財産アジェンダを拡散する機会を設けるため、国務総理、WIPO事務総長など国内外の知的財産リーダーが参加した「国

家発展のための知的財産戦略国際セミナー」を開催した。

また、韓国知的財産研究の産学協力を活性化するため、「韓・米共同知的財産シンポジウム」を開催し、1990年代から続いた米国National Academiesの研究事例を発表するきっかけを作った。

「2011年行政学共同学会大会」を始め、公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」が可能になった。また、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて、専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅱ－6－3＞2011年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
「2011行政学共同学会大会」
「不正競争防止法を通じた新知的財産権の保護方案」フォーラム
「伝統知識及び遺伝資源の国際議論への対応」フォーラム
「知的財産権の範囲拡大による権利保護方案」フォーラム
国家発展に向けた知的財産戦略の国際セミナー
韓・米共同知的財産シンポジウム

3)知識財産研究の基盤作り

IP研究の裾野拡大及び研究環境作りのために開催された2011年大学(院)生知財権優秀論文公募展には計140チームから申込みがあり、前年比申請チーム数が53%増加し、ますます知的財産分野に対する大学(院)生の関心が高まっていることが立証された。論文審査の結果、全般的に提出された論文の質が高くなったという評価の中で、忠南大学法学専門大学院チームの「抗体医薬品の登場、医薬特許の新たな局面-特許紛争を中心とした研究-」が最優秀賞を受賞した。

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連の法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌であり、現在韓国研究財団に登載候補誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約6,000冊、研究報告書1,438冊、フォーラムセミナー資料299冊、定期刊行物2,793冊など計10,530冊に達する膨大な資料を保有し、オーストラリアIPRIAなど知的財産関連の海外7つの機関と資料交流を行うなど、知的財産専門図書館としての役割を充実に果たしている。また、E-bookシステムの導入及びKYOBO文庫のOne-Touchシステムの導入などを通じて持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅱ－6－1>知的財産専門図書館の写真



<知的財産専門図書館の内部>



<知的財産専門図書館の書架>

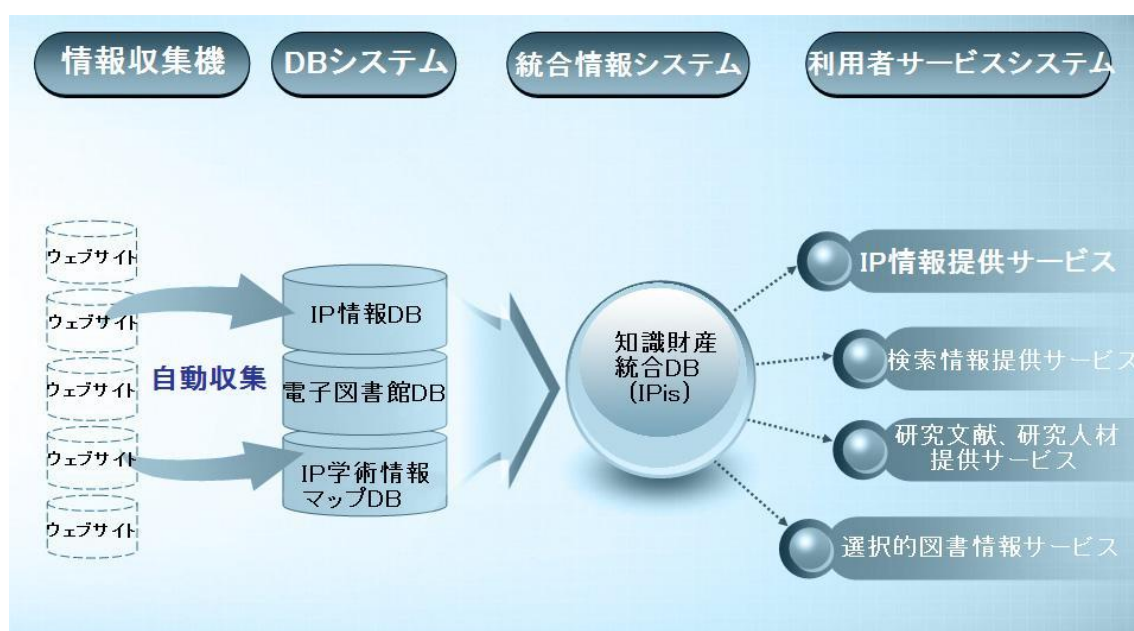
4)知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案

資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2011年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関など会員数は7,764名に達している。また、文字の大きさ調節システム及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週送信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築し、知的財産分野の戦略的な学術振興のための総合的な知的財産研究DBと国内外の知的財産研究人材ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の29,000件余りの学術誌に対する情報を検索・閲覧することができる。

＜図Ⅱ－6－2＞知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

知的財産基本法と知的財産基本計画が制定されたことから、知的財産基本法の方針と知的財産基本計画を効果的に推進するため、政府の積極的な研究推進が求められる時点である。

そこで、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来の核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究、これを通じて知的財産及び新知的財産の未来予測研究など、他の知的財産関連研究の基礎的資料と方法論を提供する中大型基礎研究の遂行を支援している。

2011年の主な推進実績を見ると、各基礎課題別報告書の発刊、基礎課題別基礎資料DBの構築、IP法令・判例などのDBフォーマット及び検索のための分類体系を構築した。

＜表Ⅱ－6－4＞2011年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を阻害する要因を研究し、知的財産制度の発展方向を定め、制度の存立根拠を構築
新知的財産権の動向分析及び法的保護方案	新知的財産、特に食糧安保及び医薬品接近権問題の核心にある遺伝資源と関連する国内外の動向分析及び対応戦略の樹立
国家知的財産戦略の樹立に関する研究	国家知的財産基本計画及び施行計画の樹立を支援する政策及び戦略樹立報告書を作成し、知的財産問題に対する争点調整に活用
海外主要国のIP関連法制度及び政策動向の調査・分析	国内外の知的財産法制情報の総合サービス普及体制を構築し、今後インターネットウェブを通じた関連情報の提供
知的財産競争力及び特性指標の開発	IP活動主体の競争力とIPそのものの特性を定量的に測定・分析可能な指標を開発し、知的財産関連意思決定の効率性及び信頼性の向上
研究開発で創出された知的財産成果の質的評価方法論の開	国家R&D特許の質的評価指標の開発を通じて専門家の深層評価、大規模な国家R&D事業戦略樹立の基礎資料

発	を提供
IP価値評価方法論の開発	IP基盤の取引拡大、特許紛争の激化、著作権・コンテンツの活用などIPの特徴を反映した価値評価技法の必要性が増大したことから、この方法論を開発